

2022年9月

## ご契約のしおり

(2022年9月2日以降発効契約用)

# ずっとあい CO・OP共済 終身医療 終身生命 〈低解約返戻金型〉

ご一読いただき、  
共済証書とともに  
大切に保管して  
ください。



～ご一読のうえ、大切に保管してください～

- ・本冊子は、CO・OP共済《ずっとあい》終身生命〈低解約返戻金型〉・終身医療の契約内容となる共済事業規約・細則の内容を要約し、わかりやすく記載したものです。2022年9月時点の内容を記載しています。

(2つの商品について記載しているため、どちらか1つの商品のみにご加入されている場合はご注意ください。)

- ・商品改定等により保障内容等に変更が生じる場合は、CO・OP共済ホームページおよび「加入者ニュース」でご案内します。「加入者ニュース」は、本冊子と一緒に大切に保管してください。

契約引受団体

**日本コープ共済生活協同組合連合会**

Z70D001

162211

---

CO・OP共済《ずっとあい》の契約においては、終身  
共済事業規約・細則の内容が契約内容となります。  
共済事業規約・細則の本文および本ご契約のしおり  
は、CO・OP共済ホームページでご覧いただけます。

<https://coopkyosai.coop/kiyaku/index/>



こんなときはご案内のページをご覧ください。

ページ

共済用語の意味を知りたい	→	主な共済用語のご説明	2
この商品のしくみが知りたい	→	《ずっとあい》の特長としくみ	7
加入の要件について知りたい	→	契約者の範囲	34
		被共済者の範囲	34
共済金の受取人について知りたい	→	共済金の受取人	35
受取人が共済金を請求できない場合に備えたい	→	指定代理請求人制度	38
保障される期間について知りたい	→	共済期間	9
		契約の成立と発効	42
契約が終了する場合について知りたい	→	契約の終了	55
解約返戻金について知りたい	→	解約返戻金	62

どのような場合に保障されるのを知りたい	《ずっとあい》の保障内容	10
共済金の請求方法を知りたい	共済金のご請求とお支払い	69
共済金が支払われない場合や、削減される場合について知りたい	共済金をお支払いしない場合	27
	共済金を削減してお支払いする場合	31
保障内容を変更したい	保障内容を変更する場合	51
引越しや生協を脱退した場合の手続き方法を知りたい	生協に通知が必要な場合（契約者の通知義務）	53

## はじめに

- 共済契約者にお渡しする書類…………… 1
- 主な共済用語のご説明…………… 2
- はじめにご確認いただきたいこと…………… 4
- 《ずっとあい》の特長としくみ…………… 7

## 《ずっとあい》の保障内容

### 【「終身生命〈低解約返戻金型〉」に関する保障】

- 死亡・重度障害共済金…………… 10
- リビングニーズ共済金…………… 13

### 【「終身医療」に関する保障】

- 入院共済金…………… 14
- 1回の入院とみなす場合…………… 18
- 手術共済金…………… 20
- 不慮の事故等とは…………… 24
- 申込日の翌日以後、発効日の前日までに発生した  
共済事由の取扱い…………… 25
- 共済金をお支払いしない場合…………… 27
- 共済金を削減してお支払いする場合…………… 31

## ご契約について

- 契約関係者…………… 34
- 契約の申込み…………… 39
- 契約の成立と発効…………… 42
- 掛金の払込み…………… 43
- 掛金の払込免除(「終身医療」)…………… 47
- 掛金の払込免除をしない場合…………… 50
- 契約内容・契約関係者に関する変更…………… 51
- 契約の終了…………… 55
- 重大事由とは…………… 61
- 解約返戻金…………… 62
- 割戻金…………… 66

## 共済金のご請求およびお支払い

- ご請求からお支払いまでの流れ……………67
- 共済金のご請求とお支払い……………69
- 代理人による請求手続き……………71
- 代理人による掛金の払込免除手続き(「終身医療」)…74
- 共済金と税金……………77

## 移行契約

- 移行契約に関する注意事項……………80

## その他

- ご意見・ご要望・苦情のお申し出……………83
- CO・OP共済について……………85

## しおり別表

- |        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| しおり別表1 | 所定の重度障がい……………86                      |
| しおり別表2 | 外因による事故の範囲および<br>不慮の事故とみなす感染症……………87 |
| しおり別表3 | 共済金請求時の提出書類……………89                   |

## 資料

- |     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 資料1 | 各コースの共済金額……………91                   |
| 資料2 | 移行契約の各コースの共済金額……………93              |
| 資料3 | 「終身生命<低解約返戻金型>」<br>解約返戻金目安表……………95 |

## その他のお知らせ

- 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)  
に関するお願い(「終身生命<低解約返戻金型>」)…129
- 共通報告基準(CRS)に関するお願い  
(「終身生命<低解約返戻金型>」)…129
- 共済金に関するよくあるご質問……………131
- ☐ご案内 CO・OP共済 健康ダイヤルについて……………133
- ☐ご案内 異常災害見舞金について……………135

# 共済契約者にお渡しする書類

契約発効後にお渡しする書類は次のとおりです。

## <契約発効後>

### 共済証書

共済金額や共済期間等の契約内容を記載したものです。内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

### ご契約のしおり

本冊子です。契約内容となる共済事業規約・細則の内容を要約し、わかりやすく記載しています。内容をご確認のうえ、大切に保管してください。商品改定等により保障内容等に変更が生じる場合には、CO・OP共済ホームページおよび「加入者ニュース」でご案内します。

## <年1回発送（毎年9月～10月頃）>

### 控除証明書（共済掛金払込証明書）兼 割戻通知書

生命保険料控除を受ける場合に使用する控除証明書（共済掛金払込証明書）と当年度の割戻金に関する通知です。年末調整、確定申告まで大切に保管してください。

### 加入者ニュース

事業状況、商品改定内容等を掲載しています。必ず共済証書および本冊子と一緒に大切に保管してください。

※「控除証明書（共済掛金払込証明書）兼 割戻通知書」に同封します。

## 主な共済用語のご説明

か	かいやくへんれいきん <b>解約返戻金</b>	共済契約を解約した場合等に、共済契約者に払い戻すお金のことをいいます。
き	きょうさいかけきん <b>共済掛金</b>	共済契約に基づき、保障に対して当会に払い込んでいただくお金のことをいいます。
	きょうさいきかん <b>共済期間</b>	共済契約において保障をする期間のことをいいます。
	きょうさいきん <b>共済金</b>	共済事由が発生した場合にお支払いするお金のことをいいます。
	きょうさいきん <b>共済金</b> うけとりにん <b>受取人</b>	共済金を請求して受け取る権利を持つ方のことをいいます。
	きょうさいけいやくしゃ <b>共済契約者</b>	当会と共済契約を結び、契約上の権利(契約内容の変更の請求権等)と義務(共済掛金の支払義務等)を持つ方のことをいいます。
	きょうさいじぎょう <b>共済事業</b> きやく さいそく <b>規約・細則</b>	共済契約についての取り決めに記載したものです。保障内容等は共済事業規約に、共済事業実施のための手続き、その他事業の執行に必要な事項は共済事業細則に定めています。
きょうさいじゆう <b>共済事由</b>	共済事業規約・細則に定める、共済金をお支払いする原因となる事象(死亡・入院等)のことをいいます。 なお、共済事業規約・細則においては「共済事故」と表記しています。	
し	しっこう <b>失効</b>	共済掛金の払込猶予期間を過ぎても共済掛金の払込みがなく、共済契約の効力が失われることをいいます。
	していだり <b>指定代理</b> せいぎゆうにん <b>請求人</b>	共済契約者が共済金受取人となる共済金について、共済契約者が請求できない事情がある場合に、共済契約者に代わって共済金を請求するために、あらかじめ共済契約者が指定した人をいいます。

と	とくそく 特則	本則とは異なる要件とすることを目的に、本則に付加するものです。
は	はっこう 発効	共済契約の効力が発生することをいいます。また、この日を発効日といいます。
	はっこうおうとうび 発効応当日	発効後に迎える、発効日に対応する日のことをいいます。また、発効日の年ごとの応当日を「発効年応当日」、月ごとの応当日を「発効月応当日」といいます。 例) 発効日が2022年3月5日の場合「発効年応当日」は、2023年3月5日、2024年3月5日と、以後の毎年の3月5日が該当します。「発効月応当日」は、2022年4月5日、2022年5月5日と、以後の毎月の5日が該当します。 なお、該当する月に応当する日がない場合には、その月の末日を応当日とみなします。
ひ	ひきょうさいしゃ 被共済者	保障の対象になる方のことをいいます。
ほ	ほんそく 本則	共済事業規約の中で、原則としてすべての共済契約者に適用される契約内容をいいます。
も	もうしこみび 申込日	当会が加入申込書を受付した日をいいます。
わ	わりもどしきん 割戻金	毎年の決算において剰余が生じた場合に、共済契約に対して割り当てるお金のことをいいます。

※以下、共済掛金は「掛金」、共済金受取人は「受取人」、共済契約は「契約」、共済契約者は「契約者」と表記します。また、共済事業規約・細則は、「規約」「細則」と表記します。

※以下、C O ・ O P 共済《ずっとあい》終身生命〈低解約返戻金型〉/終身医療は、総称して「《ずっとあい》」と表記し、それぞれの商品については、「終身生命〈低解約返戻金型〉」「終身医療」と表記します。

# はじめにご確認いただきたいこと

## ■告知義務

告知内容が事実と異なる場合、契約を解除し、共済金をお支払いしないことがあります。

契約者と被共済者には、契約のお申込みにあたり、健康状態等について正しく告知していただく義務（告知義務）があります。当社が加入申込書等の書面でおたずねする内容について、事実を正確に告知してください。

☞ 「契約の申込み」については P.39

☞ 「告知義務違反による契約の解除」については P.56

## ■保障の開始

共済金をお支払いできるのは発効日からです。

当社が契約の申込みを承諾した場合、1回目の掛金の払込日の翌日（発効日）午前0時から保障を開始します。申込日の翌日以後、発効日の前日までに発生した共済事由について共済金をお支払いする場合も、お支払いは発効日以後となります。

☞ 「契約の成立と発効」については P.42

## ■掛金の払込猶予期間

払込猶予期間中に掛金の払込みがないと、契約が失効します。

掛金は払込期日までに払込みいただきますが、一時的に払込みのご都合がつかないときのために払込猶予期間を設けています。この期間中に払込みがないと、契約が失効します。

☞ 「掛金の払込み」については P.43

## ■共済金をお支払いしない場合

共済金をお支払いしない場合があります。

例えば、共済事由に該当しない場合や、共済事由の発生の原因が、契約者または受取人の故意、被共済者の犯罪行為等の免責事由に該当する場合は、共済金をお支払いしません。

☞ 「共済金をお支払いしない場合」については P.27

## ■共済金を削減する場合

共済金を削減してお支払いする場合があります。

共済金をお支払いする場合でも、例えば申込日以前にすでにかかっていた病気を原因とする、申込日から1年以内の共済事由については、共済金を削減してお支払いします。

☞ 「共済金を削減してお支払いする場合」については P.31

## ■解約返戻金

「終身生命〈低解約返戻金型〉」には解約返戻金がありますが、共済掛金払込期間中の解約返戻金を抑制するしくみで掛金を計算しているため、共済掛金払込期間中に解約等された場合の解約返戻金は、解約返戻金を抑制しない場合の70%になります。解約返戻金の額は、加入年齢・掛金払込期間・経過年数等によって異なりますが、発効後、短期間で解約した場合、解約返戻金はまったくないかあってもごく少額です。「終身医療」には掛金払込期間中の解約返戻金がありません。

ただし、「終身医療」の短期払の契約で、掛金払込期間およびその期間中の掛金の払込みがともに終了した後の解約、消滅等の場合には入院日額の10倍の金額を払い戻します。

「終身生命〈低解約返戻金型〉」「終身医療」ともに、年払契約で未経過共済期間に対応する掛金相当額がある場合は返金します。なお、《ずっとあい》には満期金がありません。

☞ 「契約の終了」については P.55

☞ 「解約返戻金」については P.62

## ■CO・OP共済について

CO・OP共済は生協の組合員および同一生計のご家族が利用できる商品です。

CO・OP共済は、組合員の共済を図ることを目的に、生協法に基づき厚生労働大臣の認可を得て事業を行っています。生協を脱退する場合や、契約者と組合員または被共済者が別生計となる場合は、契約継続のためにはお手続きが必要となります。

☞ 「契約関係者に関する変更」については P.51

☞ 「CO・OP共済について」は P.85

## ■個人情報の取扱い

### <利用目的>

皆様からご提供いただいた個人情報は以下の目的で利用させていただきます。

- ①各種共済契約のお引き受け、維持管理、共済金のお支払
- ②C O・O P 共済商品・サービスのご案内・提供
- ③ご加入の生協の共済事業、利用事業、店舗事業、宅配事業、福祉事業等の運営や商品、サービスのご案内・提供
- ④業務品質向上のための取組み
- ⑤弊会が契約者となる団体保険のご案内や契約手続き
- ⑥その他共同利用者が実施する事業の運営や各種商品、各種サービスのご案内・提供
- ⑦弊会ウェブサイトに入力いただいた個人情報や、ウェブサイトの閲覧履歴やアクセス状況の情報等の分析に基づく、サイト利用者の関心に応じた各種共済商品・サービスに関する広告等および弊会ウェブサイトのサービス改善等
- ⑧その他、上記に関連・付随する業務、並びにお取引等を適切かつ円滑に履行するための業務

### <第三者への提供>

弊会は、次の場合に個人データを第三者に提供することがあります。

- ①ご本人の同意をいただいている場合
- ②法令に基づく場合
- ③利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先に提供する場合
- ④個人情報保護法に従って個人データの共同利用を行う場合
- ⑤再保険のために再保険会社に個人データを提供する場合

### <共同利用>

弊会は、弊会の会員生協、その生協が所属する連合会、それらの団体の子会社・関連会社等と、個人データを共同利用することがあります。

詳しくは、コープ共済連、またはご加入の生協のホームページをご覧ください。

コープ共済連のホームページ：<https://coopkyosai.coop>

# 《ずっとあい》の特長としくみ

## 1. 《ずっとあい》の特長

### 「終身生命〈低解約返戻金型〉」

- ◎加入時からずっと変わらない掛金で、一生涯の生命保障を備えることができます。
- ◎共済掛金払込期間中の解約返戻金額の水準を低く設定することで、割安な共済掛金額としています。
- ◎被共済者が余命6ヵ月以内と判断される場合に、将来の死亡共済金の代わりにリビングニーズ共済金を請求することができます。

### 「終身医療」

- ◎加入時からずっと変わらない掛金で、一生涯の医療保障を備えることができます。
- ◎掛金払込期間中に所定の重度障がい状態になった場合、それ以降の掛金はいただきません（払込免除）。

## 2. 《ずっとあい》のしくみ

### (1) 《ずっとあい》の契約内容

《ずっとあい》の契約においては、終身共済事業規約・細則の内容が契約内容となります。

規約・細則の本文は、C O O P 共済ホームページでご覧いただけます。

<https://coopkyosai.coop/kiyaku/index/>

### ご注意



法令等の改正、社会情勢の変化その他の事情により規約または細則を変更する必要がある場合、当会は、民法第548条の4に基づき規約または細則を変更することにより、個別に契約者と合意をすることなく契約内容を変更することがあります。この場合、変更する旨および変更後の規約または細則ならびにその効力発生時期をホームページへの記載その他の適切な方法により周知します。

### (2) 低解約返戻金型とは（終身生命）

共済掛金払込期間中の解約返戻金額の水準を低く設定することで共済掛金を割安にしている商品です（共済掛金払込期間中の解約返戻金は、解約返戻金を抑制しない場合の70%です）。

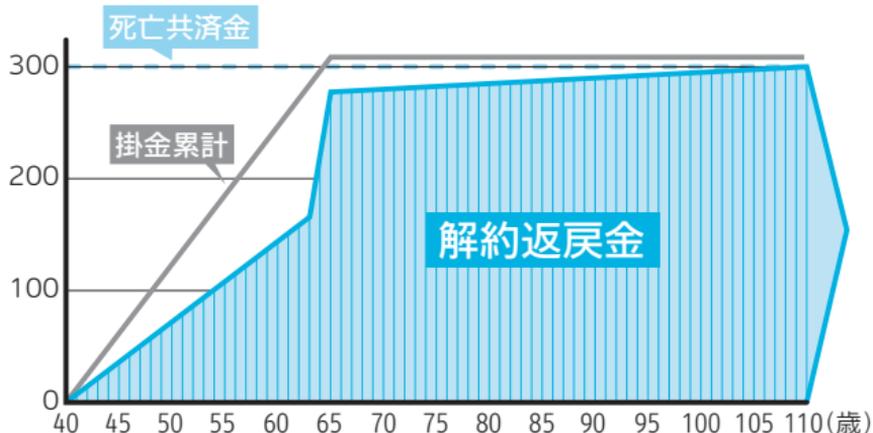
【例】発効時年齢満 40 歳男性

「終身生命〈低解約返戻金型〉」300万円コース

65歳払込満了の月払契約における解約返戻金等の推移

(単位：万円)

【掛金累計と解約返戻金等の推移】



※掛金の払込総額がお支払いする死亡共済金を上回る場合があります。

### (3) 商品ごとの保障内容について

《ずっとあい》は、基本契約と特則を組み合わせた商品です。

#### 【《ずっとあい》基本契約と特則の組み合わせイメージ】

基本契約
<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡・重度障害共済金</li> <li>・疾病入院共済金・疾病手術共済金・災害入院共済金・災害手術共済金</li> </ul>

+

特則
入院共済金等不担保特則 リビングニーズ特則

+

特則
死亡共済金不担保特則 重度障害共済金不担保特則 共済掛金払込免除特則 無解約返戻金特則

「終身生命〈低解約返戻金型〉」
死亡・重度障害共済金
リビングニーズ共済金

「終身医療」
疾病入院共済金
疾病手術共済金
災害入院共済金
災害手術共済金

※以下、疾病入院共済金および疾病手術共済金は「病気入院共済金」「病気手術共済金」と表記します。また、災害入院共済金および災害手術共済金は「事故入院共済金」「事故手術共済金」と表記します。

### 3. 共済期間

共済期間は発効日から一生涯です。共済期間の途中で契約が終了（解約、解除、失効、消滅等）となった場合は、終了日までです。

## 《ずっとあい》の保障内容

ご加入の商品（「終身生命〈低解約返戻金型〉」「終身医療」）により保障内容が異なります。ご加入の商品に該当する部分をご確認ください。

### 「終身生命〈低解約返戻金型〉」に関する保障

#### 死亡・重度障害共済金

※本項の説明において、各用語の取扱いは次のとおりです。

医師	医師法に定める医師または歯科医師法に定める歯科医師を指します。なお、日本の医師または歯科医師と同等であると認められる日本国外の医師または歯科医師を含みます。
所定の重度障がい	労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年 9 月 1 日労働省令第 22 号）別表第 1「障害等級表」（第 14 条、第 15 条、第 18 条の 8 関係）の第 1 級、第 2 級および第 3 級の②、③、④のいずれかの身体障がいの状態であると医師が診断したものをいいます。
身体障がい	病気またはケガが治癒したときに残存する器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な毀損状態をいいます。なお、不慮の事故等を直接の原因とする非器質性精神障害（PTSD 等）を含みます。

### 1. お支払いの概要

	死亡共済金	重度障害共済金
お支払いする場合（共済事由）	被共済者が共済期間中に死亡したとき	被共済者が共済期間中に所定の重度障がいとなったとき
支払金額	死亡・重度障害共済金額	
支払限度	死亡共済金と重度障害共済金は、二重にお支払いしません。	

## 【契約の消滅について】

被共済者が死亡した場合、または重度障害共済金をお支払いした場合には、契約は消滅します。

👉「契約の消滅」については P.58

**ご注意** 所定の重度障がいの判断は、身体障害者手帳に記載されている障がいの級別や公的介護保険制度の要介護認定基準等とは異なります。



「所定の重度障がい」については **しおり別表1** (→P.86) をご覧ください。

## 2. お支払いの詳細

### (1) お支払いする共済金額

死亡共済金は死亡日、重度障害共済金は医師の診断に基づく重度障がいの症状固定日における契約の死亡・重度障害共済金額をお支払いします。

### (2) 障がいの認定

①重度障がいの等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）第14条（障害等級等）第2項から第4項に準じて行います。

②次のア～ウのいずれかに該当する場合、重度障がいについて症状が固定したものとみなします。

ア. 病気により、所定の重度障がいの状態に該当し、その原因となった病気について回復の見込みがないとき

イ. 不慮の事故等により、事故日から2年以内に、所定の重度障がいの状態に該当し、その原因となったケガについて回復の見込みがないとき

ウ. 不慮の事故等により、事故日から2年を超えて公的な障がい認定（自動車賠償責任保険、労働災害、公務災害等）を受けたとき（事故日から2年後の事故日に応ずる日の前日において医師からの症状固定の診断がされたものとみなします）

👉「不慮の事故等とは」については P.24

### (3) 生死不明の場合の死亡共済金のお支払い

被共済者の生死がわからない場合、次の①または②に該当するときは死亡したものとみなして共済金をお支払いします。ただし、共済金をお支払いした後に、被共済者の生存がわかったときは、受取人は死亡共済金を当会に返還しなければなりません（請求時には、この取扱いに同意する念書の提出が必要です）。

#### ①家庭裁判所により失踪宣告を受けたとき

※普通失踪においては7年間の期間が満了したとき、特別失踪においては死亡の原因となるべき危難の去ったときに被共済者が死亡したものとみなします。

#### ②船舶または航空機の事故またはその他の危難に遭い、次のア～ウの期間を経過しても生死がわからないとき

ア．航空機の事故の場合 30日

イ．船舶の事故の場合 3ヵ月

ウ．上記ア、イ以外の危難の場合 1年

※その危難の去ったときに被共済者が死亡したものとみなします。ただし、それぞれの期間が経過する前であっても、被共済者が死亡したものと認められるときは、死亡共済金をお支払いします。

# リビングニーズ共済金

## 1. お支払いの概要

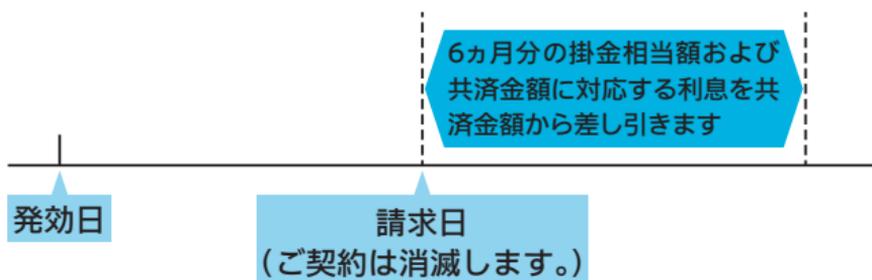
	リビングニーズ共済金
お支払いする場合 (共済事由)	共済期間中に被共済者の余命が6ヵ月以内と判断される状態となり、契約者が将来の死亡共済金の代わりにリビングニーズ共済金を請求したとき
支払金額	死亡共済金額から6ヵ月分の掛金相当額および死亡共済金額に対応する6ヵ月分の利息を差し引いた金額
支払限度	死亡共済金、重度障害共済金およびリビングニーズ共済金は、二重にお支払いしません。

## 2. お支払いの詳細

### (1) リビングニーズ共済金の支払金額および消滅日

リビングニーズ共済金は、リビングニーズ共済金の請求日における死亡共済金額をもとに算出し、お支払いします。リビングニーズ共済金が支払われた場合には、契約は請求日にさかのぼって消滅したものとみなします。

※請求日とは、必要な書類（共済金請求書、リビングニーズ共済金用診断書等）すべてが当会に到着した日です。



**【例】** 発効時年齢満 20 歳男性 60 歳払込満了の月払契約「終身生命〈低解約返戻金型〉」1,000 万円コースの方が、満 55 歳でリビングニーズ共済金を請求した場合  
…リビングニーズ共済金額=9,859,438 円

**ご注意** 死亡共済金額の一部のみをリビングニーズ共済金として請求することはできません。



## 「終身医療」に関する保障

### 入院共済金

※本項の説明において、各用語の取扱いは次のとおりです。

入院	<p>医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p> <p>※医師が退院しても差し支えないと認定した日より後の入院は、「入院」に該当しません。</p> <p>※健康保険の療養の給付または療養費の対象とならないもの（美容整形や正常分娩による入院、介護保険による入所等）は、「入院」に該当しません。</p> <p>※性同一性障がいの原因とした入院については、健康保険の適用外であっても、「入院」に該当する場合があります。</p> <p>※労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険の給付を受けるため、健康保険を使用しない場合でも、その療養の内容が健康保険の対象となるものであれば、「入院」に該当します。</p> <p>※「入院」に該当するかどうかは、主治医の判断だけでなく、当会において治療内容、他覚的所見の有無、生活状況等を確認のうえ、入院時の医学的水準等に照らして判断します。入院中に「入院」に該当しなくなった場合、入院は終了したものとみなし、「入院」に該当しなくなった日の前日を退院日とします。</p>
病院	<p>医療法に定める病院または患者の収容施設をもつ診療所を指します。なお、該当の病院または診療所と同等であると認められる場合は、日本国外にある医療施設について病院または診療所に準ずるものとします。</p>
医師	<p>医師法に定める医師または歯科医師法に定める歯科医師を指します。なお、日本の医師または歯科医師と同等であると認められる日本国外の医師または歯科医師を含みます。</p>
健康保険	<p>次のいずれかの法律に基づく医療保険制度によるものをいいます。</p> <p>健康保険法／国民健康保険法／国家公務員共済組合法／地方公務員等共済組合法／私立学校教職員共済法／船員保険法／高齢者の医療の確保に関する法律</p>

臓器提供	胸腹部臓器、骨髄または皮膚を提供することをいいます。
------	----------------------------

## 1. お支払いの概要

	病気入院共済金	事故入院共済金
お支払いする場合 (共済事由)	被共済者が共済期間中に、病気の治療を目的として病院に入院を開始したとき	被共済者が申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因として、事故日から180日以内かつ共済期間中に病院に入院を開始したとき
支払金額	病気入院共済金日額×共済期間中の入院日数	事故入院共済金日額×共済期間中の入院日数
支払限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1回の入院について最高180日分</li> <li>・共済期間を通算して1,000日</li> </ul>	

**ご注意** 退院後、再入院したときでも、1回の入院とみなす場合があります。



👉 「1回の入院とみなす場合」についてはP.18



不慮の事故等については「不慮の事故等とは」(→P.24)をご覧ください。

## 2. お支払いの詳細

### (1) 入院共済金(共通)

入院共済金は、入院開始時における契約の入院共済金日額にてお支払いします。

※入院中に一部解約により共済金額が減額となる場合は、一部解約後の入院については減額した共済金日額にてお支払いします。

### (2) 病気入院共済金

#### ① 病気入院とみなす取扱い

次のア～オのいずれかに該当する入院については、病気入院とみなします。

ア. 異常分娩による入院

イ. 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因

として、事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始する入院（ただし、当該入院が事故日から180日以内に開始した入院と1回とみなす再入院である場合を除きます）

- ウ. 不慮の事故等以外の外因を原因とするケガによる入院
- エ. 他者の病気または不慮の事故等を直接の原因とするケガの治療を目的とする移植のための臓器提供（売買行為によるものを除きます）による入院
- オ. 申込日以前の不慮の事故等を直接の原因として、申込日から2年を超えて開始した入院

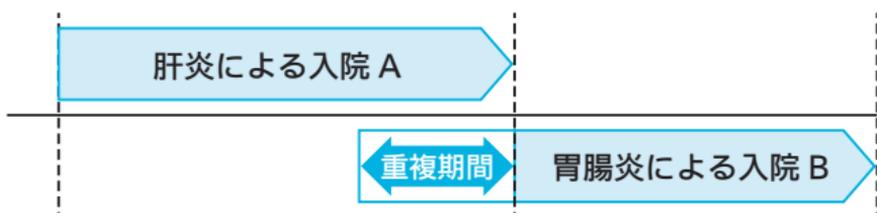
## ②治療が重複した場合の取扱い

ア. 病気入院の期間中に別の病気となった場合、または、入院を開始した時にその原因となった病気と異なる病気をすでに併発していた場合は、当初の入院を開始した原因による入院とみなして入院日数を通算し、病気入院共済金をお支払いします。重複する入院期間については二重にお支払いしません（ただし、当初の入院が免責となる場合は、異なる病気によるあらたな入院について病気入院共済金をお支払いします）。

※条件付加入制度でお引き受けした契約の場合、次の i または ii に該当するときは、あらかじめ免責となることに同意している病気（以下、「免責病気」といいます）以外の病気による入院期間については、病気入院共済金をお支払いします。

- i. 免責病気による入院を開始した時に、免責病気以外の病気を併発していたとき
  - ii. 免責病気による入院中に、免責病気以外の病気を併発したとき
- イ. 事故入院共済金が支払われる入院の期間中に病気入院を開始した場合、事故入院共済金が支払われる期間が終了した後の入院について、病気入院共済金をお支払いします。重複する入院期間については二重にお支払いしません。

### 【病気入院の例】 肝炎による入院中に胃腸炎を併発した場合



⇒肝炎による入院 A 中に発症した胃腸炎による入院 B は、入院開始時の原因（肝炎）による入院とみなし、入院 A と入院 B

をあわせて支払限度分までお支払いします。

### (3) 事故入院共済金

#### ①治療が重複した場合の取扱い

ア. 事故入院の期間中に別の不慮の事故等が発生し、その事故を原因として入院を開始した場合は、当初の入院を開始した原因による入院とみなして入院日数を通算し、事故入院共済金をお支払いします。重複する入院期間については二重にお支払いしません（ただし、当初の入院が免責となる場合は、別の不慮の事故等によるあらたな入院について事故入院共済金をお支払いします）。

イ. 病気入院共済金が支払われる入院の期間中に事故入院を開始した場合、病気入院共済金が支払われる期間が終了した後の入院について、事故入院共済金をお支払いします。重複する入院期間については二重にお支払いしません。

**ご注意** 病院で1泊した場合等でも、領収書が“外来”となっているときは、入院共済金はお支払いしません。



## 1回の入院とみなす場合

2回以上入院した場合でも、1回の入院とみなし、入院日数を通算して支払限度を適用することがあります。

※《たすけあい》《あいぷらす》から移行した場合も、1回の入院とみなす場合は入院日数を通算しますのでご注意ください。

① 2回以上入院した場合でも、それらの入院のうち同じ原因(傷病名が異なっても、因果関係のある一連の傷病を含みます。以下同じです)による入院については、1回の入院とみなし、入院日数を通算して支払限度まで共済金をお支払いします。ただし、原因が同じ入院であっても、退院日の翌日を1日目として再入院の開始日までの期間が180日を超える場合には、あらたな入院として取り扱います。

※病気入院の場合は、お支払いの対象となった最終の入院の退院日の翌日から、180日を経過して開始した入院については、あらたな入院として取り扱います(例3)。

### 【例1】 1回の入院とみなす場合

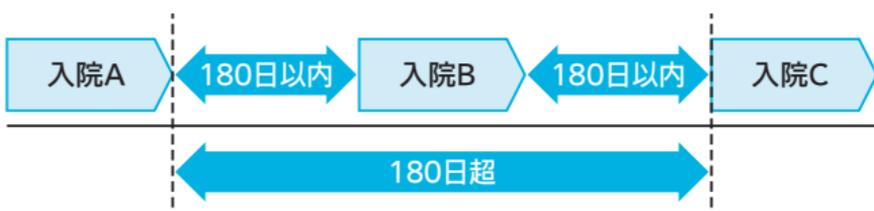
糖尿病による入院A

180日以内

糖尿病による白内障での入院B

⇒因果関係のある一連の病気のため、1回の入院とみなし、入院Aと入院Bの入院日数を合計して、支払限度までお支払いします。

### 【例2】 1回の入院とみなす場合(事故入院)



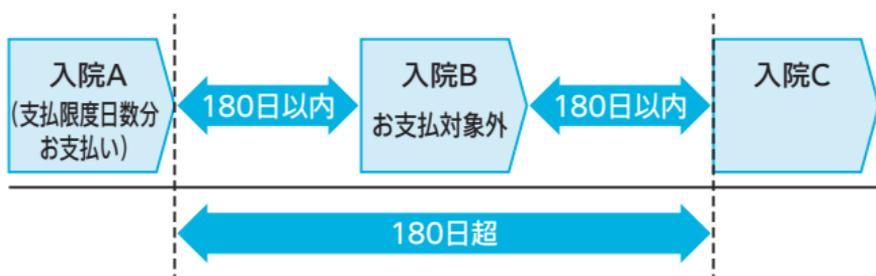
※入院A、入院B、入院Cは同一原因による入院とします。  
⇒入院Aと入院Bは同一原因による180日以内の再入院のため、1回の入院とみなします。入院Bと入院Cも同一原因による180日以内の再入院のため、入院A、入院B、入院Cをあわせて1回の入院とみなします。したがって、入院Aと入院Bと入院Cの入院日数を合計して、支払限度までお支払いします。

※入院Aと入院Bで支払限度に達している場合、入院Cについては、入院開始日が入院Aの退院日の翌日から180日

を超えていても入院共済金をお支払いしません。

※1回の入院とみなす入院の判断は、共済金の請求の有無によりません。入院Bの共済金の請求をしない場合でも、入院Aと入院Cは入院Bの期間を含んで1回の入院とみなします。

【例3】1回の入院とみなす場合と、あらたな入院として取り扱う場合（病気入院）



※入院A、入院B、入院Cは同一原因による入院とします。  
⇒入院Aと入院Bは同一原因による180日以内の再入院のため、1回の入院とみなします。入院Aで支払限度に達しているため、入院Bは入院共済金をお支払いしません。入院Cは同一原因による入院Bから180日以内の再入院ですが、お支払いの対象となった最終の入院（入院A）の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院であるため、あらたな入院として取り扱い、病気入院共済金をお支払いします。

※お支払いの対象となった最終の入院の判断は、共済金の請求の有無によりません。例えば、入院Aと入院Bの通算で支払限度に達する場合は、入院Bの共済金の請求をしない場合でも、入院Bが「お支払いの対象となった最終の入院」となります。この場合、入院Bの退院日の翌日から180日以内の再入院である入院Cについては、1回の入院とみなし、入院共済金をお支払いしません。

②転入院した場合も、前入院から継続した1回の入院とみなします。なお、転入院は退院日の当日または翌日に入院したものをいいます。

## 手術共済金

※本項の説明において、各用語の取扱いは次のとおりです。

公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度によるものをいいます。 健康保険法／国民健康保険法／国家公務員共済組合法／地方公務員等共済組合法／私立学校教職員共済法／船員保険法／高齢者の医療の確保に関する法律
臓器提供	胸腹部臓器、骨髄または皮膚を提供することをいいます。

### 1. お支払いの概要

	病気手術共済金	事故手術共済金
お支払いする場合(共済事由)	被共済者が共済期間中に、病気の治療を直接の目的として、所定の手術を受けたとき	被共済者が申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等によるケガの治療を直接の目的として、事故日から180日以内かつ共済期間中に、所定の手術を受けたとき
支払金額	病気手術共済金額(入院共済金日額と同額) × 支払倍率(5・10・20・40倍)*	事故手術共済金額(入院共済金日額と同額) × 支払倍率(5・10・20・40倍)*
支払限度	「2. お支払いの詳細」をご覧ください。	

\*下表をご覧ください。共済証書にはそれぞれ倍率を乗じた金額を表示しています。

【手術支払倍率表】

診療報酬点数	28,000点以上	14,000点 ～ 27,999点	7,000点 ～ 13,999点	1点 ～ 6,999点
支払倍率	40倍	20倍	10倍	5倍

※公的医療保険制度適用外の性同一性障がいの治療のための手術や、日本国外で受けた手術に関しては、当該手術内容を公的医療保険制度適用の手術内容に当てはめてお支払いします。

※(一連につき)(一連として)以外で、診療報酬点数が7,000点未満の放射線治療については、60日に1回、一律で10倍をお支払いします。

※診療報酬点数とは、実施した手術に割り当てられた診療報酬点数のみをいいます。各種加算等その他の点数は含みません。また、「短期滞在手術(手術、入院等の費用が一括して算定されるもの)」は、実施した手術の診療報酬点数のみをいいます。



不慮の事故等については「不慮の事故等とは」(→P.24)をご覧ください。

## 2. お支払いの詳細

### (1) お支払いする共済金額

手術共済金は、手術日における契約の手術共済金額にてお支払いします。

### (2) 所定の手術

所定の手術とは、以下①～④のいずれかに該当する診療行為をいいます。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます)。

ただし、手術を受けた日時点において効力を有する医科(歯科)診療報酬点数表によるものとし、次のア～コに該当するものは除きます。

#### 【お支払いの対象外となる手術】

- ア. 創傷処理
- イ. 皮膚切開術
- ウ. デブリードマン
- エ. 骨、軟骨または関節の非観血的なまたは徒手的な整復術、固定術および授動術
- オ. 下甲介または鼻腔の粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術
- カ. 涙嚢切開術および涙点プラグ挿入術・涙点閉鎖術
- キ. 抜歯

- ク. 鼻内異物摘出術
- ケ. 外耳道異物除去術
- コ. 鶏眼・胼胝切除術

※上記手術については、病気やケガの程度によらずお支払いの対象外となります。また、上記手術の名称は規約に定めた総称であり、医療機関で実施される手術名称とは異なる場合があります。

- ②公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます）。ただし、血液照射を除きます。
- ③公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞の採取または移植
- ④性同一性障がいの治療を直接の目的として受けた、または日本国外において受けた、上記①～③に類する診療行為

### (3) 支払限度等

- ①次のア～エの手術については、施術の開始日から 60 日の間に 1 回の支払いを限度とします。
  - ア. レーザー・冷凍凝固による眼球手術
  - イ. 内視鏡等による脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器手術（ファイバースコープ・体表の切開を伴わない硬性内視鏡による手術、および血管・バスケットカテーテルによる手術をいいます）
  - ウ. 体外衝撃波による体内結石破碎術
  - エ. 放射線治療（血液照射を除きます）
- ②所定の手術のうち、2 種類以上の手術を同じ日に受けた場合、または 1 種類の手術を同じ日に複数回にわたって受けた場合（1 回の手術を 2 日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします）は、最も支払倍率の高いいずれか 1 種類の手術を 1 回受けたものとみなします。
- ③上記①以外の手術について、複数回実施する手術を 1 回（一連）の手術として医療機関が算定する場合は、複数回実施する場合であっても 1 回の手術とみなします。
- ④医科診療報酬点数表において手術料が 1 日または 1 ヶ月につき算定される手術を受けた場合には、その手術を受けた 1 日目についてのみ共済金をお支払いします。

#### (4) 病気の治療を直接の目的とした手術とみなす取扱い

次の①～⑤のいずれかに該当する所定の手術については、病気の治療を直接の目的とした手術とみなします。

- ①異常分娩による手術（健康保険の療養の給付または療養費の対象となるものに限ります）
- ②申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因として、事故日からその日を含めて180日を経過した後に受けた手術
- ③不慮の事故等以外の外因を原因とするケガによる手術
- ④他者の病気または不慮の事故等を直接の原因とするケガの治療を目的とする移植のための臓器提供（売買行為によるものを除きます）による手術
- ⑤申込日以前の不慮の事故等を直接の原因として、申込日から2年を超えて実施した手術

#### ご注意



全身麻酔をして行われる手術や高額な自己負担を求められる手術であっても、所定の手術に該当しないものはお支払いの対象外となります。また、所定の手術に該当する手術であっても、傷病の治療を直接の目的としないものはお支払いの対象外となります。

## 不慮の事故等とは

不慮の事故等とは次の「急激」「偶然」「外因」の3つの条件すべてにあてはまる事故および一部の感染症のことをいいます。

急激とは	事故からケガの発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性または持続性が認められるものは該当しません）。
偶然とは	事故の発生または事故によるケガの発生が被共済者にとって予見できないことをいいます。
外因とは	事故および事故の原因が被共済者の身体の外部から作用することをいいます（身体の内部的原因によるものは該当しません）。 ☞「外因による事故の範囲」については P.87 <a href="#">しおり別表2</a>

※病気または体質的な要因を持つ方が軽微な外因により発症（悪化）したようなケースは、不慮の事故とみなしません。

☞「不慮の事故とみなす感染症」については  
P.87 [しおり別表2](#)

【例】「急激」「偶然」「外因」の3つの条件にあてはまらない場合  
しもやけ、日焼け、熱中症、靴擦れ、寝違い、筋肉痛、使いすぎ症候群（疲労骨折、腰椎分離症、野球肩、テニス肘、アキレス腱炎、オスグッド・シュラッテル病、シンスプリント、足底筋膜炎等）、各種職業病、病的骨折、変形性関節症、脊柱管狭窄症、肩関節周囲炎（四十肩、五十肩）、感染症（とびひ、いぼ、中耳炎、外耳炎、結膜炎等）、まき爪、化粧かぶれ、薬かぶれ、無毒の虫による虫さされ 等

## 申込日の翌日以後、発効日の前日までに発生した共済事由の取扱い

「終身医療」では、申込日の翌日以後、発効日の前日までに発生または開始した共済事由であっても、契約が発効したことを条件に、次の場合は共済期間中の事由とみなして、共済金をお支払いします。

※新規契約および《たすけあい》《あいぷらす》から移行し、新たに事故手術に関する保障が追加となった契約が対象です。

※申込日の翌日以後、発効日の前日までに他の「終身医療」の契約が継続しており、同一事由について共済金をお支払いする場合には、共済金額の限度を超えて共済金をお支払いしません。

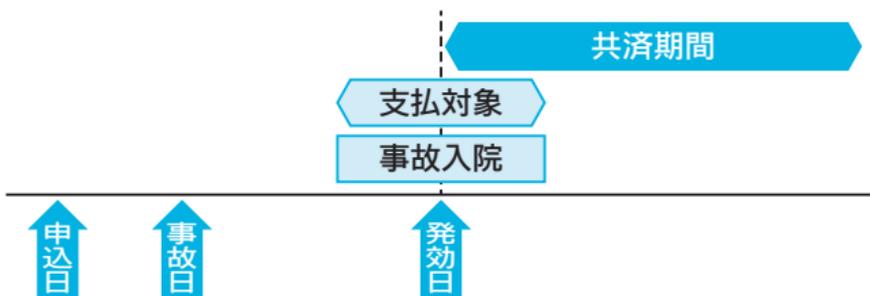
👉「共済金額の限度（加入限度）」については P.40

### 1. 不慮の事故等に関する共済金

申込日の翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因として、発効日の前日までの期間に次の表に該当する事由が発生した場合、共済金をお支払いします。

事故入院共済金	被共済者が病院に入院を開始した場合
事故手術共済金	被共済者が、ケガの治療を直接の目的として所定の手術を受けた場合

【例】事故入院共済金をお支払いする場合

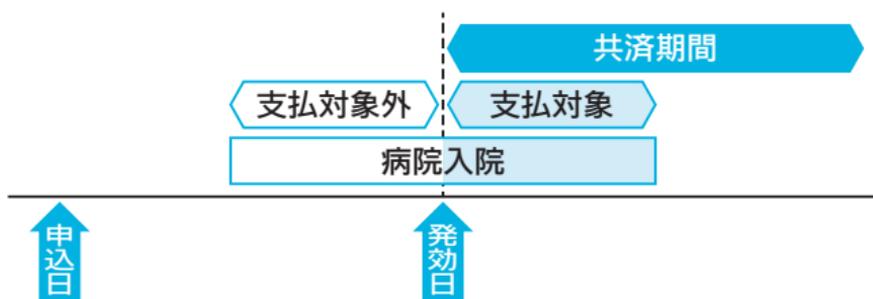


⇒申込日の翌日以後の不慮の事故等を直接の原因として、発効日の前日までに開始する事故入院は、事故入院共済金のお支払いの対象になります。

## 2. 病気入院共済金

病気の治療を目的として、申込日の翌日以後、発効日の前日までの期間に病院に入院を開始し、発効日以後もその入院が継続していた場合、発効日以後の入院期間について病気入院共済金をお支払いします（発効日前の入院期間は支払対象外です）。

【例】 病気入院共済金をお支払いする場合



⇒申込日の翌日以後、発効日の前日までに開始する病気の治療を目的とする入院が発効日以後も継続している場合、発効日以後の入院期間について、病気入院共済金のお支払いの対象になります。



発効日の前日までの事由を共済期間中の事由とみなす以外は、通常の共済金のお支払いと同じ取扱いとなります。保障内容等については、該当する共済金のページをご確認ください。

## 共済金をお支払いしない場合

### 1. お支払いする場合(共済事由)に該当しない場合

各共済金の「お支払いする場合(共済事由)」に該当しない場合は共済金をお支払いしません。

【例】共済事由に該当しない場合

#### ■「終身生命〈低解約返戻金型〉」

- ①所定の重度障がいの状態に該当しない場合
- ②次のア～ウに該当する場合には、死亡・重度障害共済金のお支払い対象となるため、リビングニーズ共済金をお支払いしません。
  - ア. リビングニーズ共済金をお支払いする前に、被共済者が亡くなった場合
  - イ. リビングニーズ共済金の請求前に、すでに死亡共済金または重度障害共済金をお支払いしていた場合
  - ウ. リビングニーズ共済金をお支払いする前に、死亡共済金または重度障害共済金の請求を受けた場合

#### ■「終身医療」

- ①申込日以前(申込日当日を含みます)に発生した不慮の事故等によるケガの治療のための入院・手術の場合(申込日から2年を超えて開始した入院、実施した手術を除きます)
- ②所定の手術に該当しない手術(創傷処理、抜歯等)の場合
- ③病気やケガの治療を直接の目的としない手術(美容整形上の手術、傷病を直接の原因としない視力矯正のための手術、診断・検査のための手術等)の場合
- ④「入院」に該当しない入院の場合
- ⑤介護保険による入所の場合

## 2. お支払いしない場合(免責事由)に該当する場合

次の免責事由のいずれかに該当する場合は共済金をお支払いしません。

### ■「終身生命〈低解約返戻金型〉」

共済事由	免責事由
<input type="checkbox"/> 死亡	①契約者の故意による時（契約者が被共済者と同一人である場合を除きます） ②共済金受取人の故意による時*1 ③被共済者の申込日から2年以内*2の自殺による時 ④被共済者の犯罪行為による時
<input type="checkbox"/> 重度障がい	①契約者の故意による時 ②被共済者の故意による時（申込日から2年を超える自殺行為を除きます）*2 ③被共済者の犯罪行為による時
<input type="checkbox"/> リビングニース	①契約者または被共済者の故意による時 ②被共済者の犯罪行為による時

### ■「終身医療」

共済事由	免責事由
<input type="checkbox"/> 病気入院 <input type="checkbox"/> 病気手術	①契約者または被共済者の故意または重大な過失による時 ②被共済者の薬物依存*3による時、または薬物依存により生じた病気による時 ③被共済者の犯罪行為による時 ④頸部症候群（むちうち症）または腰・背痛で他覚症状*4のないものによる時 ⑤「申込日翌日以後に発生した不慮の事故等を直接の原因として、事故日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院・手術」または「不慮の事故等以外の外因を原因とするケガによる入院・手術」に該当する場合で、事故入院・事故手術の免責事由に該当する時

共済事由	免責事由
<p>□事故入院 □事故手術</p>	<p>①契約者の故意または重大な過失による とき ②被共済者の重大な過失による とき ③被共済者の薬物依存*<sup>3</sup> による とき ④被共済者の犯罪行為による とき ⑤被共済者が法令に定める運転資格 を持たないで運転している間に生じた 事故による とき ⑥被共済者が法令に定める酒気帯び運 転をしている間に生じた事故による とき ⑦頸部症候群（むちうち症）または腰・ 背痛で他覚症状*<sup>4</sup> のないものによる とき ⑧被共済者の病気に起因して生じた事 故による とき</p>

\*1 受取人が複数の場合には、その残額を故意に該当しない他の受取人にお支払いします。

\*2 新規契約の場合は、申込日からの経過年数となります。移行契約の場合は、移行前契約の申込日からの経過年数となります。

\*3 「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠（厚生労働省大臣官房統計情報部編）」の分類（F11～F19）に該当するものをいいます。ただし、医療行為によって薬物依存になった場合や、薬物依存の原因について、契約者、受取人または被共済者のいずれにも責任がない場合を除きます。

\*4 「他覚症状」とは、神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的かつ医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚（疼痛等）は含みません。

※「終身医療」において、共済金をお支払いしない場合に該当した入院は「1回の入院とみなす入院」についても共済金をお支払いしません。

👉「1回の入院とみなす場合」については P.18

### 3. 次の①～④のいずれかにより契約が終了した場合

- ①告知義務違反による解除
- ②重大事由による解除
- ③失効
- ④無効または取消し



契約の解除、無効または取消しについては「契約の終了」(→P.55)を、失効については「掛金の払込み」(→P.43)をご覧ください。

## 共済金を削減してお支払いする場合

### 1. 共済金を削減してお支払いする場合

申込日から1年以内の共済事由について共済金をお支払いする場合、次の「削減事由」に該当するときは、共済金を削減してお支払いします。

※移行契約の場合は、移行前契約の申込日から1年以内の共済事由が対象になります。

※共済金額は、次の計算により算出します。

支払共済金額 = 共済金額 × 支払率(表中の「支払率」欄に表記)

※共済金を削減してお支払いした入院と1回の入院とみなす再入院(申込日から1年以内に開始する再入院に限ります)について、共済金をお支払いする場合は、前の入院と同じ支払率でお支払いします。

👉「1回の入院とみなす場合」についてはP.18

削減事由	支払率
申込日以前にすでにかかっていた病気を原因として(直接・間接を問いません)、申込日から申込日を含んで	
①90日以内に発生した事由の場合	30%
②91日から180日以内に発生した事由の場合	50%
③181日から1年以内に発生した事由の場合	70%

※申込日以前にすでに受傷していたケガを原因として(直接・間接を問いません)申込日から1年以内に死亡または重度障がいとなり、死亡・重度障害共済金をお支払いする場合も、上の表と同様に削減してお支払いします。

【「申込日以前にすでにかかっていた」場合について】

次の①～③のいずれかに該当する場合をいいます。

- ①契約者または被共済者が、申込日以前に被共済者の病気の症状について自覚または認識していた場合
- ②被共済者が申込日以前に医師の診療を受けていた場合
- ③被共済者が健康診断等において検査異常の指摘を受けていた場合(被共済者の法定代理人が被共済者に代わり、検査異常の指摘を受けていた場合も含みます)

### 【リビングニーズ共済金について】

申込日以前にすでにかかっていた病気または受傷していたケガを原因（直接、間接を問いません）として余命6ヵ月以内と判断される状態となり、契約者が申込日から1年以内にリビングニーズ共済金を請求した場合には、上述の各共済金と同様の取扱いとなります。なお、リビングニーズ共済金は共済金額に対応する利息を差し引きますが、共済金を削減して支払う場合は、削減後の共済金額に対応する利息を差し引きます。

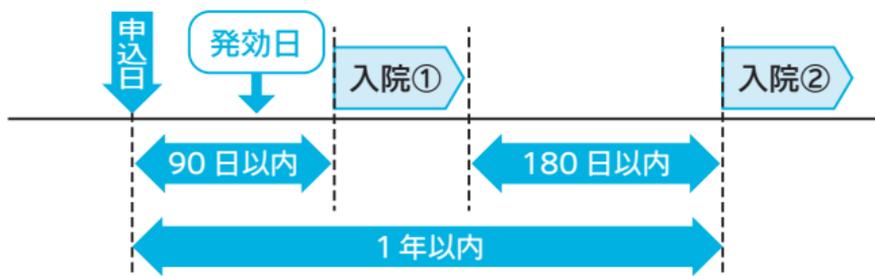
【例1】 申込日以前にすでにかかっていた病気を原因とする入院の場合



⇒入院開始日が申込日から90日以内のため、共済金額の30%にてお支払いします。

【例2】 申込日以前にすでにかかっていた病気を原因とする入院と1回とみなす入院の場合（申込日から申込日を含んで1年以内の再入院）

※入院①と入院②は同一原因の入院とします。

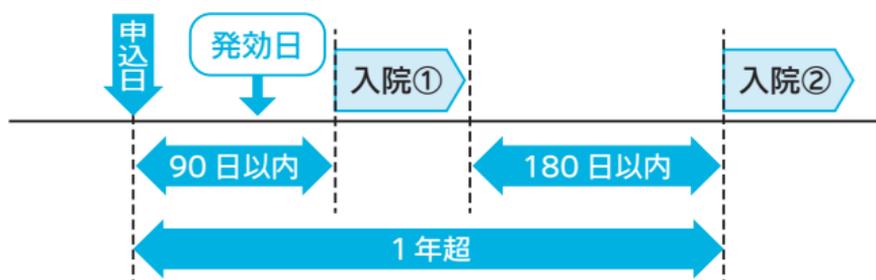


⇒入院①：入院開始日が申込日から90日以内のため、共済金額の30%にてお支払いします。

入院②：入院①の退院日の翌日から180日以内の入院のため、1回の入院とみなします。また、申込日から1年以内の入院開始であるため、入院①と同じ支払率（共済金額の30%）にてお支払いします。

【例3】 申込日以前にすでにかかっていた病気を原因とする入院と1回とみなす入院の場合（申込日から申込日を含んで1年超の再入院）

※入院①と入院②は同一原因の入院とします。



⇒入院①：入院開始日が申込日から90日以内のため、共済金額の30%にてお支払いします。

入院②：入院①の退院日の翌日から180日以内の入院のため、1回の入院となりますが、申込日から申込日を含んで1年経過後の入院開始であるため、削減せずお支払いします。

## 2. その他、削減してお支払いする場合

被共済者が不慮の事故等によりケガを被り共済金をお支払いする場合で、次の①または②に該当するときは、ケガに関する共済金を削減してお支払いします。

- ①事故時にすでに存在した障がい・傷病、または事故後無関係に発生した傷病の影響によって当該事故によるケガが重くなったときは、それらの影響がなかった場合に相当する共済金の額を決定してお支払いします。
- ②正当な理由がなく、被共済者が治療を怠り、または契約者もしくは受取人が被共済者を治療させなかったためにケガが重くなったときは、通常の治療を行っていた場合に相当する共済金の額を決定してお支払いします。

# ご契約について

## 契約関係者

**ご注意** 契約関係者の取扱いにおいて、「契約者の配偶者」には契約者と内縁関係にある方を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方に戸籍上の配偶者がいる場合を除きます。



### 1. 契約者の範囲

契約者になることができる方は次のいずれかの方です。

- ・ 生協の組合員
- ・ 組合員と同一世帯に属する方

※「同一世帯に属する方」とは、社会生活上の単位として住居または生計を共にしている方をいい、必ずしも親族であることを要しません。

※「生計を共にする」とは、日々の消費生活において各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算していることをいい、同居であることを要しません。以下同じです。

### 2. 被共済者の範囲

被共済者になることができる方は、次の①～③をすべて満たす方です。

- ①発効日において次のア～エのいずれかに該当する方
  - ア. 契約者
  - イ. 契約者の配偶者
  - ウ. 契約者と生計を共にする、契約者の2親等以内の親族（子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）
  - エ. 契約者の配偶者と生計を共にする、契約者の配偶者の2親等以内の親族（子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）
- ②発効日における年齢が0歳以上満71歳未満の方
- ③発効日において「加入できない職業」に従事していない方

👉「移行契約」についてはP.80

## ●加入を制限する職業

### (1) 加入できない職業

- ①オートテスター（自動車・オートバイ）、その他これらに類する職業に従事する方
- ②自動車競走選手、オートバイ競走選手、その他これらに類する職業に従事する方
- ③その他①または②と同程度に危険性が高い職業に従事する方

### (2) 加入に制限がある職業

- ①「加入できない職業」以外のスポーツ競技を職業とする方
- ②登山家、登山ガイド
- ③潜水、潜函、サルベージ等に従事する方
- ④木材、石材、土砂、砂利の採取・運搬に従事する方
- ⑤坑内、隧道（トンネル）内作業に従事する方
- ⑥ハイヤー、タクシー運転手
- ⑦その他①～⑥と同程度に危険性が高い職業に従事する方

※「加入に制限がある職業」に従事している方は、発効日時点の年齢に関わらず、加入できる共済金額に制限があります。

👉「共済金額の限度（加入限度）」についてはP.40

## 3. 共済金の受取人

共済金の受取人は契約者です。

「終身生命〈低解約返戻金型〉」において、契約者と被共済者が同一人である場合の死亡共済金受取人の順位は規約に定めています。

契約者は、死亡共済金受取人を指定することもできます。

		契約者と被共済者が同じ場合	契約者と被共済者が異なる場合
死亡共済金以外の共済金		契約者	
死亡共済金	死亡共済金受取人指定なし	次の【規約に定める順位】をご覧ください。	契約者
	死亡共済金受取人指定あり	契約者が指定した死亡共済金受取人	

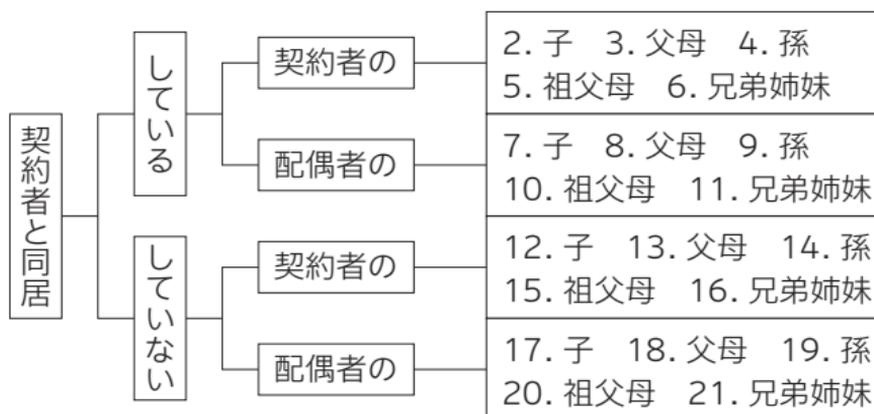
※契約者が受取人となる場合で、契約者が共済事由の発生後、当該共済金の請求を行わずに死亡したときは、契約者の相続人が受取人となります。

※共済金を請求する権利を質入れまたは譲渡することはできません。ただし、契約者を変更する場合（契約の承継）は、承継の時点ですでに発生していた共済金を請求する権利を含め、あらたな契約者に譲渡することができます。

### 【規約に定める順位】

第1順位：契約者の配偶者

第2順位以下は、次の2～21の順です。



※契約者が死亡した時点における続柄で判断します。

※同順位の受取人が2人以上あるときは、各受取人の受取分は、平等の割合とします。

## 4. 死亡共済金受取人の指定または変更（「終身生命〈低解約返戻金型〉」）

契約者は、共済事由が発生するまでは、被共済者の同意を得て、死亡共済金受取人の指定（変更）をすることができます。

### （1）死亡共済金受取人の範囲

死亡共済金受取人に指定（変更）できるのは、次の①または②に該当する方です（法人を死亡共済金受取人とすることはできません）。

①契約者の親族（配偶者、6親等以内の血族、3親等以内の姻族）

②①に準ずると認められる方（契約者の日常生活に密接な関係にある方。同性パートナーを含みます）

なお、②の方に指定（変更）する場合は、「契約者に配偶者がいないこと」「契約者と被共済者が同一人であること」等の条件があります。

※契約者と内縁関係にある方を死亡共済金受取人にしたい場合は、受取人の指定の手続きをすることをお勧めします。

## (2) 死亡共済金受取人の指定または変更の手続き

### ① 所定の書面による場合

死亡共済金受取人の指定（変更）には、当会所定の書面での手続きが必要です。

所定の書面が当会に到達した場合、契約者が書面を発した時にさかのぼって指定（変更）の効力が生じます。

※C O・O P共済ホームページを通じて指定（変更）する方法もあります。

### ② 遺言による場合

契約者は、法律上有効な遺言によっても死亡共済金受取人を指定（変更）することができます。

ただし、死亡共済金受取人に指定（変更）できる方の範囲は（1）と同じです。また、被共済者の同意がなければ指定（変更）の効力を生じません。

※契約者が死亡した後、契約者の相続人（遺言により指定された方）が優先して死亡共済金受取人になるには、契約者の相続人による当会への通知が必要です。

### ご注意



①については所定の書面が、②については相続人による通知が当会に到着する前に、すでに指定（変更）前の死亡共済金受取人に死亡共済金をお支払いしていたときは、重複して死亡共済金をお支払いしません。

### ご注意



指定（変更）された死亡共済金受取人が共済事由発生以前に死亡し、その後あらたな指定（変更）がされない場合、死亡共済金受取人の指定をしていないときと同様に、規約に定める受取人に死亡共済金をお支払いします。

## 5. 指定代理請求人制度

契約者は、共済金を請求できない場合または掛金払込免除の申請ができない場合に備えて、被共済者の同意を得て、指定代理請求人をあらかじめ指定（変更）することができます。

### (1) 指定代理請求人の範囲

指定代理請求人は、次の①～④のいずれかに該当する方のうち1人に限り指定することができます。

①契約者の配偶者

②契約者の3親等以内の親族

③契約者の配偶者の3親等以内の親族

④ ①～③に準ずると認められる方（契約者の日常生活に密接な関係にある方。同性パートナーを含みます）

なお、④の方に指定（変更）する場合は、「契約者に配偶者がいないこと」「契約者と被共済者が同一人であること」等の条件があります。

### (2) 指定代理請求人の指定または変更の手続き

指定代理請求人の指定（変更）には、当会所定の書面での手続きが必要です。

※C O・O P共済ホームページを通じて指定（変更）する方法もあります。

**ご注意** 契約者が死亡した場合、または指定代理請求人が(1)の範囲外となった場合、指定（変更）は効力を失います。



指定代理請求人による共済金のご請求については「代理人による請求手続き」（→P.71）をご覧ください。

## 契約の申込み

### 1. 契約の申込み

契約者は、契約の申込みにあたり、被共済者の同意を得て、加入申込書\*に必要事項を記入し、当会に提出してください。

\*C O・O P 共済ホームページや当会所定の端末等を通じて契約の申込みを行う場合を含みます。

### 2. 告知と告知義務

契約の申込みにあたり、契約者と被共済者には、被共済者の健康状態等について事実をありのまま正確に告知していただく義務があります。

#### (1) 告知事項

告知事項は、当会が契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要な事項です。加入申込書等でおたずねする「健康状態等についての質問（告知事項）」について、事実を正確に回答してください。

※健康診断書の提出が必要になる場合があります。

#### (2) 告知事項に該当する場合の引受け

申込日において被共済者が告知事項に該当する場合、原則として契約はお引き受けできません。

ただし、特定の病気により告知事項に該当するときは、契約をお引き受けできる場合があります。

##### ①条件付加入制度

追加告知事項に回答し、特定の病気につき共済金のお支払いを免責とする等の条件に同意する同意書を提出することで、契約をお引き受けできる場合があります。

##### ②特定疾病加入制度

追加告知事項に回答することで、契約をお引き受けできる場合があります。

#### 【条件付加入制度でお引き受けした契約について】

条件付加入制度でお引き受けした《たすけあい》や《あいびらす》の契約（以下、「条件付加入契約」と表記します）から《ずっとあい》へ移行する場合、移行後の契約にも引き続き同一内容の条件を付します。条件を付す期間については、条件付加入契約の申込日から起算します。

**ご注意**  契約者または被共済者が、故意または重大な過失により、告知事項について事実をかくしたり、事実と異なる記載をして申込みをした場合、告知義務違反として契約を解除し、共済事由が発生していても共済金をお支払いしない場合があります。

**ご注意**  共済募集人に口頭でお話しされても、告知事項に回答したことになりませんのでご注意ください。

### 3. 共済金額の限度（加入限度）

1人の被共済者が複数のコースに加入することは可能ですが、共済金額の限度（加入限度）を超えて加入することはできません。

#### ＜「終身生命〈低解約返戻金型〉＞

##### 「終身生命〈低解約返戻金型〉」の死亡共済金額の加入限度

- 被共済者の発効時年齢が満15歳未満のとき……500万円
- 被共済者が加入に制限がある職業\*1に従事しているとき……500万円
- 上記以外のとき……1,000万円

##### 《たすけあい》《あいぷらす》《学生総合共済》と「終身生命〈低解約返戻金型〉」を合わせた死亡共済金額の加入限度

- 被共済者の発効時年齢が満15歳未満のとき…1,000万円（《たすけあい》の死亡共済金額および事故死亡共済金額と「終身生命〈低解約返戻金型〉」の死亡共済金額、《学生総合共済》の死亡共済金額および事故死亡共済金額を合わせた金額）
- 被共済者が加入に制限がある職業\*1に従事しているとき……1,000万円（《あいぷらす》\*2と「終身生命〈低解約返戻金型〉」の死亡共済金額を合わせた金額）

※上記以外の場合、CO・OP共済合算の加入限度額はありません。

※2022年9月1日以前に発効した低解約返戻金型ではない「終身生命」も含まれます。

**【例】**被共済者が満15歳未満のとき  
《たすけあい》J2000円コースに加入している場合、死亡共

済金額500万円、事故死亡共済金額300万円であるため(2022年9月現在の保障内容です)、「終身生命〈低解約返戻金型〉」は200万円が上限となります。

### <「終身医療」>

「終身医療」の入院共済金額の加入限度	
●被共済者が加入に制限がある職業*1に従事しているとき .....	日額5,000円
●上記以外の場合.....	日額10,000円
《たすけあい》《あいぷらす》と「終身医療」を合わせた入院共済金額の加入限度	
●被共済者が加入に制限がある職業*1に従事しているとき .....	日額5,000円 (《あいぷらす》*2と「終身医療」の入院共済金額を合わせた金額)
●上記以外の場合.....	日額23,000円 (《たすけあい》《あいぷらす》「終身医療」の入院共済金額を合わせた金額)

\*1  「加入に制限がある職業」については P.35

\*2 プラチナ 85 は含みません。

※入院共済金額には、《たすけあい》女性入院時諸費用サポート共済金を含みます。《あいぷらす》がん入院共済金は含みません。

## 4. 契約申込みの撤回（クーリングオフ）

新規契約の場合に限り、契約申込者は、申込日から 10 日以内であれば、その申込みを撤回することができます。

※土曜日、日曜日、祝日および 12 月 29 日～翌月 3 日は、この 10 日に含みません。

### 【撤回の手続き】

書面での手続きが必要となります。書面に、次の事項を記載のうえ、申込みを撤回する旨を明記し、署名のうえご提出ください。

- ①申込コース
- ②申込日
- ③契約申込者の氏名、住所および組合員番号
- ④被共済者の氏名

なお、届出用紙はご加入の生協でも用意しております。

## 契約の成立と発効

当会が契約の申込みを審査のうえ承諾したときは、その申込日に契約が成立したものとみなし、1回目の掛金（以下、「初回掛金」と表記します）の払込日の翌日午前0時から効力が発生します。

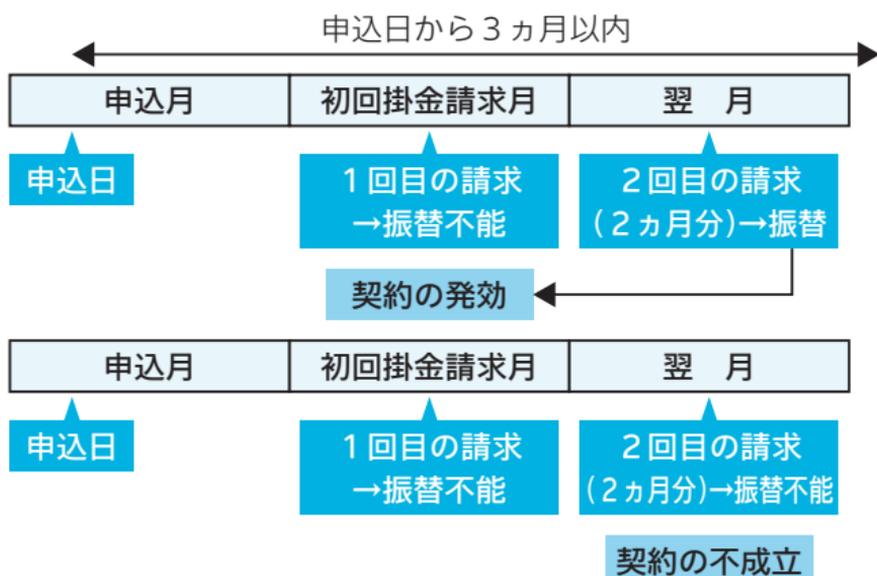
初回掛金は、申込日から3ヵ月以内に払い込んでください。

※申込みを承諾した旨の通知は、共済証書の送付をもって代えます。

※当会が初回掛金の払込日以後に加入申込書を受け付け、その申込みを承諾したときは、申込日の翌日を発効日とします。

※当会は、契約者の了承を得て、申込日の翌日以降の任意の日を発効日とする場合があります。共済証書をご確認ください。

【初回掛金（月払）を口座振替で払い込む場合】



※新規契約の初回掛金の振替ができなかった場合は、翌月に1回目の請求分と当月分の掛金をあわせて請求します。掛金が振替えられた場合、初回掛金の振替時に払込みがあったものとみなし、契約は初回掛金振替日の翌日にさかのぼって発効します。

申込日から3ヵ月以内に初回掛金が払い込まれない場合、当該契約の申込みはなかったものとして取り扱います（不成立）。

※生協加入の申込みを同時に行う場合（初回掛金とあわせて生協出資金を振替える場合）、1回目の請求で振替ができなかったときは、翌月再度1ヵ月分の掛金と生協出資金を請求します。契約は生協出資金を含む金額が振替えられた日の翌日に発効します。

👉「移行契約」については P.80

## 掛金の払込み

### 1. 掛金の払込方法・払込期間

#### (1) 掛金の払込方法

掛金の払込方法は月払または年払です。

※共済期間中に年応当日から払込方法を変更することもできます。

#### (2) 掛金の払込期間

掛金払込期間を選択できます。ただし、短期払は、利用できる被共済者の年齢に制限があります。

#### ■「終身生命〈低解約返戻金型〉」

払込期間	内容	
短期払	共済期間よりも短い期間で掛金の払込みを終了する方法です。利用できる被共済者の年齢は次のとおりです。	
	60歳払込満了	0歳から満50歳まで
	65歳払込満了	0歳から満55歳まで
	70歳払込満了	0歳から満60歳まで
	80歳払込満了	0歳から満70歳まで

※終身払はありません。

#### ■「終身医療」

払込期間	内容	
終身払	契約が継続する限り一生涯にわたって掛金を払い込む方法です。	
短期払	共済期間よりも短い期間で掛金の払込みを終了する方法です。利用できる被共済者の年齢は次のとおりです。	
	60歳払込満了	0歳から満50歳まで
	65歳払込満了	0歳から満55歳まで
	70歳払込満了	0歳から満60歳まで

※短期払の80歳払込満了はありません。

#### ご注意

共済期間中に掛金の払込期間を変更することはできません。



## 短期払の払込満了

払込満了とは、最終の払込期間分の掛金の払込みを終えることです。払込満了年齢(60歳・65歳・70歳・80歳のいずれか)となる誕生日以降に、初めて迎える発効日の年応当日の前日までを掛金の払込期間とといいます。

\*「終身医療」は80歳払込満了はありません。

\*発効日の年応当日が誕生日の場合は、誕生日の前日までを掛金の払込期間とといいます。

### 【例】65歳払込満了の場合

※発効日が9月2日、誕生日が3月10日の場合



⇒払込期間(2031年9月1日まで)の分の掛金の払込みは、年払の場合は2030年9月1日、月払の場合は2031年8月1日で終了となり、その後は保障のみが一生涯続きます。

## 2. 掛金の払込経路

掛金の払込経路は口座振替です。

※毎月の掛金の口座振替日は、ご加入の生協ごとに異なりますのでご注意ください。その日が金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。

※同一の口座から2つ以上の契約(他のC O・O P共済の契約を含みます)の掛金を合算して払い込む場合、そのうち一部の掛金の払込みを指定することはできません。

※月払の契約で振替日に掛金の振替ができなかったときは、翌月の振替日に、過去振替ができなかった掛金(未払込掛金)を合計して請求します。未払込掛金を含めた合計金額が振替えられない限り、掛金の払込みはなかったものとして取り扱います。

年払の契約で振替日に掛金の振替ができなかったときは、翌月の振替日に、再度掛金を請求します。

※口座振替により払い込む掛金については、請求書および領収書の発行を省略する場合があります。

※ご加入の生協により、クレジットカード払等、他の払込経路を利用できる場合があります。詳しくは、ご加入の生協また

はコープ共済センター（コールセンター）までお問い合わせください。

#### ご注意



口座振替以外の払込経路の場合であっても、口座振替における振替日に掛金の払込みがあったものとみなします（払込経路によらず契約の発効タイミングは同一となります）。

### 3. 2回目以後の掛金の払込猶予期間

2回目以後の掛金は、払込期日までに払い込んでください。なお、3カ月の払込猶予期間があります。

#### (1) 払込期日

払込期日は、発効応当日の前日が属する月の末日となります。

【例1】発効応当日が27日の契約の場合

⇒3月の払込期日は、発効応当日の前日（3月26日）が属する月の末日のため、3月末日となります。

【例2】発効応当日が1日の契約の場合

⇒発効応当日の前日が月の末日であるため、3月の払込期日は、3月末日となります。

#### (2) 払込猶予期間

払込猶予期間は、払込期日の翌日から3カ月となります。

【例】3月の掛金が払込期日（3月31日）までに払い込まれなかった場合

⇒払込猶予期間は6月末日までとなります。

※年払の場合も同様の考え方です。例えば、2回目の発効応当日が2023年3月27日の場合、払込期日は2023年3月末日、払込猶予期間は2023年6月末日までとなります。

### 4. 契約の失効

払込猶予期間中に掛金が払い込まれない場合（4カ月続けて掛金が払い込まれない場合）、契約は払込期日の属する月（発効日が月の1日の契約の場合は、払込期日の属する月の翌月）の発効応当日の午前0時にさかのぼって失効します。

※契約が失効した場合、契約者にその旨を通知します。契約者は、当会に対して解約返戻金を請求できる場合があります。

👉「[解約返戻金](#)」については P.62

## 【口座振替の例】 発効応当日が27日の契約の場合

振込期日  
▼

振替月	2月	3月	4月	5月	6月
振替結果	○	×	×	×	×

▲ 失効

↑ 3月27日午前0時にさかのぼって失効

▶ 払込猶予期間

- 掛金の振替ができたとき
- × 掛金の振替ができなかったとき

**ご注意** 《ずっとあい》では契約の復活、貸付制度を取り扱っておりません。

## 5. 掛金の払込みが難しい場合

掛金の払込みが難しい場合、契約を有効に継続するため、契約を変更する方法もあります。

### ① 払込方法の変更

年払契約の方は、月払に変更することができます（月払を年払に変更することもできます）。あらたな払込方法は発効日の年応当日から適用となります。

### ② 共済金額の一部解約（減額）

共済金額を減らすことで、以後の掛金を少なくする方法もあります。ただし、契約発効時年齢において募集している最低保障額よりも減額することはできません。

👉 「保障内容を変更する場合」については P.51

## 掛金の払込免除（「終身医療」）

※本項の説明において、各用語の取扱いは次のとおりです。

医師	医師法に定める医師または歯科医師法に定める歯科医師を指します。なお、日本の医師または歯科医師と同等であると認められる日本国外の医師または歯科医師を含みます。
所定の重度障がい	労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年 9 月 1 日労働省令第 22 号）別表第 1「障害等級表」（第 14 条、第 15 条、第 18 条の 8 関係）の第 1 級、第 2 級および第 3 級の②、③、④のいずれかの身体障がいの状態であると医師が診断したものをいいます。
身体障がい	病気またはケガが治癒したときに残存する器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な毀損状態をいいます。なお、不慮の事故等を直接の原因とする非器質性精神障害（PTSD 等）を含みます。

### 1. 掛金の払込免除の概要

「終身医療」では、被共済者が共済期間中、かつ、掛金払込期間中に所定の重度障がいとなった場合、症状固定日以後の掛金の払込みを免除します（保障はそのまま継続します）。

※以下に挙げる例については、すべて共済期間中、かつ、掛金払込期間中に所定の重度障がい状態となった場合とします。

【例 1：月払】 6 日が発効月応当日の契約の場合



【例2：年払】 3月6日が発効年応当日の契約の場合



**ご注意** 所定の重度障がいの判断は、身体障害者手帳に記載されている障がいの級別や公的介護保険制度の要介護認定基準等とは異なります。

**👉** 「所定の重度障がい」については **しおり別表1** (→P.86) をご覧ください。

## 2. 掛金の払込免除の詳細

### (1) 障がいの認定

- ① 重度障がいの等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）第14条（障害等級等）第2項から第4項に準じて行います。
- ② 次のア～ウのいずれかに該当する場合、重度障がいについて症状が固定したものとみなします。
  - ア. 病気により、所定の重度障がいの状態に該当し、その原因となった病気について回復の見込みがないとき
  - イ. 不慮の事故等により、事故日から2年以内に、所定の重度障がいの状態に該当し、その原因となったケガについて回復の見込みがないとき
  - ウ. 不慮の事故等により、事故日から2年を超えて公的な障がい認定（自動車賠償責任保険、労働災害、公務災害等）を受けたとき（事故日から2年後の事故日に応ずる日の前日において医師からの症状固定の診断がされたものとみなします）
- ③ 次のアまたはイの場合は、重度障がい状態に該当するかどうかの判断を、次のとおり行います。
  - ア. 事故時にすでに存在した障がい・傷病、または事故後無関係に発生した傷病の影響によって当該事故によるケガが重大となったときは、それらの影響がなかった場合に相当する障がいの状態で判断します。
  - イ. 正当な理由がなく、被共済者が治療を怠り、または契約者もしくは受取人が治療させなかったためにケガが重大と

なった場合は、通常の治療を行っていた場合に相当する障がいの状態で判断します。

## (2) 掛金の払込免除に関する注意事項

- ①当会は、必要に応じて、当会の指定する医師による診断（検案を含みます）を求めること、および事実を確認することができます。なお、当会が必要と認めた診断（検案を含みます）、および事実の確認・照会に際し、契約者、被共済者もしくはこれらの代理人が、正当な理由なくその協力、同意または回答を拒みもしくはこれを妨げた場合（これにより診断や事実の確認・照会が遅滞した期間については、当会は遅滞の責任を負わず、必要な診断や事実の確認・照会が終わるまで）は掛金の払込免除をしません。
- ②当会が次のア～ウの事項について報告を求めたときは、契約者は遅滞なく報告してください。契約者が正当な理由なく報告を怠ったときは、その報告がなされるまでの期間については、当会は掛金の払込免除の遅滞の責任を負いません。
  - ア. 被共済者の傷病もしくは障がいの状況
  - イ. 被共済者の就業の状況
  - ウ. その他契約の維持または掛金の払込免除上必要な事項
- ③戦争その他非常な出来事または地震、津波、噴火その他これに類する天災により、重度障がい状態となった場合、当会の総会の議決を経て掛金の全部または一部の額についてその払込免除の延期または払込免除としないことがあります。
- ④掛金の払込免除の申請には時効がありますのでご注意ください。掛金の払込免除を申請する権利は、これを行行使することができるときから3年間行使しないときは、時効によって消滅します。

## 3. 掛金の払込免除の申請に必要な書類

掛金の払込免除の申請の際は、共済掛金払込免除申請書、障がい診断書（原則として当会所定の様式によるもので、原本の提出が必要です）、その他当会が指定するものをご提出ください。必要な書類が提出されない場合、掛金の払込免除の手続きがすすめられません。ご提出いただく書類については、掛金の払込免除の申請の手続き時にご案内します。

※書類取得にかかる費用は契約者の負担になります。

## 掛金の払込免除をしない場合

### 1. 掛金の払込免除をしない場合（免責事由）に該当する場合

次のような場合は、掛金の払込免除をしません。

掛金の払込免除をしない場合	
1. 右記共済契約関係者の故意によるとき	契約者
	被共済者 (自殺行為の場合は、申込日から2年以内の自殺行為により重度障がい状態となったとき*1)
2. 被共済者の犯罪行為によるとき	
3. 申込日以前にすでにかかっていた*2病気または受傷していたケガを原因（直接、間接を問いません）として、申込日から1年以内に重度障がい状態となったとき	

\*1 移行契約の場合は、移行前契約の申込日から2年以内となります。

\*2 「申込日以前にすでにかかっていた」とは、次のア～ウのいずれかの状態をいいます。

ア. 契約者または被共済者が、申込日以前に被共済者の病気の症状について自覚または認識していた場合

イ. 被共済者が申込日以前に医師の診療を受けていた場合

ウ. 被共済者が健康診断等において検査異常の指摘を受けていた場合（被共済者の法定代理人が被共済者に代わり、検査異常の指摘を受けていた場合も含みます）

### 2. 次の①～④のいずれかにより契約が終了した場合

①告知義務違反による解除

②重大事由による解除

③失効

④無効または取消し



契約の解除、無効または取消しについては「契約の終了」(→P.55)を、失効については「掛金の払込み」(→P.43)をご覧ください。

## 契約内容・契約関係者に関する変更

### 1. 保障内容を変更する場合

共済期間中に保障内容を見直したい場合は次のように行います。

#### (1) 共済金額を増額したい場合

共済期間中における共済金額の中途増額は取り扱っておりません。共済金額を増額したい場合には、別途あらたな契約を締結することで共済金額を増額することができます。

#### (2) 共済金額を減額したい場合

それぞれ次のように、共済期間中に共済金額を減額（一部解約）することができます。

#### ■「終身生命〈低解約返戻金型〉」

100万円単位の一部解約が可能です。発効日における年齢（一部解約を申し出るときの年齢ではありません）により減額後の共済金額が次の最低共済金額を下回る一部解約はできません。

発効時年齢	最低共済金額
0歳から満59歳	200万円
満60歳から満70歳	100万円

【例】30歳で「終身生命〈低解約返戻金型〉」1,000万円コースに加入した方が、65歳のときに「終身生命〈低解約返戻金型〉」200万円コースに一部解約する場合



⇒変更後の保障は、発効応当日から開始します。一部解約日以後の掛金は、発効日（30歳）時点の「終身生命〈低解約返戻金型〉」200万円コースの掛金となります。

なお、発効時年齢30歳の場合、「終身生命〈低解約返戻金型〉」200万円コースより共済金額を小さくすることはできません。

## ■「終身医療」

発効日における年齢（一部解約を申し出るときの年齢ではありません）で加入可能なコースに限り、一部解約が可能です。減額後の共済金額が次の最低共済金額を下回るコースへの一部解約はできません。

発効時年齢	最低共済金額
0歳から満29歳	日額5,000円
満30歳から満70歳	日額3,000円

【例】25歳で「終身医療」入院日額10,000円コースに加入した方が、45歳のときに「終身医療」入院日額5,000円コースに一部解約する場合



⇒変更後の保障は、発効応当日から開始します。一部解約日以後の掛金は、発効日（25歳）時点の「終身医療」入院日額5,000円コースの掛金となります。

なお、発効時年齢25歳の場合、「終身医療」入院日額5,000円コースより共済金額の小さいコースに一部解約することはできません。

## 2. 契約者を変更する場合（契約の承継）

契約者は、被共済者の同意および当会の承諾を得て、他の方に契約を引き継ぐことができます（契約の承継）。  
また、契約者が死亡した場合、被共済者が契約を承継することができます。

- ※被共済者が未成年者である等の理由で、契約者となるのが困難な場合には、他の方が契約を承継することができます。
- ※いずれの場合も、契約者となる方は、「契約者の範囲」に定める方であり、かつ被共済者の方との関係で「被共済者の範囲」となる方であることが必要です。

**ご注意** 契約者に変更となった場合は死亡共済金受取人および指定代理請求人の指定は効力を失います。必要に応じて、あらたな契約者が改めて指定をしてください。



👉「契約関係者」については P.34

## 3. 生協に通知が必要な場合（契約者の通知義務）

次の①～⑤のような変更があった場合、契約者はすみやかにご加入の生協までご連絡のうえ、所定の書面で手続きを行ってください。

- ①被共済者がお亡くなりになった場合（契約者と被共済者が同一人の場合は、相続人からご連絡ください）
- ②契約者、被共済者、指定した死亡共済金受取人および指定代理請求人の氏名変更  
※「氏名変更」とは、結婚等による「姓名」の変更であって、人の変更ではありません。
- ③契約者の住所または住居表示の変更
- ④掛金の振替口座等、払込経路に関する変更
- ⑤組合員と契約者が別世帯となった場合、または契約者と被共済者が別生計になった場合  
※変更内容によっては、コープ共済センター（コールセンター）やCO・OP共済ホームページを通じて手続きができる場合もあります。  
※契約者の氏名、住所または住居表示の変更について通知がされていない場合、当会からの通知事項は、当会に最終の通知のあった契約者の住所への送付をもって契約者に通知されたものとみなします。

## 4. 生協を脱退する場合

転居やその他の理由により生協を脱退する場合、契約を継続するためには、改めて《ずっとあい》を取り扱う生協にご加入いただく必要があります。

※生協脱退により契約者が「契約者の範囲」を外れるため、手続きが必要となります。

👉「契約関係者」については P.34

**ご注意** 脱退後、できるだけすみやかに生協加入手続きを行ってください。手続きが所定の期限内にされない場合、契約を継続できなくなることがあります。

なお、契約の継続を希望しない場合は、生協脱退の手続きとは別に、解約手続きが必要です。

## 5. 海外渡航をする場合

契約者が3ヵ月を超えて海外に渡航する場合、渡航中のご連絡をスムーズに行うための手続きをお願いします。海外渡航が決まったときは、すみやかにご加入の生協までご連絡ください。

## 契約の終了



契約の失効については「掛金の払込み」(→P.43)をご覧ください。

### 1. 契約の解約

契約者は、いつでも将来にむかって契約を解約することができます。解約する場合は、当会所定の解約届をご提出ください。解約届のご提出後、次のいずれか遅い日の翌日午前0時から契約は効力を失います。

- ・解約届に記入された解約指定日
- ・解約届が当会に到着した日

※契約を解約した場合、契約者は、当会に対して解約返戻金を請求できる場合があります。

👉「解約返戻金」については P.62

※未払込みの掛金がある状態で解約届を提出された場合も、解約日までは共済期間となりますので、その分の掛金を払い込んでいただく必要があります。

※掛金の返還について、日割り計算は行いません。

※《ずっとあい》は一生涯の保障商品ですので、ぜひ末永くご継続ください。また、解約後改めて契約を申し込む場合、健康状態によっては告知事項等に該当してご加入いただけない場合もあります。契約を見直す際は慎重にご検討ください。

### 2. 契約の無効

次の①～⑤のいずれかに該当する場合、契約の効力は契約締結時から生じなかったこと（無効）とし、掛金を返還します。

契約が無効となった場合、共済事由が発生しても共済金をお支払いしません。

※すでに共済金または割戻金をお支払いしていた場合、当会はその返還を請求できます。

①発効日において、契約者が「契約者の範囲」外だったとき、または被共済者が「被共済者の範囲」外だったとき

②被共済者が発効日の前日にすでに死亡していたとき

※「終身医療」において、発効日前の共済事由に対して共済金をお支払いする場合は除きます。

👉「申込日の翌日以後、発効日の前日までに発生した共済事由の取扱い」については P.25

- ③被共済者 1 人あたりの加入限度を超過していたとき  
※重複加入による超過の場合、原則として初回発効日の遅い契約が無効となります。
- 👉「**共済金額の限度（加入限度）**」については P.40
- ④契約の申込みに際し、契約者が被共済者の同意を得ていなかったとき
- ⑤契約者の意思によらないで契約の申込みがされたとき

### 3. 告知義務違反による契約の解除

契約者または被共済者が、故意または重大な過失により、告知事項について、事実をかくしたり、事実でないことを記載して契約の申込みをした場合（告知義務違反）、当会はその契約を将来にむかって解除することができます。

※契約を解除する場合、契約者に対して通知します。ただし、契約者の所在不明その他の理由で通知できない場合には、被共済者または受取人に対して通知します（通知した日を「解除日」とします）。

**ご注意** 解除日までに共済事由が発生していた場合でも、共済金はお支払いしません。また、「終身医療」において、掛金の払込免除事由が発生していた場合でも、掛金の払込みは免除しません。

すでに共済金をお支払いしていた場合、当会はその共済金の返還を、すでに掛金の払込免除をしていた場合、当会が必要な掛金の請求をすることができます。ただし、その共済事由または掛金の払込免除事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または受取人が証明したときはこの限りではありません。

※契約が解除となった場合、契約者は、当会に対して解約返戻金を請求できる場合があります。

👉「**解約返戻金**」については P.62

#### 【当会が契約を解除できない場合について】

次の①～⑥のいずれかに該当する場合、当会は契約を解除することができません。

- ①当会が契約締結時に告知義務違反の事実のあることを知っていた、または過失により告知義務違反の事実のあることを知らなかったとき
- ②当会との契約締結を媒介できる者（共済募集人）が契約者または被共済者による告知を妨げたとき

- ③ 当会との契約締結を媒介できる者（共済募集人）が、契約者または被共済者に対して、告知に関する事実を告げないように、または事実でないことを告げるようにすすめたとき
  - ④ 当会が解除の原因（告知義務違反）を知ってから1ヵ月を経過したとき
  - ⑤ 告知義務違反のあった申込日（移行契約の申込日を含みます）から2年以内に共済事由が発生しておらず、なおかつ2年を超えて契約が存続していたとき
  - ⑥ 告知義務違反のあった申込日（移行契約の申込日を含みます）から5年を経過したとき
- ※②、③については、共済募集人の行為がなかったとしても、契約者または被共済者が解除の原因となる事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には、当会は契約を解除することができます。

#### 4. 重大事由による契約の解除

重大事由に該当する場合、当会は将来にむかってその契約を解除することができます。

- ※契約を解除する場合、契約者に対して通知します。ただし、契約者の所在不明その他の理由で通知できない場合には、被共済者または受取人に対して通知します（通知した日を「解除日」とします）。

- ご注意** 重大事由が発生したときから解除日までに、共済事由が発生していた場合でも共済金はお支払いしません。また、「終身医療」において、掛金の払込免除事由が発生していた場合でも、掛金の払込みは免除しません。すでに共済金をお支払いしていた場合、当会はその共済金の返還を、すでに掛金の払込免除をしていた場合、当会は必要な掛金の請求をすることができます。ただし、「終身生命〈低解約返戻金型〉」において死亡共済金受取人のみが「重大事由とは」のうち④に該当し、重大事由による解除を行う場合で、その死亡共済金受取人が死亡共済金の一部の受取人であるときは、死亡共済金のうち、その受取人以外に支払われるべき共済金はお支払いします。

👉「重大事由とは」については P.61

- ※契約が解除となった場合、契約者は、当会に対して解約返戻金を請求できる場合があります。

👉「解約返戻金」については P.62

## 5. 契約の消滅

被共済者が死亡した場合、そのときをもって契約は終了します。また、「終身生命〈低解約返戻金型〉」において重度障害共済金をお支払いした場合、医師の診断に基づく重度障がいのある固定日をもって、もしくはリビングニーズ共済金をお支払いした場合は請求日をもって、契約は消滅します。

「終身医療」では契約の消滅に伴う共済金のお支払いはありませんが、割戻金等が発生する場合がありますので、契約者（被共済者と異なる方の場合）または契約者の相続人から必ず当会までご連絡ください。

※「終身生命〈低解約返戻金型〉」において契約が消滅した場合、解約返戻金の支払いはありません。ただし、被共済者が死亡し、死亡共済金が支払われなかった場合は、契約者は、当会に解約返戻金を請求することができます。

※「終身医療」において契約が消滅した場合、契約者は、当会に対して解約返戻金を請求できる場合があります。

👉「解約返戻金」については P.62

## 6. 被共済者による解除請求

契約者と被共済者が異なる契約について、次の①～④のいずれかに該当する場合は、被共済者は契約者に対して契約の解除を請求することができます。

- ①契約者または受取人に、「重大事由とは」のうち①または②に該当する行為があったとき
- ②契約者または受取人が「重大事由とは」のうち④に該当するとき
- ③被共済者の契約者または受取人に対する信頼を損ない、当該契約の存続を困難とする重大な事由があるとき
- ④契約者と被共済者との間の親族関係の終了等の事情により、当初被共済者が契約の申込みに同意した前提に大きな変化が生じたとき

👉「重大事由とは」については P.61

※契約が解除となった場合、契約者は、当会に対して解約返戻金を請求することができます。

👉「解約返戻金」については P.62

## 7. 債権者等による解除、および受取人による契約の存続

契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます）により解約返戻金、短期払の契約が差し押さえの対象になった場合、次の手続きにより債権者等が契約の解除をすることがあります。また、そのような場合に、受取人は契約を継続するための手続きを行うことができます。

### (1) 債権者等による解除請求

債権者等による契約の解除は当会所定の書面を提出し、当会に到着した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

※「終身生命〈低解約返戻金型〉」において契約が解除となった場合、当会は債権者等に解約返戻金等をお支払いします。また、契約が解除となる前に、死亡共済金または重度障害共済金の支払事由が発生した場合は、債権者等に支払うべき共済金額等を差し引いた額を受取人にお支払いします。

※「終身医療」において契約が解除となった場合、当会は債権者等に解約返戻金等をお支払いする場合があります。

### (2) 受取人による契約の存続

(1) により債権者等が解除の通知を行った場合でも、解除が当会に通知された時において、次の①および②に該当する受取人（「終身生命〈低解約返戻金型〉」では解約返戻金等の受取人を含みます）は契約を継続させることができます。

①契約者以外の者

②契約者もしくは被共済者の親族、または被共済者本人

※受取人が契約を継続させるためには、解除の通知が当会に到着したときから1ヵ月を経過する日までの間に、次のア～ウのすべての手続きを行う必要があります。

ア. 契約者の同意を得ること

イ. 解除の通知が当会に到着した日に解除の効力が生じたとすれば当会が債権者等に支払うべき金額を、債権者等に対して支払うこと

ウ. イについて、債権者等に支払いを行ったことを当会に対して通知すること（当会への通知についても期間内に行うことが必要です）

## 8. 詐欺または強迫による契約の取消し

契約の締結に際して、契約者、被共済者または受取人に詐欺または強迫の行為があった場合、当会は契約を取り消すことができます。この場合には、掛金の返還および解約返戻金、割戻金のお支払いはありません。

※取消し以前に共済事由が発生しても共済金をお支払いしません。すでに共済金または割戻金をお支払いしていた場合、当会はその返還を請求できます。

※契約を取り消す場合、契約者に対して通知します。ただし、契約者の所在不明その他の理由で通知できない場合には、被共済者または受取人に対して通知します。

## 重大事由とは

次の①～⑤のいずれかに該当するものをいいます。

- ①契約者、被共済者（「終身生命〈低解約返戻金型〉」における死亡共済金の場合を除きます）または受取人が、当会に当該契約に基づく共済金を支払わせることまたは当会に「終身医療」の掛金の払込免除をさせることを目的として、故意に共済事由または掛金の払込免除事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- ②契約者または受取人が当該契約に基づく共済金の請求行為または「終身医療」における掛金の払込免除の申請行為に関して詐欺を行い、または行おうとしたとき
- ③他の共済契約または保険契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- ④契約者、被共済者または受取人が、次のア～エのいずれかに該当するとき
  - ア．暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合  
※「その他の反社会的勢力」とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいい、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団を含みます。  
※上記、暴力団からその他の反社会的勢力までを総称して、以下、「反社会的勢力」といいます。
  - イ．反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる場合
  - ウ．反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合
  - エ．その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- ⑤契約者、被共済者または受取人が、当会、他の共済団体または保険会社との間で締結した共済契約または保険契約等が重大事由により解除される等により、当会の契約者、被共済者または受取人に対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由があるとき

## 解約返戻金

### 1. 「終身生命〈低解約返戻金型〉」の解約返戻金

- ・ 共済掛金払込期間中の解約返戻金は、解約返戻金を抑制しない場合の70%になります。
- ・ 解約返戻金の額は、加入年齢・掛金払込期間・経過年数等によって異なりますが、発効後、短期間で解約した場合、解約返戻金はまったくないかあってもごく少額です。

次の①～⑥のいずれかにより契約が終了し、解約返戻金がある場合には、解約返戻金をお支払いします。

- ①失効
- ②解約
- ③告知義務違反による解除\*<sup>1</sup>
- ④重大事由による解除\*<sup>2</sup>
- ⑤被共済者からの解除請求による解除
- ⑥死亡共済金をお支払いしない消滅\*<sup>1</sup>

\* 1 死亡共済金または重度障害共済金、リビングニーズ共済金をお支払いした場合、解約返戻金はありません。ただし、年払契約において未経過共済期間に対応する掛金相当額がある場合は返金します。

\* 2 死亡共済金の一部が支払われる場合、支払われない部分に対応する解約返戻金をお支払いします。

※解約返戻金は、発効日からの経過月数（1ヵ月単位に切り上げます。日割り計算は行いません。）に応じた金額となります。また、払込方法が年払の場合の掛金返金は、契約終了時に未経過の共済期間の月数に応じて、解約返戻金に含めて返金します。

👉解約返戻金については、「解約返戻金目安表」P.95 **資料3**

### 2. 「終身医療」の解約返戻金

掛金払込期間中の解約返戻金はありません（年払契約で未経過共済期間に対応する掛金相当額がある場合は返金します）。短期払の契約で、掛金払込期間とその期間中の掛金の払込みがともに終了した後に次の①～④のいずれかにより契約が終了した場合は、入院日額の10倍の金額を払い戻します。

- ①解約
- ②重大事由による解除

③被共済者からの解除請求による解除

④消滅

※重度障がいにより掛金の払込免除となった契約については、当初の掛金払込期間の満了後に、上記の①～④のいずれかにより契約が終了した場合にのみ、上記と同様に入院日額の10倍の金額を払い戻します。

#### 【解約返戻金の有無について】

掛金の払込方法、払込期間		上記①～④に伴う 解約返戻金の有無
終身払（月払・年払）		ありません*
短期払 （月払・年払）	掛金払込期間中	ありません*
	掛金払込期間満了後	入院日額の10倍

契約関係

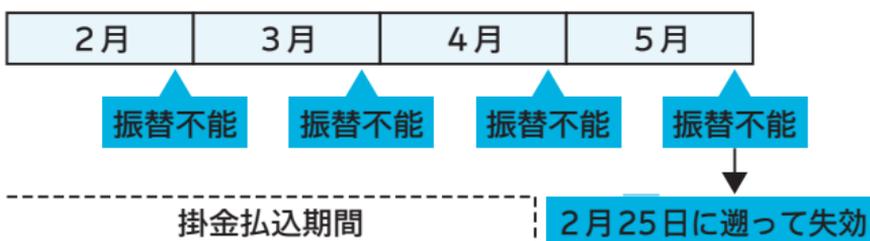
\*払込方法が年払の場合の掛金返金は、契約終了時に未経過の共済期間の月数に応じて返金します。

#### ご注意



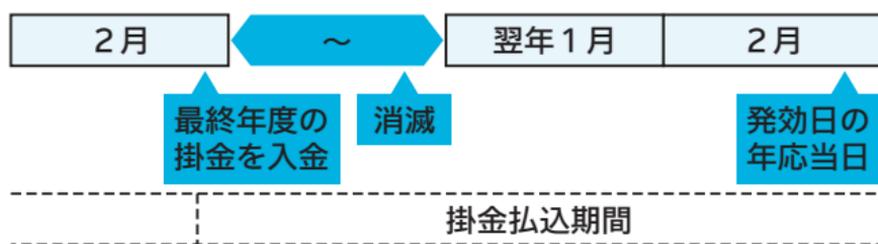
短期払の契約で、掛金の払込期間は終了したものの、掛金の払込みがなされておらず、契約が失効した場合は、解約返戻金をお支払いしません。

#### 【例1】26日が発効応当日の契約の場合（月払）



⇒2月25日に振替ができなかった場合、掛金の払込期日は2月末日、払込猶予期間は5月31日（払込期日の翌日から3カ月後）までとなります。払込猶予期間までに払込みがなかった場合、掛金払込期間は終了していますが、その期間中の掛金が払い込まれておらず、2月25日の24時に失効してしまうため、解約返戻金の支払対象とはなりません。

【例2】2月26日が発効日の年応当日の契約の場合（年払）



⇒2月25日に最終年度の掛金（年払）を振替えたため、掛金払込期間中の掛金はすべて支払われていますが、掛金払込期間が終了する前に契約の終了となるため、解約返戻金の支払対象とはなりません。ただし、未経過共済期間に対応する掛金相当額がある場合は返金します。

契約関係

### 3. 解約返戻金の請求手続き

解約返戻金の請求の際は、次の書類をご提出ください。

- ・解約返戻金請求書
- ・契約者の印鑑登録証明書
- ・「終身医療」における死亡消滅の場合は被共済者の死亡の事実を確認できる書類（住民票等）
- ・その他当会が指定するもの

※必要な書類が提出されない場合、解約返戻金等のお支払いの手続きがすすめられません。

※書類取得にかかる費用は契約者の負担になります。なお、当会は、上記の書類以外の書類の提出を求めることや、書類の一部の省略を認める場合があります。

※解約返戻金は、契約終了日以降にお支払いします。

#### ご注意



《ずっとあい》では、次のような取扱いはありません。

- ・払込期間の変更  
短期払と終身払の変更、払込満了年齢の変更（60歳払込満了を65・70・80歳払込満了に変更する等）はできません。
- ・解約返戻金を活用した貸付  
解約返戻金から一時的にお金を貸し付けて、掛金に充当する取扱いはありません。
- ・解約返戻金を活用した払済  
解約返戻金を一時払掛金に充当して、以後の共済金額を新たに定める取扱い（払済）はありません。
- ・解約返戻金を活用した延長  
解約返戻金を一時払掛金に充当して、以後の共済期

間を終身から定期に変更する取扱い（延長）はありません。

## 割戻金

### 1. 割戻金の割当て

事業年度ごとに決算を行い、当該事業年度の剰余に応じて、次の①または②のいずれかに該当する契約に対し、割戻金の割当てを行います。

①当該事業年度末に有効な契約

②当該事業年度中に消滅となった契約

※当会の事業年度は、3月21日から翌年3月20日です。

※共済掛金の払込みがなされていない契約については、共済掛金が払い込まれるまで割当ての対象から除きます。

※割戻金は、「割戻通知書」にて毎年9～10月頃に契約者に通知します。

### 2. 割戻金の据え置き

剰余金が出た場合、原則として割戻金の割当てを行い、終了日まで利息をつけて据え置きます。

なお、割戻金に対する利息は、割戻金の割当てを行ってから1年以上据え置いた場合に付与されます。

### 3. 共済期間中の割戻金の請求と支払方法

契約者は、据え置いた割戻金を共済期間中に請求することができます。

支払方法は、ご加入の生協より異なり、次の①または②のいずれかとなります。

①契約者が指定する口座への振込み

②電子マネー等への振替

# 共済金のご請求およびお支払い

## ご請求からお支払いまでの流れ

共済金のご請求は、次のような流れとなります。

### 1. 共済金ご請求に関するご連絡

共済金をご請求する場合、受取人となる方からコープ共済センター（コールセンター）までご連絡ください。共済金請求書等をお送りします。

※お問い合わせ先は本冊子の裏表紙をご覧ください。

※ご請求いただく前に、共済証書、本冊子等でご加入のコースの保障内容をご確認ください。

※お手続きの際には、共済証書記載の契約番号、組合員番号、契約者と被共済者の氏名および電話番号をお知らせください。

※「終身医療」において手術共済金のご請求をいただく場合、あらかじめ医療機関に手術名、手術コードをご確認のうえご連絡いただけますと、より詳細なご案内をすることができます。

**ご注意** 共済証書に記載の内容（住所等）に変更がある場合は、あわせてご連絡ください。



### 2. 共済金請求書等が手元に届いたら

到着した書類をご確認のうえ、共済金請求書等に必要事項を記入し、ご案内した提出書類をご準備ください。提出書類は同封の返信用封筒に入れて送付してください。

※ご請求の際は、当会より病院または医師等に治療内容や傷病内容について照会する場合があること、また照会内容について証明書の発行を受ける場合があることをご了承ください。

**ご注意** ご請求に必要な書類（診断書、戸籍謄本等）の取得費用は、受取人の負担となります。また、ご提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。



👉 提出書類については P.89 しおり別表3

### 3. 提出書類を送付したら

書類の到着後、当会にてご請求内容を確認します。

**ご注意** 入院期間や手術の種類等について、共済金のお支払い内容を確定するために必要な事項が確認できない場合等は、改めて他の書類の提出をお願いすることがあります。

### 4. 共済金のお支払い

ご請求内容を確認後、受取人に共済金をお支払いします。

※共済金のお支払いは、受取人名義の口座または掛金振替口座への振込みにより行います。

**ご注意** ご請求内容を確認した結果、共済金をお支払いしない場合や削減してお支払いする場合があります。

### 1. 共済金のご請求

- ① 共済金をご請求する場合は、受取人となる方がお手続きください。
- ② 受取人が未成年者の場合、共済金のご請求手続きは受取人の法定代理人（親権者等）が行ってください。
- ③ 同一の共済金について受取人が2人以上いる場合は、代表者を1人決めてご請求ください。その際は委任状の提出が必要です。  
代表者が受取人全員分の委任状を取得できないときは、委任状が取得できない受取人分に相当する額を差し引いた共済金額を代表者に対してお支払いします。
- ④ 1人の受取人に対して共済金の全額をお支払いした場合、他の受取人には重複して共済金をお支払いしません。
- ⑤ 共済金の払込先は、受取人名義の金融機関等の口座をご指定ください。なお、掛金を口座振替により払い込んでいる場合は、掛金振替口座に共済金をお支払いすることもできます。
- ⑥ 共済金のご請求には時効がありますのでご注意ください。  
共済金を請求する権利は、これを行行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅します。

### 2. 共済金のお支払い

- ① 共済金は、請求に必要な書類すべてが当会に到着した日の翌日から10日以内に受取人にお支払いします。  
※この10日には、土曜日、日曜日、祝日および12月29日から翌月3日までの日を含みません。
- ② ①にかかわらず、共済事由の有無、契約の解除、無効または取消事由の有無その他、当会がお支払いすべき共済金の額を確定するために調査または確認が必要な場合は、必要書類の到着日の翌日から30日以内に共済金をお支払いします。さらに、この調査・確認のために、次の表に掲げる事項について特別な照会や調査が必要な場合は、必要書類の到着日の翌日から、表に示す期間（履行期）中に共済金をお支払いします。

特別な照会や調査が必要な事項	履行期
災害救助法が適用された地域において調査または確認等が必要な場合	60日以内

特別な照会や調査が必要な事項	履行期
病院等の医療機関または医師等へ書面または面談による調査または確認等が必要な場合	90日以内
医療機関、検査機関その他専門機関による鑑定または審査等が必要な場合	
弁護士法その他法令に基づく照会が必要な場合	
警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査等の結果を得る必要がある場合	180日以内
調査または確認先が日本国外にある場合	
災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合	360日以内

- ③共済金のお支払いについて、①および②に定めた期間より遅滞した場合、当会は民法の規定に従って遅滞の責任を負います。
- ④当会は、必要に応じて、当会の指定する医師による診断(検案を含みます)を求めること、および事実を確認することができます。
- ⑤当会が必要と認めた診断(検案を含みます)および事実の確認・照会に際し、契約者、被共済者、受取人またはこれらの代理人が、正当な理由がなくその協力、同意もしくは回答を拒んだとき、またはこれを妨げたときは、これにより必要な診断や事実の確認・照会が遅滞した期間については、当会は遅滞の責任を負わず、必要な診断や事実の確認・照会が終わるまでは共済金をお支払いしません。
- ⑥当会が次のア～ウの事項について報告を求めた場合、契約者は遅滞なく報告してください。契約者が正当な理由なく報告を怠ったときは、その報告がなされるまでの期間については、当会は共済金お支払いの遅滞の責任を負いません。
- ア. 被共済者の傷病もしくは障がいの状況  
イ. 被共済者の就業の状況  
ウ. その他契約の維持または共済金のお支払い上必要な事項
- ⑦当該契約について未払込掛金があるときは、当会は支払うべき共済金から、契約者が払い込むべき掛金を差し引くことができます。
- ⑧戦争その他非常な出来事または地震、津波、噴火その他これに類する天災の場合、当会の総会の議決を経て共済金の分割払い、お支払いの延期または削減をすることがあります。

### 1. 指定代理請求人による場合

#### (1) 指定代理請求人がお手続きできる場合

契約者が受取人となる共済金について、契約者に共済金を請求できない事情があり、かつ法定代理人がない場合は、指定代理請求人による請求のお手続きができます。

※法定代理人がいる場合は、法定代理人からのお手続きをお願いします。

※「共済金を請求できない事情」とは、深昏睡状態、遷延性意識障がい、重度認知症等となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあることをいいます。

👉 「指定代理請求人制度」については P.38

#### (2) 指定代理請求人による請求手続きの取扱い

①共済金の払込先は、契約者名義の金融機関等の口座をご指定ください。ただし、次のア～ウのいずれかの方が指定代理請求人としてお手続きする場合で、当会の了承を得たときは、指定代理請求人名義の金融機関等の口座を指定できます。

ア. 契約者の配偶者

イ. 契約者の3親等以内の親族

ウ. 契約者の配偶者の3親等以内の親族

②指定代理請求人によるお手続きの場合、通常の提出書類に加え、次のア～ウの書類の提出が必要です。

ア. 契約者に共済金を請求できない事情があることを示す書類（診断書等）

イ. 契約者に成年後見人等が登記されていないことの証明書（法務局で取得できます）

ウ. 契約者と指定代理請求人の続柄等が確認できる書類（住民票等）

※当会は、上記書類の一部の省略を認め、または上記以外の書類の提出を求めることがあります。

③指定代理請求人によるお手続きの場合、共済金のお支払いの有無に関わらず、その請求に関する当会の決定は、指定代理請求人に通知します。

**ご注意** 指定代理請求人によるお手続きで共済金をお支払いした場合、他の代理人には重複して共済金をお支払いしません。

指定代理請求人が故意に共済事由を発生させた場合、または契約者を共済金請求ができない状態にさせた場合には、指定代理請求人は共済金の請求手続きをする

ことができません。



「終身医療」における、掛金の払込免除の申請における指定代理請求人制度の詳細については、「代理人による掛金の払込免除手続き」(→P.74)をご覧ください。

## 2. その他の代理人による場合

### (1) その他の代理人がお手続きできる場合

①受取人に共済金を請求できない事情があり、次のア～エのいずれかに該当するため指定代理請求人によるお手続きができず、かつ受取人に法定代理人がない場合は、他の代理人(以下、「その他の代理人」と表記します)による請求のお手続きができます。

ア. 指定代理請求人が、請求時に「指定代理請求人の範囲」から外れている場合

イ. 指定代理請求人が指定されていない場合(死亡している場合、および契約者が変更されたことにより指定(変更)の効力が失われた場合を含みます)

ウ. 指定代理請求人に共済金を請求できない事情がある場合  
エ. 「終身生命〈低解約返戻金型〉」において、受取人が契約者とは異なる場合(契約者以外の方が受取人となる死亡共済金の場合)

※法定代理人がいる場合は、法定代理人からのお手続きをお願いします。

※「共済金を請求できない事情」とは、深昏睡状態、遷延性意識障がい、重度認知症の状態となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあることをいいます。

②その他の代理人になることができるのは、次のア～エのいずれかの方です。

ア. 受取人の配偶者

イ. 受取人と同居または生計を共にする、受取人の3親等以内の親族

ウ. 受取人と同居または生計を共にする、受取人の配偶者の3親等以内の親族

エ. 上記ア～ウの方がいない場合や、それらの方に共済金を請求できない事情がある場合は上記ア～ウ以外の、受取人の3親等以内の親族

### (2) その他の代理人による請求手続きの取扱い

①共済金の払込先は、受取人名義の金融機関等の口座をご指定ください。

②その他の代理人によるお手続きの場合、通常の提出書類に加え、次のア～オの書類の提出が必要です。

ア. 受取人や指定代理請求人に共済金を請求できない事情があることを示す書類（住民票、診断書等）

イ. 受取人に成年後見人等が登記されていないことの証明書（法務局で取得できます）

ウ. 受取人とその他の代理人の続柄等が確認できる書類（住民票等）

エ. その他の代理人の印鑑登録証明書

オ. 当会所定の念書

※当会は、上記書類の一部の省略を認め、または上記以外の書類の提出を求める場合があります。

③その他の代理人によるお手続きの場合、共済金のお支払いの有無に関わらず、その請求に関する当会の決定は、その他の代理人に通知します。

#### ご注意



その他の代理人によるお手続きで共済金をお支払いした場合、他の受取人や代理人には重複して共済金をお支払いしません。

その他の代理人が故意に共済事由を発生させた場合、または受取人を共済金請求ができない状態にさせた場合には、その他の代理人は共済金の請求手続きをすることができません。

### 1. 掛金の払込免除の申請と払込免除の流れ

「ご請求からお支払いまでの流れ」(P.67)と同様です。

### 2. 指定代理請求人による場合

#### (1) 指定代理請求人がお手続きできる場合

契約者に掛金の払込免除を申請できない事情があり、かつ法定代理人がない場合は、指定代理請求人による掛金の払込免除のお手続きができます。

※法定代理人がいる場合は、法定代理人からのお手続きをお願いします。

※「掛金の払込免除を申請できない事情」とは、深昏睡状態、遷延性意識障がい、重度認知症等となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあることをいいます。

#### (2) 指定代理請求人による掛金の払込免除申請の取扱い

①指定代理請求人が掛金の払込免除を申請する場合は、通常の掛金の払込免除申請書類に加えて、次の書類の提出が必要です。

ア. 契約者に掛金の払込免除を申請できない事情があることを示す書類(診断書等)

イ. 契約者に成年後見人等が登記されていないことの証明書(法務局で取得できます)

ウ. 契約者と指定代理請求人の続柄等が確認できる書類(住民票等)

②指定代理請求人によるお手続きの場合、掛金の払込免除申請の可否に関わらず、その申請に関する当会の決定は、指定代理請求人に通知します。

**ご注意** 指定代理請求人が故意に掛金の払込免除事由を発生させた場合、または契約者を掛金の払込免除申請ができない状態にさせた場合には、指定代理請求人は掛金の払込免除申請手続きをすることができません。

### 3. その他の代理人による場合

#### (1) その他の代理人がお手続きできる場合

①契約者に掛金の払込免除を申請できない事情があり、次のア～ウのいずれかに該当するため指定代理請求人による申請ができず、かつ法定代理人がない場合は、その他の代理人に

よる掛金の払込免除の申請ができます。

ア. 指定代理請求人が、請求時に「指定代理請求人の範囲」から外れている場合

イ. 指定代理請求人が指定されていない場合（死亡している場合、および契約者が変更されたことにより指定（変更）の効力が失われた場合を含みます）

ウ. 指定代理請求人に掛金の払込免除を申請できない事情がある場合

※法定代理人がいる場合は、法定代理人からのお手続きをお願いします。

※掛金の払込免除を申請できない事情とは、深昏睡状態、遷延性意識障がい、重度認知症の状態となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあることをいいます。

②その他の代理人になることができるのは、次のア～エのいずれかの方です。

ア. 契約者の配偶者

イ. 契約者と同居または生計を共にする、契約者の3親等以内の親族

ウ. 契約者と同居または生計を共にする、契約者の配偶者の3親等以内の親族

エ. 上記ア～ウの方がいない場合や、それらの方に掛金の払込免除を申請できない事情がある場合は上記ア～ウ以外の、契約者の3親等以内の親族

## （2）その他の代理人による掛金の払込免除申請の取扱い

①その他の代理人が掛金の払込免除を申請する場合は、通常の掛金の払込免除申請書類に加えて、次のア～オの書類の提出が必要です。

ア. 契約者や指定代理請求人に掛金の払込免除を申請できない事情があることを示す書類（住民票、診断書等）

イ. 契約者に成年後見人等が登記されていないことの証明書（法務局で取得できます）

ウ. 契約者とその他の代理人の続柄等が確認できる書類（住民票等）

エ. その他の代理人の印鑑登録証明書

オ. 当会所定の念書

※当会は、上記書類の一部の省略を認め、または上記以外の書類の提出を求める場合があります。

②その他の代理人によるお手続きの場合、掛金の払込免除申請の可否に関わらず、その申請に関する当会の決定は、その他の代理人に通知します。

ご注意



その他の代理人が故意に掛金の払込免除事由を発生させた場合、または契約者を掛金の払込免除の申請ができない状態にさせた場合には、その他の代理人は掛金の払込免除の申請手続きをすることができません。

以下は、2022年9月現在の税制に基づく解説です。今後、税制の変更に伴い取扱いが変わることがあります。詳細については最寄りの税務署へお問い合わせください(住民税については、都道府県、市区町村にお問い合わせください)。

### 1. 掛金の所得控除

毎年1月1日から12月31日の間に払い込まれた掛金は、保険料控除の対象となります。

#### (1) 控除対象となる掛金

期間中に払い込まれた掛金から、その年度に割り当てられた割戻金を差し引いた額が、保険料控除の対象となります。

一般生命保険料控除	「終身生命〈低解約返戻金型〉」
介護医療保険料控除	「終身医療」

#### (2) 共済掛金払込証明書の発行

毎年9～10月頃に、保険料控除に関する「共済掛金払込証明書」を発行します。年末調整または確定申告のお手続きの際に添付してください。共済掛金払込証明書には、所得控除の対象となる掛金額および算出方法を記載していますのでご確認ください。

※共済掛金払込証明書は「控除証明書(共済掛金払込証明書)兼 割戻通知書」として割戻通知書と一体化した通知で発送します。

### 2. 共済金の取得に関わる税金の取扱い

#### (1) 「終身生命〈低解約返戻金型〉」

「終身生命〈低解約返戻金型〉」では、死亡共済金以外の共済金は課税の対象になりません。

##### ①課税の対象となる共済金

ア. 死亡共済金の税法上の取扱いは契約者(掛金負担者)、被共済者および受取人の関係によって、課税される税金の種類と金額が異なります。

イ. 次の課税の例において所得税(一時所得)となる場合には、確定申告が必要です。

- ※100万円を超える死亡共済金または解約返戻金をお支払いした場合、当会から税務署へ「支払調書」を提出します。
- ※契約を承継した時点の解約返戻金が100万円を超える場合、当会から税務署へ「支払調書」を提出します。
- ※支払調書にマイナンバーの記載が必要となるため、マイナンバーに関する書類の提出をお願いすることがあります。

#### 【死亡共済金に関わる課税の例】

契約形態	契約者 (掛金負担者)	被共済者 (死亡)	受取人	税の種類
契約者と被共済者が同一人	夫	夫	妻 (法定相続人*1)	相続税 (保険金非課税の特典あり)
	夫	夫	法定相続人*1以外	相続税 (保険金非課税の特典なし)
契約者と受取人が同一人	夫	妻	夫	所得税 (一時所得)／ 住民税
契約者と受取人が別人	夫	妻	子*2	贈与税

- \*1 民法の規定により、相続人になることのできる人のことをいいます。
- \*2 子を死亡共済金受取人に指定した場合。

## ②課税対象金額算出方法

相続税	死亡共済金受取人が法定相続人の場合 ・死亡共済金－(500万円×法定相続人の人数)
	死亡共済金受取人が法定相続人以外の場合 ・死亡共済金
所得税 住民税	・(死亡共済金－当該共済期間の払込掛金－50万円)×1/2
贈与税	・死亡共済金－110万円

※所得税、住民税について、他の商品にも加入されている場合や、契約が複数件ある場合も、1人に対して1年間に最高50万円の控除です。

## ③解約返戻金について

ア. 共済掛金負担者と解約返戻金受取人が同一人の場合は、解約返戻金は一時所得となり、所得税および住民税が課せられます（解約返戻金と払込みいただいた掛金との差額が50万円を超える場合、課税対象となります）。

イ. 共済掛金負担者と解約返戻金受取人が異なる場合は、解約返戻金相当額が贈与されたものとみなされ、贈与税が課せられます（解約返戻金から110万円を控除した額が課税対象となります）。

## (2)「終身医療」

「終身医療」の共済金は課税の対象になりません。

なお、入院をした場合で医療費控除を受ける際には、かかった医療費から取得した入院共済金等を差し引いて計算します。

# 移行契約

## 移行契約に関する注意事項

以下の内容は、移行契約に関して、新規契約とは異なる点について説明しています。以下に記述していない内容については、新規契約のページにてご確認ください。

### 1. 移行契約の概要

《たすけあい》《あいぷらす》から移行して《ずっとあい》に加入する場合、「終身医療」が基本保障となり、追加で「終身生命〈低解約返戻金型〉」に加入することができます（移行前契約の保障内容によっては加入できません）。「終身生命〈低解約返戻金型〉」単独でのご加入はできません。移行契約の発効日は「終身生命〈低解約返戻金型〉」と「終身医療」で同一の日となります。なお、「終身生命〈低解約返戻金型〉」「終身医療」両方に加入された場合、契約発効後は、共済証書を「終身生命〈低解約返戻金型〉」と「終身医療」それぞれで発行し、加入後の契約変更、共済金の請求等もそれぞれの契約で行います。



### 2. ご契約に際しての注意事項

#### (1) 被共済者になることができる方

被共済者になることができる方は、次の①および②をすべて満たす方です。

- ①発効日における年齢が満50歳以上満71歳未満の方
- ②移行前の商品（《たすけあい》、《あいぷらす》入院付生命コース、《あいぷらす》ゴールド、プラチナ85）に2年以上加入いただいている方

※告知に該当する病気等についての保障を制限する条件をつけて加入できる「条件付加入制度」および一定の条件を満たすことで加入できる「特定疾病加入制度」の取扱いはありません。

※移行契約の申込みにあたっては、改めて健康状態の告知が必要です。

## (2) 移行契約の発効

- ①《たすけあい》からの移行契約は《たすけあい》の解約日の翌日に発効します。
- ②《あいづらす》からの移行契約は《あいづらす》の満期日の翌日または解約日の翌日に発効します。

**ご注意** 移行前契約で未払込掛金がある場合は、移行前契約と通算した払込猶予期間となります。



## 3. 共済金のお支払いについての注意事項

- ①「終身医療」の発効日をまたいで、《たすけあい》または《あいづらす》の共済期間から入院が連続している場合（1回の入院とみなす場合を含みます）は、移行前契約と「終身医療」それぞれの共済期間中の入院日数を通算して、支払限度を適用します。なお、入院日数における共済期間通じて1,000日の限度に関しては、商品間の通算をしません。
- ②不慮の事故等発生後に、《たすけあい》または《あいづらす》から入院・手術共済金額が増額となる「終身医療」への移行を申込み、「終身医療」が発効した後にその不慮の事故等を直接の原因とする入院を開始または手術を受けた場合は、移行前契約の入院・手術共済金額にてお支払いします。
- ③《たすけあい》《あいづらす》で共済金額の大きいコースに更改した後《ずっとあい》に移行し、移行前契約の更改申込日から1年以内に共済事由が発生した場合など、共済金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

## 4. ご契約後についての注意事項

### (1) 共済金額を減額したい場合

#### ◆「終身生命〈低解約返戻金型〉」

共済期間中における共済金額の減額（一部解約）は取り扱っておりません。

#### ◆「終身医療」

発効日における年齢（一部解約を申し出るときの年齢ではありません）で加入可能なコースに限り、共済期間中に共済金額を減額（一部解約）することができます。また、次の最低共済金額を下回る一部解約はできません。

発効時年齢	最低共済金額
満50歳から満64歳	日額 3,000円
満65歳から満70歳	日額 2,000円

## (2) 移行前契約が契約の終了となった場合

移行前契約が無効、失効、消滅等により契約の終了となったことが判明した場合には、移行はなされなかったものとして取り扱います。

## (3) 移行時に「終身生命〈低解約返戻金型〉」「終身医療」の両方に加入し、重度障がいになった場合

「終身生命〈低解約返戻金型〉」は重度障害共済金をお支払いした場合は契約が消滅し、終了となりますが、「終身医療」はそのまま契約が継続します。なお、掛金の払込期間中における重度障がいであれば、症状固定日以後の掛金の払込みから免除となります。

## (4) 移行前契約の申込時に告知義務違反があった場合

契約者または被共済者が、移行前契約（《たすけあい》または《あいぷらす》）の申込みにあたって、故意または重大な過失により、告知事項について、事実をかくしたり、または事実でないことを告げて申込みをした場合（告知義務違反）、当会は将来にむかってその移行契約を解除することができます。この場合、すでに払い込まれていた掛金は返還しません。

### ご注意



解除の際の共済金のお支払い、通知、当会が解除できない場合等については、新規契約と同様です。

## ご意見・ご要望・苦情のお申し出

### 1. CO・OP共済「ご意見・ご要望」の窓口

CO・OP共済では、組合員の皆様に安心してご利用いただき、より一層満足していただけるよう、皆様からのご意見・ご要望や苦情を承る窓口を開設しております。

ご意見・ご要望・苦情については、CO・OP共済「ご意見・ご要望」の窓口へご相談ください。なお、CO・OP共済ホームページでも受け付けしております。

#### 【CO・OP共済「ご意見・ご要望」の窓口】

フリーダイヤル	0120-497-350
受付時間	9:00～17:00（月曜日～金曜日） （土曜、日曜、祝日、年末年始は休業）
ホームページ	<a href="https://coopkyosai.coop">https://coopkyosai.coop</a>

### 2. 異議の申立て

- ①契約または共済金のお支払いについて、不服がある契約者または受取人は、当会に対して不服申立てを行うことができます。不服申立ては、当会の決定があったことを知った日の翌日から60日以内に行ってください。
  - ②不服申立てに対する当会の決定になお不服があるときは、当会に設置する審査委員会に対して異議を申立てることができます。異議の申立ては、不服申立てに対する当会の決定を知った日の翌日から60日以内に書面によって行ってください。
  - ③異議の申立てを受けた場合、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から60日以内に審査を行い、その結果を通知します。
- ※審査委員会よりも第三者機関での判断が妥当な事案については、申立者の同意を得て、第三者機関において解決を図ることがあります。

### 3. 紛争解決手続（ADR）

苦情等のお申し出について、当会との間で解決に至らない場合、第三者機関として「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」を利用することができます。

共済相談所は、法務大臣の認証を取得した「紛争解決機関」として、契約関係者と会員団体との間の共済契約に関する紛争について、紛争解決手続（ADR）を実施しています。

【一般社団法人 日本共済協会 共済相談所】

電話 03-5368-5757

受付時間 9:00～17:00

（土・日・祝日・年末年始を除く）

### 4. 管轄裁判所

契約における共済金請求等に関する訴訟については、当会の主たる事務所の所在地または契約者あるいは受取人の住所地を管轄する日本国内にある地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

## CO・OP共済について

CO・OP共済は、全国の生協（連合会を含みます。以下同じです）の共同事業です。

### ●会員生協とは

生協は、消費者どうしの結びつきによる非営利の協同組織です。よりよいくらしの実現に向けて、宅配や店舗での商品供給、共済、福祉事業や組合員どうしの助け合い活動等に幅広く取り組んでいます。

CO・OP共済事業においては、生協が当会の会員（会員生協）となり、共済の普及・宣伝、契約締結の媒介、掛金の請求等にかかる業務を行っています。

### ●コープ共済連とは

日本コープ共済生活協同組合連合会（コープ共済連）は、全国の会員生協と日本生活協同組合連合会が共同で設立した、共済事業を専門に行う生協連合会です。

コープ共済連は、CO・OP共済の契約引受団体として、契約者から掛金の払込みを受け、共済金をお支払いする責任を持ちます。

# しおり別表

## しおり別表1 所定の重度障がい

所定の重度障がいとは、次の表のいずれかに該当するものをいいます。

等級	障害の状態
第1級障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>①両眼が失明したもの</li> <li>②そしゃく、および言語の機能を廃したものの</li> <li>③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの</li> <li>④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの</li> <li>⑤削除</li> <li>⑥両上肢を肘関節以上で失ったもの</li> <li>⑦両上肢の用を全廃したもの</li> <li>⑧両下肢を膝関節以上で失ったもの</li> <li>⑨両下肢の用を全廃したもの</li> </ul>
第2級障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>①1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>②両眼の視力が0.02以下になったもの</li> <li>②-2 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し随時介護を要するもの</li> <li>②-3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し随時介護を要するもの</li> <li>③両上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>④両下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ul>
第3級障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>②そしゃくまたは言語の機能を廃したものの</li> <li>③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの</li> <li>④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの</li> </ul>

〔備考〕

視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ矯正視力について測定します。

## しおり別表2 外因による事故の範囲および 不慮の事故とみなす感染症

1. 外因による事故の範囲は次に定めるものをいいます。

※分類項目の内容については、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠（厚生労働省大臣官房統計情報部編）」によります。

分類項目	分類番号
1. 交通事故	V01～ V99
2. 不慮の損傷のその他の外因 ただし、次の各号に該当するものを除きます。 (1) 疾病により呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の「胃内容物の誤えん<嚥><吸引> (W78)」、「気道閉塞を生じた食物の誤えん<嚥><吸引> (W79)」および「気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん<嚥><吸引> (W80)」 (2) 「高圧、低圧及び気圧の変化への曝露 (W94)」 (3) 「自然の過度の高温への曝露 (X30)」 (4) 「自然の過度の低温への曝露 (X31)」 (5) 「日光への曝露 (X32)」 (6) 疾病の診断や治療を目的とした「有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露 (X40～X49)」 (7) 「旅行及び移動 (X51)」 (8) 「無重力環境への長期滞在 (X52)」 (9) 「食糧の不足 (X53)」 (10) 「水の不足 (X54)」 (11) 「詳細不明の欠乏状態 (X57)」	W00～ X58
3. 加害にもとづく傷害及び死亡 ただし、「その他の虐待 (Y07)」に該当するものを除きます。	X85～ Y09
4. 法的介入 ただし、「合法的処刑 (Y35.5)」に該当するものを除きます。	Y35
5. 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、 薬剤及び生物学的製剤 ただし、疾病の診断や治療を目的としたものを除きます。	Y40～ Y59
6. 外科的及び内科的ケア時における患者に対する医療事故 ただし、疾病の診断や治療を目的としたものを除きます。	Y60～ Y69
7. 患者の異常反応又は後発合併症を生じた外科的及び その他の医学的処置で、処置時には事故の記載がない もの ただし、疾病の診断や治療を目的としたものを除きます。	Y83～ Y84

※外因による事故の範囲には、戦争行為によるもの等は除きます。

2. 次の感染症は不慮の事故とみなします。

分類項目	分類番号
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体が コロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるもの に限ります。)	U04
その他細則で定めるもの	—

※上記の感染症については、当該感染症に罹患したことが判明した検査の実施日を規約および細則における不慮の事故等が発生した日として取り扱います。

### しおり別表3 共済金請求時の提出書類

共済金のご請求の際は、共済事由に応じて、次の表のうち○がついている書類をご提出ください。

必要書類	共済事由			「終身医療」			
	「終身生命 〈低解約返戻金型〉」			病 気 入 院	事 故 入 院	病 気 手 術	事 故 手 術
	死 亡	重 度 障 が い	リ ビ ン グ ニ ーズ				
共済金請求書	○	○	○	○	○	○	○
死亡診断書（死体検案書）	○						
死亡共済金受取人と被共済者の 続柄・受取人順位等が確認できる 書類（戸籍謄本、住民票等）	○						
受取人の印鑑登録証明書	○	○	○				
障がい診断書		○					
リビングニーズ用診断書			○				
診断書（治療証明書）				○	○	○	○
診療明細書						○	○
入院についての申告書				○	○		
事故申告書	○	○	○		○		○
委任状	○						
委任者の印鑑登録証明書	○						
不慮の事故等であることを証する 書類					○		○

※上表の書類のうち、「死亡診断書（死体検案書）」「障がい診断書」「リビングニーズ用診断書」「診断書（治療証明書）」については、原則として当会所定の様式によるもので、原本の提出が必要です。

※当会は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記以外の書類の提出を求める場合があります。

※当会は、受取人と被共済者の続柄等の確認、および受取人の順位等の確認のため、住民票や被共済者の出生から亡くなるまでをたどった戸籍謄本・改製原戸籍謄本等のすべての提出を求める場合があります。

## 資料

### 資料1 各コースの共済金額

※次の内容は、2022年9月2日時点のものです。(新規募集を停止しているコースは割愛しています。) 今後の商品改定により、掛金や共済金額が変更になる場合があります。

#### (1) 「終身生命〈低解約返戻金型〉」

1口あたりの保障金額は10万円です。

※共済証書に記載の「お支払いする共済金額」は、「1口あたりの保障金額」(10万円)に、口数を乗じた金額です。

	1,000万円 コース	500万円 コース	300万円 コース	200万円 コース	100万円 コース
死亡・ 重度障がい (病気・事 故)*1	1,000 万円	500 万円	300 万円	200 万円	100 万円
加入 できる 年齢	満15歳～ 満60歳	0歳～満70歳			満60歳～ 満70歳
共済期間	一生涯 (注) 重度障害共済金またはリビングニーズ共済金を 支払った場合は契約が消滅します。				

\*1 共済期間中に被共済者の余命が6ヵ月以内と判断される  
とき、死亡共済金の代わりにリビングニーズ共済金の請  
求ができます(死亡共済金額から6ヵ月分の掛金相当額  
等を差し引きます)。

※1人の被共済者につき加入できる金額に限度があります。

## (2) 「終身医療」

1口あたりの保障金額は1,000円です。

※共済証書に記載の「お支払いする共済金額」は、「1口あたりの保障金額」(1,000円)に、口数を乗じた金額です。

	入院日額 10,000円 コース	入院日額 5,000円 コース	入院日額 3,000円 コース
入院 1日目から 180日分*1	日額 10,000円	日額 5,000円	日額 3,000円
手術 (当会の定める 支払対象手術を 受けた場合)*2	5・10・20・40 万円	2.5・5・10・20 万円	1.5・3・6・12 万円
加入できる 年齢	0歳～ 満60歳	0歳～ 満70歳	満30歳～ 満70歳
共済期間	一生涯		

\*1 全共済期間を通算して1,000日分が支払限度です。

\*2 手術の内容によってはお支払いできない場合もあります。同日に複数の手術を受けられた場合、1回分(手術共済金の金額の高い手術)をお支払いします。

※死亡共済金はありません。

※掛金払込期間中に被共済者が重度障がい状態となった場合、症状固定日以後の掛金の払込みから免除します。

※1人の被共済者につき加入できる金額に限度があります。

## 資料2 移行契約の各コースの共済金額

※次の内容は、2022年9月2日時点のものです。(新規募集を停止しているコースは割愛しています。) 今後の商品改定により、掛金や共済金額が変更になる場合があります。

### (1) 「終身生命〈低解約返戻金型〉」

1口あたりの保障金額は10万円です。

※共済証書に記載の「お支払いする共済金額」は、「1口あたりの保障金額」(10万円)に、口数を乗じた金額です。

	200万円コース	100万円コース
死亡・重度障がい (病気・事故)*	200万円	100万円
加入できる年齢	満50歳～満64歳	満65歳～満70歳
共済期間	一生涯 (注) 重度障害共済金またはリビングニース共済金を支払った場合は契約が消滅します。	

\*共済期間中に被共済者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき、死亡共済金の代わりにリビングニース共済金の請求ができます(死亡共済金額から6ヵ月分の掛金相当額や利息分を差し引きます)。

※1人の被共済者につき加入できる金額に限度があります。

### (2) 「終身医療」

1口あたりの保障金額は1,000円です。

※共済証書に記載の「お支払いする共済金額」は、「1口あたりの保障金額」(1,000円)に、口数を乗じた金額です。

	入院日額 5,000円 コース	入院日額 3,000円 コース	入院日額 2,000円 コース
入院 1日目から 180日分*1	日額 5,000円	日額 3,000円	日額 2,000円
手術 (当会の定める 支払対象手術を 受けた場合)*2	2.5・5・10・20 万円	1.5・3・6・12 万円	1・2・4・8 万円

	入院日額 5,000円 コース	入院日額 3,000円 コース	入院日額 2,000円 コース
加入できる 年齢	満50歳～満70歳		満65歳～ 満70歳
共済期間	一生涯		

\*1 全共済期間を通算して1,000日分が支払限度です。

\*2 手術の内容によってはお支払いできない場合もあります。同日に複数の手術を受けられた場合、1回分（手術共済金の金額の高い手術）をお支払いします。

※死亡共済金はありません。

※掛金払込期間中に被共済者が重度障がい状態となった場合、症状固定日以後の掛金の払込みから免除します。

※1人の被共済者につき加入できる金額に限度があります。

### 資料3 「終身生命〈低解約返戻金型〉」解約返戻金目安表

この解約返戻金目安表は、「終身生命〈低解約返戻金型〉」における死亡・重度障害共済金額10万円あたりの、加入時からの経過年数に応じた解約返戻金の額の例を掲載したものです（年齢は契約発効日時点の満年齢でご確認ください）。数字の単位は、すべて円です。

**なお、実際は、各経過年数における経過月数によって金額が異なりますので、あくまで目安としてご活用ください。**

ご契約している掛金の払込期間によって、参照先が異なりますのでご注意ください。

（掛金の払込期間は共済証書でご確認ください。）

- ・60歳払込満了でご契約の方 P.97
- ・65歳払込満了でご契約の方 P.105
- ・70歳払込満了でご契約の方 P.113
- ・80歳払込満了でご契約の方 P.121

※「終身生命〈低解約返戻金型〉」は共済掛金払込期間中の解約返戻金を抑制するしくみで掛金を計算しています（共済掛金払込期間中の解約返戻金は、解約返戻金を抑制しない場合の70%になります）。解約返戻金の額は、加入年齢・掛金払込期間・経過年数等によって異なりますが、発効後、短期間で解約した場合、解約返戻金はまったくないかあってもごく少額です。なお、共済金をお支払いした場合、解約返戻金はありません。ただし、年払契約で未経過共済期間に対応する掛金相当額がある場合は返金します。

#### 目安の計算方法

（共済金額は共済証書でご確認ください。）

死亡・重度障害 共済金額10万 円あたりの解約 返戻金額	×	死亡・重 度障害共 済金額	÷10万円＝	解約返戻 金額の目 安
---------------------------------------	---	---------------------	--------	-------------------

## 解約返戻金の算出例

### <条件（例）>

加入年齢（契約発効日時点の年齢）が20歳の女性で払込方法が月払、払込期間が60歳払込満了の場合  
「終身生命〈低解約返戻金型〉」1,000万円コースの契約が、2022年9月5日に発効し、2042年9月4日に解約終了したとき

$$29,731円 \times (1,000万円 \div 10万円) = 2,973,100円$$

※「終身医療」は掛金払込期間中の解約返戻金はありません。ただし、年払契約で未経過共済期間に対応する掛金相当額がある場合は返金します。短期払の契約で、掛金払込期間およびその期間中の掛金の払込みがともに終了した後の解約、消滅等の場合には入院日額の10倍の金額を払い戻します。

【「終身生命〈低解約返戻金型〉」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：60歳払込満了

発効時年齢	男性(経過年数)								
	1	2	3	4	5	10	15	20	25
0	890	1,800	2,730	3,681	4,636	9,491	14,444	19,444	24,569
1	923	1,866	2,830	3,799	4,773	9,720	14,753	19,843	25,064
2	957	1,935	2,918	3,907	4,901	9,942	15,056	20,245	25,565
3	993	1,990	2,994	4,003	5,018	10,157	15,353	20,651	26,073
4	1,014	2,033	3,058	4,089	5,123	10,361	15,650	21,059	26,590
5	1,035	2,077	3,124	4,176	5,232	10,569	15,957	21,480	27,127
6	1,058	2,122	3,191	4,264	5,342	10,779	16,277	21,917	27,684
7	1,082	2,169	3,260	4,355	5,457	10,992	16,610	22,369	28,264
8	1,105	2,215	3,330	4,449	5,573	11,209	16,955	22,837	28,867
9	1,129	2,263	3,402	4,546	5,691	11,437	17,315	23,325	29,495
10	1,154	2,314	3,478	4,643	5,809	11,675	17,688	23,835	30,149
11	1,180	2,366	3,553	4,740	5,928	11,925	18,076	24,367	30,833
12	1,208	2,416	3,626	4,836	6,049	12,187	18,481	24,923	31,546
13	1,231	2,464	3,698	4,934	6,171	12,462	18,902	25,505	32,293
14	1,257	2,514	3,774	5,035	6,304	12,753	19,347	26,116	33,071
15	1,283	2,568	3,854	5,148	6,448	13,059	19,817	26,760	33,884
16	1,310	2,624	3,943	5,271	6,606	13,382	20,313	27,436	34,732
17	1,340	2,687	4,043	5,405	6,776	13,724	20,836	28,148	35,621
18	1,376	2,760	4,152	5,552	6,959	14,084	21,389	28,898	36,551
19	1,414	2,836	4,267	5,706	7,150	14,462	21,968	29,680	37,526
20	1,455	2,917	4,388	5,865	7,347	14,860	22,577	30,496	38,550
21	1,497	3,002	4,512	6,029	7,552	15,278	23,218	31,351	39,626
22	1,541	3,088	4,641	6,200	7,767	15,717	23,892	32,248	40,758
23	1,585	3,176	4,774	6,378	7,990	16,182	24,604	33,190	41,952
24	1,632	3,270	4,915	6,567	8,228	16,674	25,352	34,185	43,211
25	1,681	3,369	5,064	6,768	8,483	17,197	26,139	35,237	44,541

【「終身生命〈低解約返戻金型〉」（共済金額10万円あたり）経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：60歳払込満了

発効時年齢	男性（経過年数）								
	30	40	50	60	70	80	90	100	110
0	29,807	40,709	52,044	63,891	94,013	96,449	98,235	99,441	99,852
1	30,402	41,508	53,048	91,558	94,278	96,654	98,376	99,512	100,000
2	31,010	42,326	54,083	91,842	94,545	96,855	98,515	99,574	100,000
3	31,631	43,165	55,152	92,125	94,814	97,053	98,654	99,626	100,000
4	32,267	44,029	56,257	92,403	95,071	97,241	98,781	99,672	100,000
5	32,927	44,924	57,403	92,677	95,319	97,421	98,900	99,712	100,000
6	33,612	45,852	58,594	92,948	95,559	97,594	99,014	99,747	100,000
7	34,325	46,817	59,834	93,216	95,792	97,763	99,129	99,778	100,000
8	35,065	47,820	61,128	93,482	96,019	97,931	99,253	99,805	100,000
9	35,832	48,861	62,479	93,747	96,238	98,088	99,355	99,830	100,000
10	36,628	49,942	63,891	94,013	96,449	98,235	99,441	99,852	100,000
11	37,455	51,069	91,558	94,278	96,654	98,376	99,512	100,000	100,000
12	38,315	52,243	91,842	94,545	96,855	98,515	99,574	100,000	100,000
13	39,209	53,470	92,125	94,814	97,053	98,654	99,626	100,000	100,000
14	40,146	54,751	92,403	95,071	97,241	98,781	99,672	100,000	100,000
15	41,126	56,091	92,677	95,319	97,421	98,900	99,712	100,000	100,000
16	42,153	57,497	92,948	95,559	97,594	99,014	99,747	100,000	100,000
17	43,230	58,973	93,216	95,792	97,763	99,129	99,778	100,000	100,000
18	44,360	60,526	93,482	96,019	97,931	99,253	99,805	100,000	100,000
19	45,544	62,163	93,747	96,238	98,088	99,355	99,830	100,000	100,000
20	46,785	63,891	94,013	96,449	98,235	99,441	99,852	100,000	100,000
21	48,088	91,558	94,278	96,654	98,376	99,512	100,000	100,000	100,000
22	49,461	91,842	94,545	96,855	98,515	99,574	100,000	100,000	100,000
23	50,909	92,125	94,814	97,053	98,654	99,626	100,000	100,000	100,000
24	52,438	92,403	95,071	97,241	98,781	99,672	100,000	100,000	100,000
25	54,057	92,677	95,319	97,421	98,900	99,712	100,000	100,000	100,000

【「終身生命<低解約返戻金型>」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：60歳払込満了

発効時年齢	男性(経過年数)								
	1	2	3	4	5	10	15	20	25
26	1,733	3,474	5,224	6,985	8,754	17,753	26,971	36,352	45,949
27	1,789	3,588	5,397	7,216	9,045	18,344	27,850	37,535	47,443
28	1,850	3,711	5,582	7,463	9,356	18,975	28,782	38,795	49,034
29	1,916	3,842	5,780	7,728	9,687	19,641	29,773	40,132	50,727
30	1,986	3,982	5,991	8,010	10,040	20,345	30,829	41,556	52,535
31	2,061	4,133	6,216	8,311	10,418	21,092	31,958	43,078	54,473
32	2,141	4,293	6,458	8,635	10,823	21,890	33,167	44,709	56,557
33	2,227	4,466	6,718	8,982	11,260	22,742	34,467	46,464	58,807
34	2,320	4,652	6,998	9,357	11,722	23,658	35,864	48,354	61,243
35	2,420	4,854	7,301	9,755	12,214	24,646	37,370	50,399	63,891
36	2,529	5,072	7,622	10,178	12,742	25,717	39,001	52,622	91,558
37	2,647	5,302	7,963	10,632	13,311	26,881	40,774	55,048	91,842
38	2,769	5,544	8,329	11,122	13,926	28,152	42,713	57,709	92,125
39	2,901	5,811	8,730	11,661	14,605	29,545	44,842	60,642	92,403
40	3,048	6,106	9,175	12,258	15,357	31,079	47,191	63,891	92,677
41	3,211	6,433	9,671	12,923	16,192	32,778	49,797	91,558	92,948
42	3,392	6,801	10,225	13,666	17,126	34,669	52,706	91,842	93,216
43	3,598	7,214	10,848	14,501	18,176	36,789	55,975	92,125	93,482
44	3,830	7,681	11,552	15,444	19,351	39,176	59,673	92,403	93,747
45	4,095	8,212	12,352	16,507	20,680	41,887	63,891	92,677	94,013
46	4,398	8,821	13,260	17,718	22,198	44,994	91,558	92,948	94,278
47	4,749	9,515	14,302	19,113	23,950	48,594	91,842	93,216	94,545
48	5,148	10,319	15,515	20,740	25,997	52,816	92,125	93,482	94,814
49	5,622	11,273	16,955	22,672	28,421	57,833	92,403	93,747	95,071
50	6,194	12,424	18,692	24,994	31,338	63,891	92,677	94,013	95,319

【「終身生命〈低解約返戻金型〉」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：60歳払込満了

発効時年齢	男性(経過年数)								
	30	40	50	60	70	80	90	100	110
26	55,776	92,948	95,559	97,594	99,014	99,747	100,000	100,000	100,000
27	57,606	93,216	95,792	97,763	99,129	99,778	100,000	100,000	100,000
28	59,559	93,482	96,019	97,931	99,253	99,805	100,000	100,000	100,000
29	61,648	93,747	96,238	98,088	99,355	99,830	100,000	100,000	100,000
30	63,891	94,013	96,449	98,235	99,441	99,852	100,000	100,000	100,000
31	91,558	94,278	96,654	98,376	99,512	100,000	100,000	100,000	100,000
32	91,842	94,545	96,855	98,515	99,574	100,000	100,000	100,000	100,000
33	92,125	94,814	97,053	98,654	99,626	100,000	100,000	100,000	100,000
34	92,403	95,071	97,241	98,781	99,672	100,000	100,000	100,000	100,000
35	92,677	95,319	97,421	98,900	99,712	100,000	100,000	100,000	100,000
36	92,948	95,559	97,594	99,014	99,747	100,000	100,000	100,000	100,000
37	93,216	95,792	97,763	99,129	99,778	100,000	100,000	100,000	100,000
38	93,482	96,019	97,931	99,253	99,805	100,000	100,000	100,000	100,000
39	93,747	96,238	98,088	99,355	99,830	100,000	100,000	100,000	100,000
40	94,013	96,449	98,235	99,441	99,852	100,000	100,000	100,000	100,000
41	94,278	96,654	98,376	99,512	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
42	94,545	96,855	98,515	99,574	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
43	94,814	97,053	98,654	99,626	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
44	95,071	97,241	98,781	99,672	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
45	95,319	97,421	98,900	99,712	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
46	95,559	97,594	99,014	99,747	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
47	95,792	97,763	99,129	99,778	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
48	96,019	97,931	99,253	99,805	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
49	96,238	98,088	99,355	99,830	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
50	96,449	98,235	99,441	99,852	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

【「終身生命〈低解約返戻金型〉」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：60歳払込満了

発効時年齢	女性(経過年数)								
	1	2	3	4	5	10	15	20	25
0	890	1,788	2,694	3,607	4,528	9,230	14,049	18,937	23,949
1	911	1,830	2,756	3,690	4,631	9,429	14,333	19,313	24,422
2	932	1,873	2,820	3,774	4,737	9,632	14,622	19,699	24,908
3	954	1,916	2,885	3,862	4,845	9,840	14,915	20,098	25,409
4	977	1,961	2,953	3,952	4,955	10,049	15,217	20,508	25,927
5	1,000	2,007	3,022	4,042	5,067	10,260	15,529	20,931	26,459
6	1,023	2,055	3,091	4,133	5,179	10,474	15,850	21,367	27,011
7	1,049	2,102	3,161	4,225	5,294	10,691	16,183	21,818	27,581
8	1,072	2,148	3,231	4,318	5,411	10,911	16,527	22,284	28,172
9	1,096	2,197	3,303	4,415	5,529	11,141	16,885	22,768	28,785
10	1,121	2,247	3,379	4,513	5,649	11,380	17,256	23,272	29,423
11	1,147	2,299	3,454	4,611	5,770	11,630	17,643	23,795	30,087
12	1,174	2,350	3,528	4,710	5,893	11,892	18,045	24,340	30,778
13	1,198	2,400	3,603	4,809	6,018	12,165	18,465	24,909	31,499
14	1,224	2,451	3,681	4,913	6,153	12,452	18,904	25,504	32,253
15	1,252	2,505	3,763	5,027	6,298	12,755	19,366	26,127	33,042
16	1,280	2,563	3,852	5,149	6,453	13,075	19,851	26,781	33,870
17	1,310	2,626	3,950	5,282	6,620	13,411	20,360	27,466	34,737
18	1,345	2,697	4,057	5,424	6,798	13,766	20,895	28,186	35,647
19	1,382	2,771	4,168	5,573	6,984	14,138	21,456	28,940	36,600
20	1,420	2,849	4,285	5,728	7,178	14,526	22,042	29,731	37,601
21	1,462	2,931	4,407	5,891	7,380	14,933	22,659	30,563	38,651
22	1,504	3,016	4,535	6,060	7,592	15,361	23,307	31,437	39,757
23	1,548	3,105	4,667	6,238	7,815	15,811	23,989	32,360	40,923
24	1,595	3,198	4,808	6,425	8,050	16,285	24,709	33,332	42,155
25	1,644	3,296	4,956	6,623	8,298	16,786	25,470	34,360	43,460

【「終身生命〈低解約返戻金型〉」（共済金額10万円あたり）経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：60歳払込満了

発効時年齢	女性（経過年数）								
	30	40	50	60	70	80	90	100	110
0	29,079	39,688	50,782	62,483	92,366	95,279	97,575	99,328	99,852
1	29,649	40,459	51,767	89,569	92,680	95,534	97,768	99,428	100,000
2	30,237	41,256	52,787	89,877	92,995	95,785	97,959	99,510	100,000
3	30,843	42,079	53,843	90,187	93,311	96,033	98,151	99,578	100,000
4	31,468	42,930	54,937	90,496	93,616	96,272	98,332	99,636	100,000
5	32,114	43,810	56,074	90,806	93,912	96,503	98,507	99,686	100,000
6	32,782	44,722	57,254	91,116	94,200	96,728	98,682	99,729	100,000
7	33,475	45,668	58,482	91,428	94,480	96,949	98,861	99,766	100,000
8	34,193	46,650	59,760	91,740	94,753	97,168	99,054	99,798	100,000
9	34,938	47,672	61,093	92,053	95,019	97,375	99,206	99,827	100,000
10	35,715	48,736	62,483	92,366	95,279	97,575	99,328	99,852	100,000
11	36,523	49,845	89,569	92,680	95,534	97,768	99,428	100,000	100,000
12	37,364	51,003	89,877	92,995	95,785	97,959	99,510	100,000	100,000
13	38,242	52,212	90,187	93,311	96,033	98,151	99,578	100,000	100,000
14	39,160	53,477	90,496	93,616	96,272	98,332	99,636	100,000	100,000
15	40,119	54,802	90,806	93,912	96,503	98,507	99,686	100,000	100,000
16	41,123	56,190	91,116	94,200	96,728	98,682	99,729	100,000	100,000
17	42,175	57,648	91,428	94,480	96,949	98,861	99,766	100,000	100,000
18	43,279	59,179	91,740	94,753	97,168	99,054	99,798	100,000	100,000
19	44,437	60,788	92,053	95,019	97,375	99,206	99,827	100,000	100,000
20	45,654	62,483	92,366	95,279	97,575	99,328	99,852	100,000	100,000
21	46,935	89,569	92,680	95,534	97,768	99,428	100,000	100,000	100,000
22	48,286	89,877	92,995	95,785	97,959	99,510	100,000	100,000	100,000
23	49,712	90,187	93,311	96,033	98,151	99,578	100,000	100,000	100,000
24	51,220	90,496	93,616	96,272	98,332	99,636	100,000	100,000	100,000
25	52,818	90,806	93,912	96,503	98,507	99,686	100,000	100,000	100,000

【「終身生命〈低解約返戻金型〉」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：60歳払込満了

発効時年齢	女性(経過年数)								
	1	2	3	4	5	10	15	20	25
26	1,696	3,401	5,113	6,833	8,560	17,317	26,277	35,447	44,843
27	1,752	3,511	5,279	7,055	8,838	17,879	27,132	36,602	46,313
28	1,810	3,629	5,455	7,290	9,134	18,477	28,042	37,829	47,877
29	1,873	3,753	5,643	7,541	9,448	19,114	29,009	39,138	49,547
30	1,939	3,886	5,844	7,809	9,783	19,793	30,041	40,535	51,330
31	2,010	4,029	6,058	8,095	10,142	20,520	31,144	42,032	53,242
32	2,086	4,182	6,287	8,401	10,525	21,298	32,327	43,638	55,296
33	2,168	4,345	6,532	8,730	10,938	22,135	33,597	45,368	57,507
34	2,255	4,521	6,797	9,085	11,382	23,036	34,968	47,233	59,896
35	2,350	4,712	7,084	9,468	11,862	24,009	36,450	49,252	62,483
36	2,454	4,918	7,395	9,883	12,383	25,063	38,059	51,445	69,569
37	2,566	5,143	7,732	10,334	12,949	26,208	39,811	53,834	69,877
38	2,687	5,387	8,100	10,827	13,567	27,458	41,726	56,447	90,187
39	2,821	5,656	8,505	11,368	14,244	28,830	43,828	59,317	90,496
40	2,969	5,952	8,950	11,962	14,986	30,340	46,144	62,483	90,806
41	3,132	6,280	9,441	12,616	15,807	32,013	48,710	69,569	91,116
42	3,313	6,641	9,984	13,343	16,718	33,875	51,568	69,877	91,428
43	3,514	7,043	10,590	14,154	17,737	35,960	54,769	90,187	91,740
44	3,739	7,497	11,274	15,069	18,886	38,311	58,380	90,496	92,053
45	3,996	8,013	12,050	16,109	20,192	40,982	62,483	90,806	92,366
46	4,290	8,603	12,940	17,301	21,688	44,039	69,569	91,116	92,680
47	4,631	9,286	13,969	18,679	23,419	47,575	69,877	91,428	92,995
48	5,028	10,085	15,173	20,290	25,441	51,708	90,187	91,740	93,311
49	5,499	11,031	16,597	22,198	27,834	56,601	90,496	92,053	93,616
50	6,066	12,168	18,309	24,490	30,710	62,483	90,806	92,366	93,912

【「終身生命<低解約返戻金型>」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：60歳払込満了

発効時年齢	女性(経過年数)									
	30	40	50	60	70	80	90	100	110	
26	54,514	91,116	94,200	96,728	98,682	99,729	100,000	100,000	100,000	
27	56,316	91,428	94,480	96,949	98,861	99,766	100,000	100,000	100,000	
28	58,238	91,740	94,753	97,168	99,054	99,798	100,000	100,000	100,000	
29	60,289	92,053	95,019	97,375	99,206	99,827	100,000	100,000	100,000	
30	62,483	92,366	95,279	97,575	99,328	99,852	100,000	100,000	100,000	
31	89,569	92,680	95,534	97,768	99,428	100,000	100,000	100,000	100,000	
32	89,877	92,995	95,785	97,959	99,510	100,000	100,000	100,000	100,000	
33	90,187	93,311	96,033	98,151	99,578	100,000	100,000	100,000	100,000	
34	90,496	93,616	96,272	98,332	99,636	100,000	100,000	100,000	100,000	
35	90,806	93,912	96,503	98,507	99,686	100,000	100,000	100,000	100,000	
36	91,116	94,200	96,728	98,682	99,729	100,000	100,000	100,000	100,000	
37	91,428	94,480	96,949	98,861	99,766	100,000	100,000	100,000	100,000	
38	91,740	94,753	97,168	99,054	99,798	100,000	100,000	100,000	100,000	
39	92,053	95,019	97,375	99,206	99,827	100,000	100,000	100,000	100,000	
40	92,366	95,279	97,575	99,328	99,852	100,000	100,000	100,000	100,000	
41	92,680	95,534	97,768	99,428	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
42	92,995	95,785	97,959	99,510	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
43	93,311	96,033	98,151	99,578	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
44	93,616	96,272	98,332	99,636	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
45	93,912	96,503	98,507	99,686	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
46	94,200	96,728	98,682	99,729	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
47	94,480	96,949	98,861	99,766	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
48	94,753	97,168	99,054	99,798	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
49	95,019	97,375	99,206	99,827	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
50	95,279	97,575	99,328	99,852	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	

【「終身生命<低解約返戻金型>」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：65歳払込満了

発効時年齢	男性 (経過年数)									
	1	2	3	4	5	10	15	20	25	
0	828	1,676	2,544	3,431	4,324	8,859	13,482	18,142	22,916	
1	859	1,738	2,637	3,541	4,450	9,064	13,756	18,493	23,350	
2	890	1,801	2,717	3,639	4,565	9,262	14,021	18,844	23,786	
3	923	1,852	2,786	3,725	4,669	9,450	14,278	19,195	24,225	
4	942	1,889	2,841	3,800	4,761	9,627	14,532	19,545	24,669	
5	961	1,927	2,899	3,875	4,855	9,805	14,795	19,907	25,128	
6	981	1,967	2,958	3,952	4,950	9,983	15,067	20,278	25,604	
7	1,001	2,007	3,016	4,030	5,048	10,164	15,349	20,662	26,097	
8	1,021	2,046	3,076	4,110	5,148	10,346	15,642	21,058	26,607	
9	1,042	2,087	3,137	4,192	5,247	10,536	15,944	21,470	27,138	
10	1,063	2,130	3,202	4,274	5,346	10,735	16,258	21,898	27,690	
11	1,085	2,174	3,264	4,354	5,445	10,944	16,582	22,344	28,264	
12	1,107	2,216	3,324	4,433	5,543	11,162	16,919	22,808	28,861	
13	1,127	2,255	3,382	4,512	5,642	11,389	17,268	23,293	29,483	
14	1,147	2,295	3,444	4,594	5,751	11,629	17,637	23,800	30,129	
15	1,168	2,338	3,508	4,685	5,869	11,882	18,025	24,333	30,800	
16	1,191	2,382	3,581	4,786	5,998	12,149	18,433	24,891	31,498	
17	1,214	2,435	3,662	4,897	6,138	12,429	18,864	25,477	32,225	
18	1,244	2,495	3,753	5,018	6,290	12,724	19,317	26,093	32,982	
19	1,275	2,557	3,847	5,144	6,446	13,032	19,790	26,730	33,771	
20	1,308	2,623	3,946	5,273	6,606	13,354	20,284	27,390	34,593	
21	1,342	2,692	4,046	5,406	6,771	13,691	20,801	28,076	35,452	
22	1,378	2,761	4,149	5,543	6,942	14,043	21,343	28,790	36,349	
23	1,413	2,831	4,255	5,684	7,119	14,414	21,911	29,534	37,290	
24	1,450	2,904	4,365	5,832	7,307	14,804	22,503	30,316	38,273	
25	1,488	2,982	4,482	5,991	7,507	15,216	23,120	31,135	39,302	
26	1,529	3,064	4,607	6,159	7,720	15,651	23,767	31,997	40,382	
27	1,572	3,152	4,741	6,339	7,945	16,111	24,445	32,905	41,518	

【「終身生命<低解約返戻金型>」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】 払込方法：65歳払込満了

発効時年齢	男性(経過年数)								
	30	40	50	60	70	80	90	100	110
0	27,792	37,932	48,421	59,231	94,013	96,449	98,235	99,441	99,852
1	28,313	38,627	49,284	60,279	94,278	96,654	98,376	99,512	100,000
2	28,841	39,334	50,168	61,364	94,545	96,855	98,515	99,574	100,000
3	29,378	40,055	51,076	62,490	94,814	97,053	98,654	99,626	100,000
4	29,924	40,793	52,007	63,657	95,071	97,241	98,781	99,672	100,000
5	30,490	41,555	52,968	64,874	95,319	97,421	98,900	99,712	100,000
6	31,075	42,342	53,960	66,148	95,559	97,594	99,014	99,747	100,000
7	31,682	43,156	54,988	67,476	95,792	97,763	99,129	99,778	100,000
8	32,311	44,001	56,054	68,857	96,019	97,931	99,253	99,805	100,000
9	32,959	44,871	57,160	70,290	96,238	98,088	99,355	99,830	100,000
10	33,628	45,772	58,310	71,775	96,449	98,235	99,441	99,852	100,000
11	34,320	46,704	59,508	73,312	96,654	98,376	99,512	100,000	100,000
12	35,036	47,671	60,759	74,900	96,855	98,515	99,574	100,000	100,000
13	35,777	48,675	62,068	76,539	97,053	98,654	99,626	100,000	100,000
14	36,549	49,718	63,438	78,229	97,241	98,781	99,672	100,000	100,000
15	37,355	50,801	64,874	79,970	97,421	98,900	99,712	100,000	100,000
16	38,195	51,930	66,371	81,762	97,594	99,014	99,747	100,000	100,000
17	39,072	53,108	67,926	83,605	97,763	99,129	99,778	100,000	100,000
18	39,988	54,340	69,546	85,500	97,931	99,253	99,805	100,000	100,000
19	40,940	55,627	71,221	87,446	98,088	99,355	99,830	100,000	100,000
20	41,931	56,974	72,959	89,444	98,235	99,441	99,852	100,000	100,000
21	42,963	58,390	74,759	91,494	98,376	99,512	100,000	100,000	100,000
22	44,043	59,880	76,619	93,596	98,515	99,574	100,000	100,000	100,000
23	45,172	61,453	78,540	95,750	98,654	99,626	100,000	100,000	100,000
24	46,353	63,114	80,521	97,956	98,781	99,672	100,000	100,000	100,000
25	47,593	64,874	82,562	100,214	98,900	99,712	100,000	100,000	100,000
26	48,896	66,730	84,663	102,524	99,014	99,747	100,000	100,000	100,000
27	50,271	68,681	86,824	104,886	99,129	99,778	100,000	100,000	100,000

【「終身生命<低解約返戻金型>」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：65歳払込満了

発効時年齢	男性(経過年数)									
	1	2	3	4	5	10	15	20	25	
28	1,619	3,247	4,885	6,530	8,186	16,599	25,157	33,863	42,715	
29	1,670	3,348	5,036	6,733	8,440	17,108	25,906	34,868	43,974	
30	1,723	3,455	5,197	6,948	8,709	17,639	26,696	35,927	45,303	
31	1,779	3,568	5,367	7,175	8,994	18,197	27,532	37,045	46,711	
32	1,839	3,688	5,547	7,417	9,296	18,783	28,417	38,228	48,206	
33	1,903	3,816	5,739	7,673	9,618	19,401	29,358	39,485	49,797	
34	1,971	3,952	5,944	7,946	9,953	20,057	30,353	40,819	51,497	
35	2,043	4,096	6,162	8,231	10,304	20,755	31,410	42,239	53,317	
36	2,120	4,253	6,388	8,527	10,672	21,499	32,537	43,758	55,273	
37	2,204	4,411	6,622	8,839	11,061	22,296	33,742	45,389	57,385	
38	2,284	4,573	6,867	9,167	11,473	23,152	35,036	47,146	59,674	
39	2,372	4,749	7,132	9,522	11,922	24,072	36,429	49,047	62,160	
40	2,467	4,940	7,420	9,910	12,410	25,066	37,935	51,111	64,874	
41	2,570	5,148	7,736	10,334	12,944	26,144	39,570	53,362	92,948	
42	2,683	5,377	8,082	10,799	13,529	27,316	41,355	55,829	93,216	
43	2,809	5,630	8,464	11,311	14,172	28,597	43,309	58,543	93,482	
44	2,948	5,909	8,884	11,873	14,869	29,996	45,457	61,541	93,747	
45	3,101	6,217	9,348	12,485	15,632	31,534	47,830	64,874	94,013	
46	3,271	6,558	9,853	13,157	16,470	33,235	50,471	92,948	94,278	
47	3,461	6,929	10,408	13,897	17,400	35,129	53,427	93,216	94,545	
48	3,663	7,336	11,021	14,721	18,437	37,253	56,760	93,482	94,814	
49	3,892	7,797	11,717	15,655	19,605	39,656	60,542	93,747	95,071	
50	4,153	8,322	12,511	16,712	20,929	42,395	64,874	94,013	95,319	
51	4,453	8,928	13,415	17,920	22,448	45,547	92,948	94,278	95,559	
52	4,803	9,619	14,456	19,317	24,205	49,212	93,216	94,545	95,792	
53	5,201	10,423	15,671	20,950	26,265	53,523	93,482	94,814	96,019	
54	5,676	11,380	17,119	22,896	28,713	58,658	93,747	95,071	96,238	
55	6,250	12,537	18,869	25,243	31,669	64,874	94,013	95,319	96,449	

【「終身生命<低解約返戻金型>」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：65歳払込満了

発効時年齢	男性(経過年数)								
	30	40	50	60	70	80	90	100	110
28	51,722	93,482	96,019	97,931	99,253	99,805	100,000	100,000	100,000
29	53,258	93,747	96,238	98,088	99,355	99,830	100,000	100,000	100,000
30	54,887	94,013	96,449	98,235	99,441	99,852	100,000	100,000	100,000
31	56,621	94,278	96,654	98,376	99,512	100,000	100,000	100,000	100,000
32	58,472	94,545	96,855	98,515	99,574	100,000	100,000	100,000	100,000
33	60,455	94,814	97,053	98,654	99,626	100,000	100,000	100,000	100,000
34	62,582	95,071	97,241	98,781	99,672	100,000	100,000	100,000	100,000
35	64,874	95,319	97,421	98,900	99,712	100,000	100,000	100,000	100,000
36	92,948	95,559	97,594	99,014	99,747	100,000	100,000	100,000	100,000
37	93,216	95,792	97,763	99,129	99,778	100,000	100,000	100,000	100,000
38	93,482	96,019	97,931	99,253	99,805	100,000	100,000	100,000	100,000
39	93,747	96,238	98,088	99,355	99,830	100,000	100,000	100,000	100,000
40	94,013	96,449	98,235	99,441	99,852	100,000	100,000	100,000	100,000
41	94,278	96,654	98,376	99,512	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
42	94,545	96,855	98,515	99,574	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
43	94,814	97,053	98,654	99,626	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
44	95,071	97,241	98,781	99,672	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
45	95,319	97,421	98,900	99,712	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
46	95,559	97,594	99,014	99,747	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
47	95,792	97,763	99,129	99,778	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
48	96,019	97,931	99,253	99,805	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
49	96,238	98,088	99,355	99,830	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
50	96,449	98,235	99,441	99,852	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
51	96,654	98,376	99,512	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
52	96,855	98,515	99,574	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
53	97,053	98,654	99,626	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
54	97,241	98,781	99,672	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
55	97,421	98,900	99,712	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

【「終身生命〈低解約返戻金型〉」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：65歳払込満了

発効時年齢	女性(経過年数)									
	1	2	3	4	5	10	15	20	25	
0	828	1,663	2,505	3,356	4,213	8,591	13,079	17,625	22,285	
1	846	1,700	2,561	3,429	4,304	8,767	13,327	17,952	22,696	
2	865	1,738	2,617	3,504	4,398	8,945	13,578	18,287	23,118	
3	885	1,777	2,675	3,581	4,494	9,127	13,831	18,631	23,550	
4	904	1,816	2,734	3,660	4,590	9,309	14,091	18,984	23,994	
5	925	1,856	2,795	3,739	4,687	9,491	14,358	19,347	24,450	
6	945	1,898	2,855	3,818	4,785	9,673	14,632	19,719	24,921	
7	967	1,938	2,916	3,897	4,883	9,857	14,915	20,102	25,404	
8	986	1,978	2,975	3,977	4,983	10,042	15,206	20,497	25,904	
9	1,007	2,020	3,037	4,059	5,083	10,235	15,507	20,905	26,421	
10	1,028	2,062	3,100	4,141	5,183	10,436	15,819	21,328	26,956	
11	1,051	2,106	3,163	4,222	5,284	10,644	16,142	21,765	27,510	
12	1,073	2,148	3,225	4,304	5,385	10,861	16,477	22,219	28,085	
13	1,093	2,189	3,286	4,386	5,487	11,087	16,825	22,691	28,683	
14	1,114	2,231	3,349	4,470	5,597	11,325	17,189	23,182	29,305	
15	1,136	2,274	3,415	4,563	5,716	11,575	17,569	23,695	29,954	
16	1,159	2,321	3,488	4,662	5,843	11,837	17,967	24,231	30,631	
17	1,183	2,372	3,568	4,771	5,979	12,113	18,383	24,791	31,338	
18	1,212	2,430	3,655	4,887	6,126	12,403	18,820	25,376	32,076	
19	1,242	2,491	3,746	5,009	6,278	12,704	19,274	25,985	32,845	
20	1,273	2,554	3,842	5,135	6,434	13,018	19,746	26,621	33,646	
21	1,307	2,620	3,940	5,265	6,597	13,344	20,239	27,285	34,482	
22	1,341	2,689	4,042	5,401	6,766	13,685	20,754	27,978	35,357	
23	1,376	2,758	4,147	5,541	6,943	14,041	21,293	28,705	36,272	
24	1,413	2,832	4,257	5,689	7,127	14,413	21,857	29,466	37,233	
25	1,451	2,909	4,374	5,844	7,321	14,804	22,449	30,264	38,242	
26	1,492	2,990	4,495	6,006	7,524	15,214	23,072	31,102	39,306	
27	1,534	3,075	4,623	6,177	7,738	15,646	23,728	31,983	40,426	

【「終身生命〈低解約返戻金型〉」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：65歳払込満了

発効時年齢	女性(経過年数)								
	30	40	50	60	70	80	90	100	110
0	27,052	36,898	47,162	57,930	92,366	95,279	97,575	99,328	99,852
1	27,547	37,564	48,008	58,981	92,680	95,534	97,768	99,428	100,000
2	28,055	38,251	48,881	60,066	92,995	95,785	97,959	99,510	100,000
3	28,577	38,957	49,783	61,191	93,311	96,033	98,151	99,578	100,000
4	29,114	39,684	50,713	62,356	93,616	96,272	98,332	99,636	100,000
5	29,666	40,434	51,675	63,564	93,912	96,503	98,507	99,686	100,000
6	30,235	41,207	52,671	91,116	94,200	96,728	98,682	99,729	100,000
7	30,822	42,006	53,703	91,428	94,480	96,949	98,861	99,766	100,000
8	31,428	42,831	54,773	91,740	94,753	97,168	99,054	99,798	100,000
9	32,056	43,686	55,883	92,053	95,019	97,375	99,206	99,827	100,000
10	32,705	44,574	57,037	92,366	95,279	97,575	99,328	99,852	100,000
11	33,380	45,495	58,236	92,680	95,534	97,768	99,428	100,000	100,000
12	34,079	46,453	59,485	92,995	95,785	97,959	99,510	100,000	100,000
13	34,806	47,448	60,787	93,311	96,033	98,151	99,578	100,000	100,000
14	35,561	48,486	62,145	93,616	96,272	98,332	99,636	100,000	100,000
15	36,348	49,567	63,564	93,912	96,503	98,507	99,686	100,000	100,000
16	37,168	50,695	91,116	94,200	96,728	98,682	99,729	100,000	100,000
17	38,023	51,874	91,428	94,480	96,949	98,861	99,766	100,000	100,000
18	38,914	53,105	91,740	94,753	97,168	99,054	99,798	100,000	100,000
19	39,845	54,392	92,053	95,019	97,375	99,206	99,827	100,000	100,000
20	40,818	55,740	92,366	95,279	97,575	99,328	99,852	100,000	100,000
21	41,835	57,152	92,680	95,534	97,768	99,428	100,000	100,000	100,000
22	42,901	58,634	92,995	95,785	97,959	99,510	100,000	100,000	100,000
23	44,019	60,193	93,311	96,033	98,151	99,578	100,000	100,000	100,000
24	45,193	61,834	93,616	96,272	98,332	99,636	100,000	100,000	100,000
25	46,428	63,564	93,912	96,503	98,507	99,686	100,000	100,000	100,000
26	47,727	91,116	94,200	96,728	98,682	99,729	100,000	100,000	100,000
27	49,099	91,428	94,480	96,949	98,861	99,766	100,000	100,000	100,000

【「終身生命〈低解約返戻金型〉」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：65歳払込満了

発効時年齢	女性(経過年数)								
	1	2	3	4	5	10	15	20	25
28	1,579	3,164	4,757	6,357	7,963	16,101	24,419	32,913	41,609
29	1,625	3,259	4,899	6,546	8,201	16,581	25,148	33,894	42,860
30	1,676	3,359	5,049	6,747	8,452	17,088	25,917	34,934	44,185
31	1,728	3,464	5,208	6,959	8,717	17,626	26,730	36,035	45,590
32	1,784	3,576	5,376	7,183	8,999	18,197	27,593	37,206	47,083
33	1,843	3,695	5,554	7,421	9,297	18,803	28,510	38,452	48,675
34	1,906	3,821	5,744	7,676	9,616	19,447	29,487	39,780	50,373
35	1,973	3,956	5,947	7,947	9,955	20,133	30,531	41,200	52,188
36	2,045	4,101	6,164	8,237	10,319	20,866	31,648	42,721	54,135
37	2,123	4,255	6,397	8,548	10,709	21,651	32,847	44,354	56,227
38	2,206	4,421	6,646	8,882	11,127	22,493	34,137	46,113	58,482
39	2,295	4,599	6,915	9,241	11,577	23,402	35,529	48,011	60,920
40	2,391	4,793	7,207	9,629	12,061	24,385	37,035	50,066	63,564
41	2,496	5,003	7,520	10,047	12,584	25,451	38,670	52,299	91,116
42	2,610	5,229	7,859	10,500	13,152	26,613	40,451	54,734	91,428
43	2,731	5,473	8,227	10,993	13,771	27,882	42,399	57,399	91,740
44	2,865	5,741	8,631	11,534	14,452	29,275	44,538	60,329	92,053
45	3,012	6,038	9,078	12,132	15,203	30,812	46,896	63,564	92,366
46	3,176	6,367	9,573	12,795	16,036	32,514	49,510	91,116	92,680
47	3,358	6,733	10,125	13,535	16,965	34,411	52,423	91,428	92,995
48	3,562	7,144	10,744	14,364	18,005	36,535	55,689	91,740	93,311
49	3,793	7,607	11,442	15,299	19,178	38,929	59,374	92,053	93,616
50	4,055	8,133	12,235	16,360	20,508	41,647	63,564	92,366	93,912
51	4,355	8,737	13,142	17,573	22,030	44,760	91,116	92,680	94,200
52	4,703	9,432	14,188	18,974	23,790	48,360	91,428	92,995	94,480
53	5,107	10,242	15,410	20,610	25,845	52,571	91,740	93,311	94,753
54	5,584	11,203	16,857	22,548	28,277	57,561	92,053	93,616	95,019
55	6,159	12,357	18,597	24,877	31,200	63,564	92,366	93,912	95,279

【「終身生命<低解約返戻金型>」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：65歳払込満了

発効時年齢	女性(経過年数)								
	30	40	50	60	70	80	90	100	110
28	50,549	91,740	94,753	97,168	99,054	99,798	100,000	100,000	100,000
29	52,083	92,053	95,019	97,375	99,206	99,827	100,000	100,000	100,000
30	53,708	92,366	95,279	97,575	99,328	99,852	100,000	100,000	100,000
31	55,434	92,680	95,534	97,768	99,428	100,000	100,000	100,000	100,000
32	57,271	92,995	95,785	97,959	99,510	100,000	100,000	100,000	100,000
33	59,229	93,311	96,033	98,151	99,578	100,000	100,000	100,000	100,000
34	61,322	93,616	96,272	98,332	99,636	100,000	100,000	100,000	100,000
35	63,564	93,912	96,503	98,507	99,686	100,000	100,000	100,000	100,000
36	91,116	94,200	96,728	98,682	99,729	100,000	100,000	100,000	100,000
37	91,428	94,480	96,949	98,861	99,766	100,000	100,000	100,000	100,000
38	91,740	94,753	97,168	99,054	99,798	100,000	100,000	100,000	100,000
39	92,053	95,019	97,375	99,206	99,827	100,000	100,000	100,000	100,000
40	92,366	95,279	97,575	99,328	99,852	100,000	100,000	100,000	100,000
41	92,680	95,534	97,768	99,428	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
42	92,995	95,785	97,959	99,510	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
43	93,311	96,033	98,151	99,578	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
44	93,616	96,272	98,332	99,636	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
45	93,912	96,503	98,507	99,686	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
46	94,200	96,728	98,682	99,729	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
47	94,480	96,949	98,861	99,766	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
48	94,753	97,168	99,054	99,798	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
49	95,019	97,375	99,206	99,827	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
50	95,279	97,575	99,328	99,852	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
51	95,534	97,768	99,428	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
52	95,785	97,959	99,510	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
53	96,033	98,151	99,578	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
54	96,272	98,332	99,636	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
55	96,503	98,507	99,686	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

【「終身生命〈低解約返戻金型〉」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：70歳払込満了

発効時年齢	男性（経過年数）									
	1	2	3	4	5	10	15	20	25	
0	777	1,574	2,391	3,227	4,068	8,340	12,693	17,074	21,561	
1	806	1,633	2,479	3,329	4,185	8,527	12,940	17,388	21,948	
2	837	1,693	2,554	3,420	4,291	8,706	13,176	17,700	22,334	
3	867	1,740	2,617	3,499	4,386	8,875	13,402	18,010	22,720	
4	883	1,772	2,666	3,564	4,467	9,031	13,623	18,316	23,108	
5	900	1,806	2,717	3,632	4,550	9,186	13,852	18,631	23,509	
6	918	1,841	2,769	3,699	4,634	9,342	14,088	18,954	23,923	
7	936	1,876	2,820	3,767	4,719	9,497	14,333	19,286	24,350	
8	953	1,910	2,871	3,837	4,806	9,652	14,585	19,628	24,792	
9	971	1,946	2,925	3,909	4,892	9,815	14,846	19,982	25,250	
10	990	1,983	2,981	3,979	4,976	9,985	15,114	20,350	25,724	
11	1,009	2,022	3,034	4,047	5,060	10,162	15,392	20,733	26,217	
12	1,028	2,057	3,085	4,113	5,142	10,347	15,679	21,130	26,729	
13	1,044	2,089	3,133	4,178	5,223	10,540	15,975	21,542	27,260	
14	1,061	2,122	3,184	4,246	5,314	10,744	16,288	21,974	27,810	
15	1,078	2,157	3,236	4,322	5,413	10,958	16,617	22,426	28,378	
16	1,096	2,194	3,297	4,407	5,522	11,183	16,963	22,900	28,967	
17	1,115	2,237	3,366	4,500	5,641	11,419	17,326	23,395	29,578	
18	1,141	2,288	3,442	4,603	5,769	11,668	17,709	23,915	30,211	
19	1,168	2,342	3,522	4,710	5,901	11,927	18,106	24,450	30,867	
20	1,195	2,397	3,605	4,818	6,035	12,196	18,520	25,000	31,548	
21	1,224	2,454	3,690	4,929	6,173	12,476	18,951	25,568	32,255	
22	1,254	2,512	3,774	5,042	6,314	12,769	19,401	26,156	32,990	
23	1,282	2,569	3,861	5,158	6,459	13,073	19,870	26,765	33,756	
24	1,313	2,629	3,952	5,279	6,613	13,394	20,355	27,399	34,550	
25	1,343	2,692	4,046	5,407	6,775	13,731	20,858	28,061	35,376	
26	1,376	2,758	4,148	5,544	6,948	14,085	21,380	28,753	36,235	
27	1,411	2,829	4,256	5,690	7,132	14,459	21,924	29,478	37,132	
28	1,449	2,906	4,372	5,845	7,326	14,853	22,491	30,237	38,070	
29	1,490	2,988	4,493	6,007	7,530	15,259	23,083	31,027	39,047	
30	1,532	3,072	4,621	6,179	7,744	15,680	23,702	31,850	40,066	

【「終身生命〈低解約返戻金型〉」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：70歳払込満了

発効時年齢	男性(経過年数)								
	30	40	50	60	70	80	90	100	110
0	26,140	35,655	45,452	55,411	65,809	96,449	98,235	99,441	99,852
1	26,603	36,271	46,206	56,302	94,278	96,654	98,376	99,512	100,000
2	27,070	36,893	46,973	57,218	94,545	96,855	98,515	99,574	100,000
3	27,543	37,524	47,757	58,162	94,814	97,053	98,654	99,626	100,000
4	28,022	38,165	48,555	59,133	95,071	97,241	98,781	99,672	100,000
5	28,515	38,826	49,374	60,136	95,319	97,421	98,900	99,712	100,000
6	29,025	39,505	50,215	61,176	95,559	97,594	99,014	99,747	100,000
7	29,552	40,207	51,082	62,258	95,792	97,763	99,129	99,778	100,000
8	30,097	40,930	51,976	63,386	96,019	97,931	99,253	99,805	100,000
9	30,656	41,674	52,898	64,568	96,238	98,088	99,355	99,830	100,000
10	31,231	42,439	53,850	65,809	96,449	98,235	99,441	99,852	100,000
11	31,823	43,227	54,837	94,278	96,654	98,376	99,512	100,000	100,000
12	32,432	44,041	55,860	94,545	96,855	98,515	99,574	100,000	100,000
13	33,061	44,881	56,925	94,814	97,053	98,654	99,626	100,000	100,000
14	33,713	45,749	58,029	95,071	97,241	98,781	99,672	100,000	100,000
15	34,392	46,645	59,178	95,319	97,421	98,900	99,712	100,000	100,000
16	35,097	47,573	60,378	95,559	97,594	99,014	99,747	100,000	100,000
17	35,830	48,537	61,634	95,792	97,763	99,129	99,778	100,000	100,000
18	36,594	49,537	62,952	96,019	97,931	99,253	99,805	100,000	100,000
19	37,382	50,574	64,341	96,238	98,088	99,355	99,830	100,000	100,000
20	38,196	51,653	65,809	96,449	98,235	99,441	99,852	100,000	100,000
21	39,039	52,776	94,278	96,654	98,376	99,512	100,000	100,000	100,000
22	39,914	53,950	94,545	96,855	98,515	99,574	100,000	100,000	100,000
23	40,824	55,179	94,814	97,053	98,654	99,626	100,000	100,000	100,000
24	41,768	56,463	95,071	97,241	98,781	99,672	100,000	100,000	100,000
25	42,749	57,811	95,319	97,421	98,900	99,712	100,000	100,000	100,000
26	43,772	59,229	95,559	97,594	99,014	99,747	100,000	100,000	100,000
27	44,841	60,727	95,792	97,763	99,129	99,778	100,000	100,000	100,000
28	45,962	62,315	96,019	97,931	99,253	99,805	100,000	100,000	100,000
29	47,135	64,005	96,238	98,088	99,355	99,830	100,000	100,000	100,000
30	48,366	65,809	96,449	98,235	99,441	99,852	100,000	100,000	100,000

【「終身生命〈低解約返戻金型〉」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：70歳払込満了

発効時年齢	男性(経過年数)									
	1	2	3	4	5	10	15	20	25	
31	1,577	3,162	4,757	6,359	7,970	16,117	24,352	32,710	41,134	
32	1,624	3,256	4,898	6,549	8,208	16,570	25,033	33,612	42,256	
33	1,674	3,356	5,048	6,749	8,459	17,044	25,752	34,560	43,439	
34	1,726	3,462	5,207	6,961	8,717	17,541	26,502	35,552	44,685	
35	1,782	3,573	5,375	7,177	8,982	18,064	27,289	36,596	46,003	
36	1,841	3,692	5,544	7,399	9,256	18,615	28,117	37,697	47,402	
37	1,903	3,809	5,716	7,627	9,541	19,198	28,991	38,863	48,892	
38	1,961	3,926	5,892	7,862	9,837	19,818	29,916	40,102	50,485	
39	2,024	4,050	6,081	8,116	10,157	20,474	30,897	41,422	52,188	
40	2,090	4,185	6,283	8,389	10,502	21,173	31,942	42,835	54,018	
41	2,162	4,330	6,503	8,685	10,875	21,918	33,059	44,352	55,991	
42	2,240	4,487	6,742	9,006	11,279	22,718	34,256	45,987	58,130	
43	2,325	4,660	7,002	9,355	11,717	23,577	35,546	47,757	60,459	
44	2,419	4,847	7,284	9,733	12,182	24,494	36,933	49,670	63,008	
45	2,520	5,050	7,591	10,133	12,678	25,479	38,435	51,749	65,809	
46	2,630	5,271	7,914	10,560	13,210	26,542	40,067	54,022	94,278	
47	2,750	5,502	8,257	11,017	13,784	27,696	41,851	56,521	94,545	
48	2,871	5,746	8,625	11,512	14,407	28,956	43,811	59,285	94,814	
49	3,004	6,014	9,032	12,058	15,086	30,339	45,970	62,364	95,071	
50	3,153	6,314	9,484	12,656	15,832	31,868	48,363	65,809	95,319	
51	3,319	6,647	9,978	13,313	16,657	33,567	51,034	94,278	95,559	
52	3,504	7,011	10,522	14,042	17,574	35,468	54,037	94,545	95,792	
53	3,702	7,410	11,127	14,856	18,602	37,612	57,441	94,814	96,019	
54	3,928	7,865	11,815	15,783	19,764	40,037	61,330	95,071	96,238	
55	4,186	8,386	12,604	16,837	21,090	42,806	65,809	95,319	96,449	
56	4,484	8,988	13,507	18,047	22,615	46,001	94,278	95,559	96,654	
57	4,832	9,680	14,552	19,452	24,389	49,727	94,545	95,792	96,855	
58	5,231	10,487	15,775	21,102	26,474	54,127	94,814	96,019	97,053	
59	5,709	11,451	17,237	23,073	28,947	59,399	95,071	96,238	97,241	
60	6,287	12,620	19,009	25,442	31,932	65,809	95,319	96,449	97,421	

【「終身生命<低解約返戻金型>」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：70歳払込満了

発効時年齢	男性(経過年数)								
	30	40	50	60	70	80	90	100	110
31	49,662	94,278	96,654	98,376	99,512	100,000	100,000	100,000	100,000
32	51,031	94,545	96,855	98,515	99,574	100,000	100,000	100,000	100,000
33	52,483	94,814	97,053	98,654	99,626	100,000	100,000	100,000	100,000
34	54,019	95,071	97,241	98,781	99,672	100,000	100,000	100,000	100,000
35	55,651	95,319	97,421	98,900	99,712	100,000	100,000	100,000	100,000
36	57,393	95,559	97,594	99,014	99,747	100,000	100,000	100,000	100,000
37	59,261	95,792	97,763	99,129	99,778	100,000	100,000	100,000	100,000
38	61,271	96,019	97,931	99,253	99,805	100,000	100,000	100,000	100,000
39	63,447	96,238	98,088	99,355	99,830	100,000	100,000	100,000	100,000
40	65,809	96,449	98,235	99,441	99,852	100,000	100,000	100,000	100,000
41	94,278	96,654	98,376	99,512	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
42	94,545	96,855	98,515	99,574	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
43	94,814	97,053	98,654	99,626	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
44	95,071	97,241	98,781	99,672	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
45	95,319	97,421	98,900	99,712	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
46	95,559	97,594	99,014	99,747	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
47	95,792	97,763	99,129	99,778	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
48	96,019	97,931	99,253	99,805	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
49	96,238	98,088	99,355	99,830	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
50	96,449	98,235	99,441	99,852	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
51	96,654	98,376	99,512	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
52	96,855	98,515	99,574	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
53	97,053	98,654	99,626	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
54	97,241	98,781	99,672	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
55	97,421	98,900	99,712	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
56	97,594	99,014	99,747	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
57	97,763	99,129	99,778	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
58	97,931	99,253	99,805	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
59	98,088	99,355	99,830	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
60	98,235	99,441	99,852	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

【「終身生命<低解約返戻金型>」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：70歳払込満了

発効時年齢	女性(経過年数)								
	1	2	3	4	5	10	15	20	25
0	775	1,558	2,347	3,144	3,947	8,052	12,260	16,517	20,880
1	792	1,590	2,397	3,210	4,029	8,210	12,480	16,806	21,243
2	809	1,625	2,448	3,277	4,113	8,369	12,701	17,101	21,613
3	827	1,660	2,499	3,346	4,199	8,530	12,923	17,403	21,992
4	844	1,695	2,552	3,416	4,285	8,690	13,150	17,711	22,379
5	862	1,730	2,606	3,486	4,370	8,849	13,381	18,026	22,776
6	881	1,768	2,659	3,555	4,456	9,008	13,619	18,349	23,183
7	900	1,803	2,712	3,625	4,542	9,166	13,864	18,680	23,601
8	916	1,838	2,764	3,694	4,629	9,325	14,114	19,019	24,030
9	935	1,873	2,817	3,765	4,715	9,489	14,372	19,369	24,473
10	953	1,910	2,872	3,836	4,801	9,659	14,638	19,730	24,929
11	972	1,948	2,926	3,905	4,885	9,836	14,914	20,103	25,401
12	991	1,984	2,978	3,973	4,971	10,020	15,198	20,488	25,888
13	1,008	2,017	3,028	4,040	5,055	10,211	15,492	20,887	26,392
14	1,026	2,052	3,081	4,110	5,146	10,411	15,799	21,301	26,916
15	1,043	2,088	3,135	4,187	5,246	10,621	16,119	21,732	27,460
16	1,062	2,126	3,196	4,271	5,352	10,842	16,453	22,181	28,027
17	1,082	2,169	3,262	4,362	5,467	11,073	16,801	22,649	28,616
18	1,106	2,218	3,336	4,460	5,590	11,316	17,165	23,136	29,229
19	1,131	2,269	3,412	4,562	5,717	11,567	17,542	23,640	29,864
20	1,157	2,321	3,492	4,667	5,847	11,827	17,933	24,164	30,523
21	1,185	2,377	3,573	4,775	5,982	12,095	18,338	24,709	31,206
22	1,214	2,433	3,656	4,886	6,121	12,374	18,759	25,274	31,917
23	1,242	2,489	3,742	5,000	6,264	12,664	19,196	25,864	32,656
24	1,272	2,549	3,832	5,121	6,414	12,965	19,652	26,477	33,427
25	1,303	2,611	3,926	5,245	6,570	13,280	20,128	27,116	34,234
26	1,335	2,676	4,023	5,375	6,733	13,608	20,625	27,782	35,077
27	1,369	2,744	4,124	5,511	6,903	13,951	21,145	28,480	35,960
28	1,404	2,815	4,231	5,653	7,081	14,310	21,690	29,209	36,888
29	1,441	2,889	4,342	5,802	7,268	14,687	22,260	29,974	37,861
30	1,481	2,967	4,460	5,959	7,463	15,082	22,857	30,778	38,884

【「終身生命〈低解約返戻金型〉」（共済金額10万円あたり）経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：70歳払込満了

発効時年齢	女性（経過年数）								
	30	40	50	60	70	80	90	100	110
0	25,341	34,543	44,106	54,088	64,656	95,279	97,575	99,328	99,852
1	25,777	35,127	44,843	54,996	92,680	95,534	97,768	99,428	100,000
2	26,222	35,727	45,600	55,931	92,995	95,785	97,959	99,510	100,000
3	26,678	36,341	46,380	56,897	93,311	96,033	98,151	99,578	100,000
4	27,146	36,972	47,182	57,893	93,616	96,272	98,332	99,636	100,000
5	27,625	37,619	48,009	58,923	93,912	96,503	98,507	99,686	100,000
6	28,117	38,284	48,861	59,988	94,200	96,728	98,682	99,729	100,000
7	28,623	38,969	49,741	61,091	94,480	96,949	98,861	99,766	100,000
8	29,143	39,674	50,650	62,235	94,753	97,168	99,054	99,798	100,000
9	29,680	40,402	51,590	63,423	95,019	97,375	99,206	99,827	100,000
10	30,234	41,154	52,562	64,656	95,279	97,575	99,328	99,852	100,000
11	30,806	41,933	53,570	92,680	95,534	97,768	99,428	100,000	100,000
12	31,399	42,739	54,615	92,995	95,785	97,959	99,510	100,000	100,000
13	32,011	43,574	55,699	93,311	96,033	98,151	99,578	100,000	100,000
14	32,646	44,442	56,827	93,616	96,272	98,332	99,636	100,000	100,000
15	33,305	45,342	57,999	93,912	96,503	98,507	99,686	100,000	100,000
16	33,988	46,277	59,220	94,200	96,728	98,682	99,729	100,000	100,000
17	34,698	47,251	60,492	94,480	96,949	98,861	99,766	100,000	100,000
18	35,435	48,264	61,821	94,753	97,168	99,054	99,798	100,000	100,000
19	36,202	49,317	63,207	95,019	97,375	99,206	99,827	100,000	100,000
20	36,998	50,414	64,656	95,279	97,575	99,328	99,852	100,000	100,000
21	37,827	51,557	92,680	95,534	97,768	99,428	100,000	100,000	100,000
22	38,690	52,751	92,995	95,785	97,959	99,510	100,000	100,000	100,000
23	39,591	53,999	93,311	96,033	98,151	99,578	100,000	100,000	100,000
24	40,532	55,305	93,616	96,272	98,332	99,636	100,000	100,000	100,000
25	41,516	56,674	93,912	96,503	98,507	99,686	100,000	100,000	100,000
26	42,545	58,111	94,200	96,728	98,682	99,729	100,000	100,000	100,000
27	43,625	59,620	94,480	96,949	98,861	99,766	100,000	100,000	100,000
28	44,758	61,211	94,753	97,168	99,054	99,798	100,000	100,000	100,000
29	45,948	62,887	95,019	97,375	99,206	99,827	100,000	100,000	100,000
30	47,199	64,656	95,279	97,575	99,328	99,852	100,000	100,000	100,000

【「終身生命<低解約返戻金型>」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：70歳払込満了

発効時年齢	女性(経過年数)								
	1	2	3	4	5	10	15	20	25
31	1,521	3,049	4,583	6,123	7,669	15,497	23,484	31,624	39,961
32	1,565	3,135	4,712	6,295	7,886	15,935	24,142	32,516	41,096
33	1,609	3,225	4,848	6,476	8,113	16,395	24,836	33,458	42,296
34	1,657	3,320	4,991	6,669	8,353	16,881	25,568	34,453	43,565
35	1,707	3,422	5,143	6,871	8,607	17,392	26,344	35,505	44,907
36	1,761	3,529	5,304	7,086	8,876	17,933	27,166	36,623	46,332
37	1,817	3,642	5,474	7,314	9,162	18,505	28,039	37,810	47,849
38	1,877	3,762	5,655	7,556	9,465	19,111	28,967	39,073	49,464
39	1,941	3,890	5,848	7,814	9,787	19,758	29,958	40,421	51,190
40	2,009	4,027	6,054	8,087	10,128	20,449	31,016	41,861	53,037
41	2,083	4,174	6,272	8,378	10,491	21,188	32,148	43,404	55,019
42	2,161	4,329	6,504	8,687	10,879	21,981	33,363	45,061	57,154
43	2,243	4,493	6,751	9,018	11,294	22,835	34,672	46,847	59,457
44	2,331	4,670	7,018	9,375	11,743	23,757	36,084	48,777	61,949
45	2,426	4,862	7,307	9,764	12,231	24,756	37,613	50,869	64,656
46	2,531	5,071	7,622	10,186	12,762	25,839	39,274	53,145	67,680
47	2,644	5,299	7,967	10,648	13,342	27,021	41,084	55,628	70,995
48	2,769	5,550	8,344	11,153	13,977	28,314	43,065	58,351	74,311
49	2,905	5,825	8,758	11,708	14,672	29,731	45,241	61,346	77,616
50	3,056	6,129	9,216	12,319	15,438	31,291	47,642	64,656	81,012
51	3,224	6,465	9,722	12,994	16,285	33,020	50,304	68,680	84,200
52	3,410	6,838	10,282	13,745	17,227	34,943	53,274	72,995	87,480
53	3,618	7,253	10,909	14,585	18,283	37,099	56,606	77,311	90,753
54	3,851	7,722	11,616	15,532	19,470	39,531	60,371	81,616	94,019
55	4,116	8,256	12,420	16,607	20,817	42,295	64,656	86,912	97,279
56	4,421	8,868	13,339	17,835	22,359	45,464	69,680	92,200	100,534
57	4,773	9,571	14,398	19,254	24,142	49,132	75,995	98,480	103,785
58	5,181	10,391	15,634	20,912	26,226	53,427	83,311	105,753	107,033
59	5,664	11,363	17,100	22,877	28,697	58,521	93,616	115,019	116,272
60	6,246	12,534	18,865	25,242	31,668	64,656	99,912	125,279	126,503

【「終身生命<低解約返戻金型>」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：70歳払込満了

発効時年齢	女性(経過年数)								
	30	40	50	60	70	80	90	100	110
31	48,518	92,680	95,534	97,768	99,428	100,000	100,000	100,000	100,000
32	49,909	92,995	95,785	97,959	99,510	100,000	100,000	100,000	100,000
33	51,381	93,311	96,033	98,151	99,578	100,000	100,000	100,000	100,000
34	52,939	93,616	96,272	98,332	99,636	100,000	100,000	100,000	100,000
35	54,592	93,912	96,503	98,507	99,686	100,000	100,000	100,000	100,000
36	56,350	94,200	96,728	98,682	99,729	100,000	100,000	100,000	100,000
37	58,223	94,480	96,949	98,861	99,766	100,000	100,000	100,000	100,000
38	60,222	94,753	97,168	99,054	99,798	100,000	100,000	100,000	100,000
39	62,362	95,019	97,375	99,206	99,827	100,000	100,000	100,000	100,000
40	64,656	95,279	97,575	99,328	99,852	100,000	100,000	100,000	100,000
41	92,680	95,534	97,768	99,428	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
42	92,995	95,785	97,959	99,510	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
43	93,311	96,033	98,151	99,578	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
44	93,616	96,272	98,332	99,636	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
45	93,912	96,503	98,507	99,686	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
46	94,200	96,728	98,682	99,729	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
47	94,480	96,949	98,861	99,766	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
48	94,753	97,168	99,054	99,798	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
49	95,019	97,375	99,206	99,827	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
50	95,279	97,575	99,328	99,852	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
51	95,534	97,768	99,428	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
52	95,785	97,959	99,510	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
53	96,033	98,151	99,578	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
54	96,272	98,332	99,636	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
55	96,503	98,507	99,686	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
56	96,728	98,682	99,729	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
57	96,949	98,861	99,766	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
58	97,168	99,054	99,798	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
59	97,375	99,206	99,827	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
60	97,575	99,328	99,852	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

【「終身生命<低解約返戻金型>」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：80歳払込満了

発効時年齢	男性(経過年数)									
	1	2	3	4	5	10	15	20	25	
0	704	1,427	2,169	2,930	3,696	7,587	11,548	15,524	19,593	
1	731	1,481	2,250	3,023	3,802	7,750	11,757	15,788	19,917	
2	758	1,536	2,318	3,104	3,895	7,904	11,955	16,048	20,236	
3	786	1,577	2,372	3,172	3,976	8,046	12,141	16,302	20,552	
4	800	1,604	2,414	3,227	4,044	8,173	12,319	16,550	20,865	
5	814	1,632	2,456	3,282	4,113	8,299	12,501	16,803	21,188	
6	829	1,662	2,498	3,338	4,181	8,423	12,690	17,062	21,519	
7	844	1,690	2,540	3,394	4,250	8,546	12,884	17,326	21,860	
8	858	1,718	2,582	3,450	4,320	8,667	13,084	17,597	22,212	
9	872	1,747	2,625	3,507	4,388	8,793	13,290	17,876	22,575	
10	886	1,776	2,669	3,562	4,454	8,925	13,501	18,166	22,950	
11	902	1,807	2,711	3,614	4,518	9,062	13,717	18,465	23,338	
12	917	1,833	2,749	3,665	4,579	9,205	13,941	18,775	23,739	
13	929	1,857	2,785	3,712	4,639	9,354	14,169	19,096	24,154	
14	941	1,882	2,821	3,761	4,706	9,511	14,411	19,431	24,581	
15	953	1,907	2,860	3,818	4,782	9,676	14,665	19,783	25,019	
16	967	1,933	2,905	3,882	4,865	9,849	14,932	20,150	25,471	
17	980	1,966	2,958	3,954	4,957	10,031	15,212	20,532	25,936	
18	1,000	2,006	3,017	4,035	5,058	10,223	15,506	20,933	26,417	
19	1,021	2,047	3,079	4,117	5,159	10,420	15,811	21,341	26,909	
20	1,042	2,090	3,144	4,201	5,261	10,625	16,127	21,757	27,416	
21	1,064	2,134	3,207	4,285	5,365	10,836	16,452	22,182	27,938	
22	1,087	2,177	3,271	4,369	5,470	11,055	16,790	22,616	28,477	
23	1,108	2,220	3,335	4,454	5,577	11,282	17,141	23,062	29,033	
24	1,130	2,263	3,401	4,542	5,690	11,520	17,500	23,522	29,602	
25	1,153	2,309	3,470	4,636	5,809	11,769	17,868	23,999	30,187	
26	1,176	2,357	3,543	4,736	5,936	12,030	18,246	24,492	30,788	
27	1,201	2,409	3,623	4,843	6,070	12,303	18,635	25,004	31,408	
28	1,229	2,465	3,707	4,955	6,211	12,589	19,035	25,536	32,047	
29	1,258	2,523	3,795	5,073	6,358	12,880	19,448	26,080	32,701	
30	1,289	2,584	3,886	5,195	6,511	13,176	19,876	26,639	33,372	
31	1,320	2,647	3,982	5,324	6,672	13,478	20,318	27,213	34,061	
32	1,354	2,714	4,082	5,457	6,839	13,787	20,777	27,805	34,773	
33	1,388	2,783	4,186	5,596	7,014	14,103	21,253	28,416	35,508	
34	1,424	2,856	4,295	5,742	7,189	14,430	21,742	29,042	36,266	
35	1,462	2,932	4,410	5,887	7,364	14,769	22,243	29,686	37,049	

【「終身生命<低解約返戻金型>」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：80歳払込満了

発効時年齢	男性(経過年数)								
	30	40	50	60	70	80	90	100	110
0	23,741	32,350	41,140	49,865	58,419	67,514	98,235	99,441	99,852
1	24,127	32,857	41,746	50,541	59,199	96,654	98,376	99,512	100,000
2	24,513	33,365	42,357	51,228	60,005	96,855	98,515	99,574	100,000
3	24,900	33,874	42,974	51,926	60,841	97,053	98,654	99,626	100,000
4	25,287	34,388	43,593	52,630	61,689	97,241	98,781	99,672	100,000
5	25,685	34,913	44,223	53,345	62,558	97,421	98,900	99,712	100,000
6	26,095	35,451	44,863	54,074	63,456	97,594	99,014	99,747	100,000
7	26,517	36,003	45,515	54,821	64,392	97,763	99,129	99,778	100,000
8	26,951	36,569	46,183	55,588	65,375	97,931	99,253	99,805	100,000
9	27,395	37,146	46,862	56,380	66,411	98,088	99,355	99,830	100,000
10	27,847	37,734	47,555	57,202	67,514	98,235	99,441	99,852	100,000
11	28,309	38,336	48,264	58,057	96,654	98,376	99,512	100,000	100,000
12	28,782	38,950	48,991	58,948	96,855	98,515	99,574	100,000	100,000
13	29,266	39,581	49,739	59,878	97,053	98,654	99,626	100,000	100,000
14	29,766	40,224	50,500	60,831	97,241	98,781	99,672	100,000	100,000
15	30,283	40,882	51,280	61,812	97,421	98,900	99,712	100,000	100,000
16	30,818	41,556	52,079	62,833	97,594	99,014	99,747	100,000	100,000
17	31,372	42,249	52,903	63,902	97,763	99,129	99,778	100,000	100,000
18	31,946	42,960	53,754	65,033	97,931	99,253	99,805	100,000	100,000
19	32,530	43,687	54,636	66,231	98,088	99,355	99,830	100,000	100,000
20	33,128	44,431	55,557	67,514	98,235	99,441	99,852	100,000	100,000
21	33,740	45,195	56,517	96,654	98,376	99,512	100,000	100,000	100,000
22	34,367	45,981	57,525	96,855	98,515	99,574	100,000	100,000	100,000
23	35,012	46,793	58,582	97,053	98,654	99,626	100,000	100,000	100,000
24	35,671	47,623	59,670	97,241	98,781	99,672	100,000	100,000	100,000
25	36,347	48,476	60,799	97,421	98,900	99,712	100,000	100,000	100,000
26	37,041	49,356	61,982	97,594	99,014	99,747	100,000	100,000	100,000
27	37,755	50,266	63,230	97,763	99,129	99,778	100,000	100,000	100,000
28	38,492	51,211	64,558	97,931	99,253	99,805	100,000	100,000	100,000
29	39,250	52,200	65,979	98,088	99,355	99,830	100,000	100,000	100,000
30	40,030	53,238	67,514	98,235	99,441	99,852	100,000	100,000	100,000
31	40,836	54,331	96,654	98,376	99,512	100,000	100,000	100,000	100,000
32	41,671	55,486	96,855	98,515	99,574	100,000	100,000	100,000	100,000
33	42,540	56,711	97,053	98,654	99,626	100,000	100,000	100,000	100,000
34	43,434	57,981	97,241	98,781	99,672	100,000	100,000	100,000	100,000
35	44,359	59,312	97,421	98,900	99,712	100,000	100,000	100,000	100,000

【「終身生命<低解約返戻金型>」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：80歳払込満了

発効時年齢	男性(経過年数)								
	1	2	3	4	5	10	15	20	25
36	1,502	3,012	4,521	6,031	7,540	15,120	22,760	30,351	37,862
37	1,544	3,087	4,631	6,174	7,718	15,485	23,294	31,039	38,709
38	1,579	3,158	4,737	6,317	7,898	15,866	23,848	31,753	39,594
39	1,616	3,233	4,850	6,469	8,091	16,261	24,421	32,495	40,513
40	1,656	3,312	4,970	6,631	8,297	16,674	25,017	33,272	41,472
41	1,698	3,396	5,100	6,806	8,518	17,105	25,638	34,085	42,477
42	1,742	3,488	5,239	6,994	8,754	17,557	26,289	34,941	43,534
43	1,791	3,588	5,389	7,195	9,007	18,031	26,972	35,845	44,654
44	1,845	3,694	5,548	7,410	9,266	18,522	27,684	36,786	45,847
45	1,901	3,807	5,719	7,627	9,533	19,030	28,429	37,771	47,127
46	1,961	3,928	5,891	7,851	9,809	19,559	29,213	38,809	48,502
47	2,025	4,046	6,064	8,080	10,095	20,112	30,041	39,908	49,987
48	2,083	4,162	6,240	8,317	10,394	20,695	30,920	41,080	51,596
49	2,145	4,288	6,430	8,573	10,707	21,310	31,847	42,347	53,308
50	2,213	4,424	6,637	8,840	11,037	21,964	32,829	43,721	55,147
51	2,286	4,572	6,850	9,120	11,385	22,663	33,878	45,217	57,144
52	2,365	4,722	7,071	9,414	11,755	23,412	35,003	46,852	59,333
53	2,441	4,874	7,302	9,727	12,151	24,219	36,217	48,647	61,759
54	2,524	5,041	7,556	10,070	12,576	25,080	37,550	50,579	64,464
55	2,615	5,226	7,837	10,439	13,037	26,007	39,017	52,682	67,514
56	2,715	5,430	8,136	10,838	13,538	27,010	40,640	54,997	96,654
57	2,827	5,646	8,460	11,271	14,086	28,102	42,442	57,572	96,855
58	2,941	5,876	8,810	11,746	14,688	29,302	44,452	60,468	97,053
59	3,068	6,134	9,203	12,277	15,337	30,643	46,649	63,750	97,241
60	3,211	6,424	9,644	12,848	16,043	32,150	49,082	67,514	97,421
61	3,373	6,752	10,114	13,467	16,818	33,850	51,811	96,654	97,594
62	3,555	7,093	10,622	14,148	17,679	35,781	54,912	96,855	97,763
63	3,733	7,456	11,177	14,904	18,644	37,988	58,479	97,053	97,931
64	3,940	7,876	11,820	15,778	19,771	40,464	62,626	97,241	98,088
65	4,179	8,366	12,568	16,807	21,091	43,287	67,514	97,421	98,235
66	4,460	8,938	13,456	18,022	22,644	46,555	96,654	97,594	98,376
67	4,793	9,628	14,515	19,464	24,484	50,399	96,855	97,763	98,515
68	5,202	10,462	15,786	21,188	26,679	54,998	97,053	97,931	98,654
69	5,695	11,463	17,314	23,262	29,216	60,582	97,241	98,088	98,781
70	6,297	12,684	19,177	25,679	32,232	67,514	97,421	98,235	98,900

【「終身生命<低解約返戻金型>」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：80歳払込満了

発効時年齢	男性(経過年数)								
	30	40	50	60	70	80	90	100	110
36	45,319	60,720	97,594	99,014	99,747	100,000	100,000	100,000	100,000
37	46,323	62,223	97,763	99,129	99,778	100,000	100,000	100,000	100,000
38	47,375	63,841	97,931	99,253	99,805	100,000	100,000	100,000	100,000
39	48,490	65,595	98,088	99,355	99,830	100,000	100,000	100,000	100,000
40	49,678	67,514	98,235	99,441	99,852	100,000	100,000	100,000	100,000
41	50,946	69,654	98,376	99,512	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
42	52,304	71,855	98,515	99,574	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
43	53,764	74,053	98,654	99,626	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
44	55,299	76,241	98,781	99,672	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
45	56,932	78,421	98,900	99,712	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
46	58,685	80,594	99,014	99,747	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
47	60,586	82,763	99,129	99,778	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
48	62,667	84,931	99,253	99,805	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
49	64,960	87,088	99,355	99,830	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
50	67,514	89,235	99,441	99,852	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
51	71,375	91,376	99,512	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
52	75,514	93,515	99,574	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
53	80,053	95,654	99,626	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
54	85,053	97,781	99,672	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
55	90,514	99,900	99,712	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
56	97,594	102,014	99,747	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
57	105,375	104,129	99,778	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
58	114,931	106,253	99,805	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
59	126,375	108,355	99,830	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
60	139,852	110,441	99,852	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
61	155,512	112,512	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
62	173,574	114,574	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
63	194,129	116,626	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
64	218,376	118,672	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
65	246,512	120,712	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
66	279,747	122,747	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
67	318,376	124,778	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
68	373,512	126,805	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
69	437,805	128,830	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
70	513,512	130,852	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

【「終身生命<低解約返戻金型>」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：80歳払込満了

発効時年齢	女性(経過年数)								
	1	2	3	4	5	10	15	20	25
0	693	1,393	2,100	2,813	3,533	7,214	10,985	14,793	18,694
1	707	1,421	2,142	2,869	3,602	7,344	11,164	15,027	18,987
2	722	1,450	2,185	2,925	3,672	7,476	11,343	15,264	19,284
3	736	1,479	2,227	2,983	3,744	7,608	11,521	15,506	19,586
4	751	1,508	2,272	3,041	3,814	7,737	11,701	15,751	19,893
5	766	1,538	2,316	3,098	3,884	7,865	11,883	16,001	20,206
6	781	1,568	2,360	3,155	3,954	7,989	12,070	16,253	20,525
7	797	1,597	2,402	3,210	4,023	8,112	12,260	16,512	20,850
8	810	1,624	2,442	3,265	4,091	8,233	12,454	16,774	21,181
9	824	1,652	2,484	3,321	4,158	8,359	12,653	17,044	21,522
10	839	1,681	2,528	3,375	4,223	8,488	12,857	17,320	21,870
11	853	1,711	2,569	3,427	4,287	8,622	13,067	17,604	22,229
12	869	1,737	2,608	3,478	4,349	8,761	13,282	17,896	22,597
13	881	1,761	2,643	3,527	4,410	8,904	13,503	18,195	22,975
14	893	1,786	2,681	3,577	4,477	9,054	13,733	18,506	23,367
15	906	1,812	2,720	3,632	4,550	9,211	13,973	18,828	23,772
16	919	1,839	2,764	3,695	4,630	9,377	14,223	19,162	24,191
17	933	1,870	2,814	3,762	4,716	9,549	14,482	19,508	24,625
18	951	1,908	2,869	3,836	4,808	9,730	14,751	19,866	25,075
19	970	1,945	2,926	3,912	4,902	9,916	15,028	20,235	25,536
20	990	1,985	2,986	3,990	4,999	10,105	15,313	20,615	26,010
21	1,010	2,025	3,045	4,069	5,097	10,301	15,604	21,006	26,497
22	1,031	2,066	3,105	4,150	5,198	10,501	15,906	21,410	26,999
23	1,051	2,107	3,167	4,232	5,300	10,707	16,216	21,825	27,516
24	1,072	2,149	3,231	4,316	5,407	10,921	16,537	22,254	28,052
25	1,094	2,193	3,297	4,404	5,516	11,141	16,869	22,698	28,606
26	1,117	2,239	3,365	4,495	5,630	11,369	17,212	23,155	29,181
27	1,141	2,286	3,435	4,589	5,748	11,605	17,569	23,627	29,777
28	1,165	2,334	3,508	4,686	5,870	11,849	17,938	24,116	30,396
29	1,190	2,384	3,583	4,787	5,996	12,102	18,320	24,625	31,039
30	1,216	2,437	3,662	4,892	6,126	12,366	18,715	25,153	31,708
31	1,243	2,491	3,744	5,001	6,262	12,640	19,125	25,703	32,404
32	1,272	2,548	3,828	5,114	6,404	12,926	19,550	26,276	33,130
33	1,301	2,606	3,916	5,231	6,551	13,222	19,992	26,874	33,887
34	1,331	2,667	4,008	5,354	6,705	13,530	20,453	27,497	34,676
35	1,363	2,731	4,104	5,482	6,865	13,850	20,934	28,148	35,500

【「終身生命<低解約返戻金型>」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：80歳払込満了

発効時年齢	女性(経過年数)								
	30	40	50	60	70	80	90	100	110
0	22,679	30,878	39,349	48,107	57,218	66,695	97,575	99,328	99,852
1	23,029	31,343	39,929	48,810	58,063	95,534	97,768	99,428	100,000
2	23,386	31,819	40,522	49,530	58,932	95,785	97,959	99,510	100,000
3	23,748	32,304	41,128	50,268	59,827	96,033	98,151	99,578	100,000
4	24,117	32,797	41,747	51,024	60,733	96,272	98,332	99,636	100,000
5	24,494	33,300	42,382	51,800	61,654	96,503	98,507	99,686	100,000
6	24,877	33,814	43,033	52,597	62,596	96,728	98,682	99,729	100,000
7	25,269	34,339	43,700	53,418	63,566	96,949	98,861	99,766	100,000
8	25,670	34,877	44,385	54,263	64,568	97,168	99,054	99,798	100,000
9	26,081	35,428	45,088	55,133	65,609	97,375	99,206	99,827	100,000
10	26,503	35,995	45,810	56,029	66,695	97,575	99,328	99,852	100,000
11	26,937	36,578	46,554	56,956	95,534	97,768	99,428	100,000	100,000
12	27,383	37,177	47,319	57,914	95,785	97,959	99,510	100,000	100,000
13	27,842	37,795	48,109	58,905	96,033	98,151	99,578	100,000	100,000
14	28,314	38,432	48,923	59,914	96,272	98,332	99,636	100,000	100,000
15	28,802	39,089	49,764	60,947	96,503	98,507	99,686	100,000	100,000
16	29,304	39,769	50,635	62,010	96,728	98,682	99,729	100,000	100,000
17	29,822	40,471	51,534	63,109	96,949	98,861	99,766	100,000	100,000
18	30,358	41,198	52,466	64,251	97,168	99,054	99,798	100,000	100,000
19	30,910	41,946	53,431	65,444	97,375	99,206	99,827	100,000	100,000
20	31,479	42,719	54,430	66,695	97,575	99,328	99,852	100,000	100,000
21	32,066	43,517	55,466	95,534	97,768	99,428	100,000	100,000	100,000
22	32,673	44,342	56,543	95,785	97,959	99,510	100,000	100,000	100,000
23	33,300	45,198	57,663	96,033	98,151	99,578	100,000	100,000	100,000
24	33,950	46,083	58,808	96,272	98,332	99,636	100,000	100,000	100,000
25	34,622	47,002	59,988	96,503	98,507	99,686	100,000	100,000	100,000
26	35,319	47,958	61,209	96,728	98,682	99,729	100,000	100,000	100,000
27	36,043	48,951	62,481	96,949	98,861	99,766	100,000	100,000	100,000
28	36,796	49,986	63,813	97,168	99,054	99,798	100,000	100,000	100,000
29	37,577	51,064	65,213	97,375	99,206	99,827	100,000	100,000	100,000
30	38,388	52,189	66,695	97,575	99,328	99,852	100,000	100,000	100,000
31	39,233	53,365	95,534	97,768	99,428	100,000	100,000	100,000	100,000
32	40,114	54,595	95,785	97,959	99,510	100,000	100,000	100,000	100,000
33	41,034	55,885	96,033	98,151	99,578	100,000	100,000	100,000	100,000
34	41,994	57,216	96,272	98,332	99,636	100,000	100,000	100,000	100,000
35	43,000	58,598	96,503	98,507	99,686	100,000	100,000	100,000	100,000

【「終身生命〈低解約返戻金型〉」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：80歳払込満了

発効時年齢	女性(経過年数)								
	1	2	3	4	5	10	15	20	25
36	1,397	2,798	4,204	5,615	7,032	14,183	21,438	28,829	36,362
37	1,432	2,867	4,309	5,755	7,207	14,530	21,965	29,541	37,265
38	1,467	2,940	4,418	5,902	7,391	14,892	22,518	30,290	38,212
39	1,506	3,016	4,533	6,056	7,582	15,271	23,097	31,073	39,207
40	1,546	3,097	4,654	6,215	7,780	15,670	23,705	31,896	40,253
41	1,588	3,182	4,780	6,381	7,986	16,089	24,345	32,761	41,355
42	1,632	3,269	4,909	6,553	8,202	16,530	25,019	33,673	42,519
43	1,677	3,358	5,043	6,733	8,427	16,996	25,731	34,635	43,751
44	1,724	3,452	5,185	6,923	8,667	17,489	26,482	35,654	45,056
45	1,774	3,553	5,336	7,126	8,923	18,012	27,277	36,733	46,440
46	1,827	3,659	5,498	7,343	9,195	18,567	28,120	37,879	47,913
47	1,884	3,774	5,670	7,575	9,486	19,157	29,017	39,100	49,484
48	1,945	3,896	5,856	7,823	9,798	19,787	29,973	40,402	51,163
49	2,010	4,027	6,053	8,088	10,129	20,456	30,990	41,792	52,931
50	2,080	4,168	6,265	8,369	10,482	21,169	32,078	43,280	54,805
51	2,155	4,319	6,490	8,670	10,858	21,930	33,242	44,876	56,810
52	2,236	4,479	6,731	8,992	11,262	22,747	34,494	46,596	58,969
53	2,321	4,650	6,989	9,337	11,696	23,626	35,844	48,453	61,314
54	2,413	4,835	7,268	9,711	12,163	24,572	37,300	50,431	63,875
55	2,513	5,036	7,571	10,114	12,666	25,597	38,880	52,555	66,695
56	2,622	5,255	7,897	10,548	13,210	26,710	40,599	54,857	69,534
57	2,741	5,490	8,250	11,020	13,803	27,924	42,477	57,374	72,485
58	2,867	5,744	8,632	11,534	14,449	29,252	44,537	60,150	75,533
59	3,005	6,023	9,055	12,100	15,160	30,713	46,766	63,235	78,687
60	3,159	6,333	9,522	12,725	15,944	32,327	49,204	66,695	81,947
61	3,331	6,677	10,039	13,417	16,814	34,118	51,899	69,534	85,312
62	3,522	7,060	10,614	14,188	17,784	36,119	54,912	72,785	88,783
63	3,734	7,486	11,259	15,054	18,874	38,368	58,316	76,361	92,360
64	3,974	7,969	11,988	16,034	20,103	40,862	62,203	80,172	96,053
65	4,248	8,520	12,821	17,147	21,502	43,667	66,695	84,229	100,000
66	4,562	9,155	13,774	18,423	23,107	46,872	71,734	89,572	104,250
67	4,928	9,885	14,874	19,901	24,968	50,592	77,415	95,259	108,825
68	5,351	10,737	16,163	21,633	27,151	54,981	83,700	101,320	113,660
69	5,854	11,752	17,697	23,694	29,675	60,248	90,649	108,705	118,780
70	6,462	12,978	19,550	26,105	32,670	66,695	98,320	117,575	124,200

【「終身生命<低解約返戻金型>」(共済金額10万円あたり)経過年数ごとの解約返戻金額】払込方法：80歳払込満了

発効時年齢	女性(経過年数)								
	30	40	50	60	70	80	90	100	110
36	44,052	60,042	96,728	98,682	99,729	100,000	100,000	100,000	100,000
37	45,158	61,559	96,949	98,861	99,766	100,000	100,000	100,000	100,000
38	46,320	63,165	97,168	99,054	99,798	100,000	100,000	100,000	100,000
39	47,543	64,871	97,375	99,206	99,827	100,000	100,000	100,000	100,000
40	48,830	66,695	97,575	99,328	99,852	100,000	100,000	100,000	100,000
41	50,189	95,534	97,768	99,428	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
42	51,629	95,785	97,959	99,510	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
43	53,154	96,033	98,151	99,578	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
44	54,746	96,272	98,332	99,636	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
45	56,422	96,503	98,507	99,686	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
46	58,196	96,728	98,682	99,729	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
47	60,088	96,949	98,861	99,766	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
48	62,119	97,168	99,054	99,798	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
49	64,312	97,375	99,206	99,827	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
50	66,695	97,575	99,328	99,852	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
51	95,534	97,768	99,428	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
52	95,785	97,959	99,510	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
53	96,033	98,151	99,578	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
54	96,272	98,332	99,636	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
55	96,503	98,507	99,686	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
56	96,728	98,682	99,729	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
57	96,949	98,861	99,766	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
58	97,168	99,054	99,798	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
59	97,375	99,206	99,827	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
60	97,575	99,328	99,852	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
61	97,768	99,428	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
62	97,959	99,510	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
63	98,151	99,578	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
64	98,332	99,636	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
65	98,507	99,686	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
66	98,682	99,729	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
67	98,861	99,766	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
68	99,054	99,798	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
69	99,206	99,827	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
70	99,328	99,852	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

## その他のお知らせ

### ■外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に関するお願い (「終身生命〈低解約返戻金型〉」)

1. 2014年7月から、米国法「FATCA (外国口座税務コンプライアンス法)」による確認手続きが行われています。FATCAは米国の納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関(共済団体や保険会社も含む)に対して、契約者が米国の納税義務者であるかを確認することを求める法律です。
2. 当会では、FATCA実施に関する日米当局間の声明\*および米国法令にもとづき、皆様が共済金等を受け取るとき、海外渡航をされるときなどに、米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には必要な書類のご提出、ご記入をお願いすることがあります。
3. その確認により、契約内容がFATCAの求める基準に該当する場合には、米国内国歳入庁宛に契約情報の報告を行っています。なお、書類提出に同意いただけない場合についても、米国内国歳入庁の要請にもとづき、税務当局から情報開示が求められた場合には、該当の契約情報等の提供を行います。

\*国際的な税務コンプライアンスの向上およびFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局間の相互協力および理解に関する声明

### ■共通報告基準 (CRS) に関するお願い (「終身生命〈低解約返戻金型〉」)

1. CRSは、外国の金融機関の口座を通じた国際的な脱税および租税回避に対処することを目的に、各国の税務当局間で非居住者の金融資産の情報を相互交換するために、OECD(経済協力開発機構)が策定した統一基準です。
2. 日本でもCRSにもとづき国内法\*が整備され、2017年1月1日以後に金融機関(共済団体や保険会社も含む)で特定の取引を行う際、届出書の提出による居住地国名等の確認手続きが行われます。
3. 当会では、国内法にもとづき、各種手続きの際、居住地国名等を記載した届出書のご提出、ご記入が必要となる場合があります。
4. 届出書等の確認により報告対象となる非居住者と判明した場合、国内法にもとづき国税庁へ契約情報等の報告を行います。
5. 届出書を提出しない又は届出書等に虚偽の記載をして提出

した場合には、6ヵ月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科される場合があります。

6. なお、届出書等により確認した内容に変更が生じた場合は、当会までご連絡ください。

\*租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

## 共済金に関するよくあるご質問

共済金に関するよくあるご質問です。ご請求の前にご確認ください。

**Q1** 出産で入院をした場合、共済金は支払われますか？（「終身医療」）

**A1** 異常分娩等で健康保険が適用となる場合は共済金の支払対象となります。

なお、正常分娩の場合は支払対象外です。

👉「入院共済金」についてはP.14

**Q2** 介護保険による介護施設への入所の場合、入院共済金は支払われますか？（「終身医療」）

**A2** 介護保険による入所は入院に関する共済金の支払対象外です。

👉「入院共済金」についてはP.14

**Q3** 手術をしましたが、共済金は支払われますか？（「終身医療」）

**A3** 病気または不慮の事故等によるケガの治療を直接の目的として、所定の手術を受けた場合、共済金をお支払いします。

👉「手術共済金」についてはP.20

**Q4** 同じ日に2種類以上の手術を受けた場合、共済金はどのように支払われますか？（「終身医療」）

**A4** 同じ日に2種類以上の手術を受けた場合または1種類の手術を複数回受けた場合、最も支払倍率の高いいずれか1種類の手術を1回受けたものとみなし、共済金をお支払いします。

👉「手術共済金」についてはP.20

**Q5** 共済金が支払われるまで、どのくらい時間がかかりますか？（「終身生命〈低解約返戻金型〉」「終身医療」）

**A5** 共済金の請求に必要な書類がすべて当会に到着した日の翌日から10日以内（土曜日、日曜日、祝日および12月29日から翌月3日までの日を含みません）に、共済金をお支払いします。

なお、通常よりお時間をいただく場合があります。

👉「共済金のご請求とお支払い」についてはP.69

## **ご案内** 異常災害見舞金について

CO・OP共済では、契約者または被共済者が居住する住宅が、地震、津波、または噴火によって損害を被った場合、損害の程度に応じて異常災害見舞金をお支払いすることがあります。

異常災害見舞金は、毎年の決算に応じて剰余が生じた場合、その一部を積み立てておき、被災された契約者世帯に対するお見舞金とするものです。

# MEMO

---

---

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

---

---











# CO・OP 共済のお問い合わせ

CO・OP共済に関するお問い合わせやご相談、お手続きは以下よりお願いします。

※ご契約者本人（共済金のご請求は共済金の受取人）からお問い合わせ・お手続きください。

## ■電話でのお問い合わせ先

- 共済金のご請求について ☎ **0120-80-9431**
- ご加入やご契約について ☎ **0120-50-9431**

70歳以上の方向けのお問い合わせ窓口もございます

- シニアサポートダイヤル ☎ **0120-15-9431**

受付時間／9:00～18:00 月～土（祝日含む）  
※年末年始は休業

## ■インターネットでのお問い合わせ先

LINEで簡単にお問い合わせが可能です。



**URL** <https://coopkyosai.coop/webcontact>

## ■共済マイページから可能なお手続き

割戻金のご請求／住所・電話番号の変更／掛金振替口座の変更 等

※コープ共済商品により可能なお手続きが異なります。また、契約状況・時期・ご請求内容などによりお取り扱いできない場合がございます。



**URL** <https://mypage.coopkyosai.coop>

共済金のご請求や、登録情報（住所や電話番号等）に変更がある場合などは、必ずご連絡ください。

## 日本コープ共済生活協同組合連合会

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-13

CO・OP共済ホームページ <https://coopkyosai.coop>

落丁・乱丁がある場合はお取り替えいたします。